第３節　政庁の変遷

政庁の変遷について、前述し、設定した各遺構期ごとに主要な遺構の変遷および年代についてまとめることとする。

政庁は、前述した各遺構期の設定に示すように、区画施設や正殿の建て替えなどから、おおよそ６期の変遷を考えることが可能である。また、各期の年代についても、前述した出土遺物の年代比定によりおおよその年代把握が可能である。

変遷における大きな画期は、Ⅰ期（創建）からの区画施設である築地塀を廃棄し一本柱列塀にし、整地地業など全体的な改修を行ったⅢ期、大規模な火災によって焼失したⅣ期を復興し、区画施設を一本柱列塀から材木列塀に変え、門の構造や建物配置も大きく変わるⅤ期、正殿が掘立柱建物から礎石建物に変わるⅥ期である。それらの変遷の画期は後述するように文献史料の記事に示される事件や政治的、社会的背景に関連するものとなっている。

【Ⅰ期】政庁は、秋田「出羽柵」創建とともに中心施設として建設されており、本期は秋田「出羽柵」の創建期になる。その創建当初には中心施設である政庁域確保のために大規模な造成が行われている。東南部が地形的に狭隘なことから、在地蝦夷の住居と考えられる竪穴住居一軒を埋め、さらに西南部にも大規模な盛土による整地地業を行い面積の拡充を図っている。しかし、結果的には、政庁の規模と形態は東西94m、南北77mの横長となっており、地形的制約から他の城柵遺跡では普遍的である縦長の形態を維持できるまでには至っていない。なお、政庁の規模については、北東、東南のコーナーがあきらかなことから南北の長さは明確であるが、東西規模については東辺から正殿中軸線までの距離を折り返して仮想西辺を決定したものである。

本期の区画施設は、外郭区画施設と同じ瓦葺きのSF677B築地塀である。築地塀に伴う門はSA718柱列（SA718東門）で棟門程度の簡易な構造の門が考えられる。北門については攪乱と削平により確認できず不明である。

正殿は、東西５間×南北３間で南側に片廂が付くSB748B掘立柱建物である。正殿の北東にはSB680掘立柱建物が伴う。南にはSB754B掘立柱建物が伴うが、仮設的な建物の可能性もある。

本期の年代は、前述した年代比定資料となる政庁造成時に埋められた竪穴住居跡の出土土器が８世紀前半の特徴を有する土師器であること、秋田「出羽柵」の遷置された年代が『続日本紀』の記事によれば天平５年（733）であることから、始まりは天平５年と考えられる。終わりは築地塀崩壊土上層から出土した宝亀元年（770）銘の漆紙文書と前述した同層出土の土器形態から８世紀後半の前葉と考えられる。

【Ⅱ期】本期の区画施設は北半分は築地塀であるが、南半分は材木塀によって囲まれる変則的な形態となる。北半分の築地塀のSF677Aは、前期の築地塀を一度嵩上げし非瓦葺きとしている。南半部については、築地塀からSA719布掘り溝を伴う材木塀に変化している。区画施設の北辺における本期の

門跡はⅠ期同様不明である。東辺の門については築地塀と南半部のSA719材木塀との位置関係からⅠ期のSA718柱列（SA718東門）とほぼ同位置と考えられるが、柱掘り方の重複は確認されていない。

正殿は前段階と同じく５間×３間で南側に片廂が付く構造のSB748A掘立柱建物で、正殿の北東にはSB679掘立柱建物、北西にはSB769掘立柱建物が伴う。南にはSB754A掘立柱建物が伴っているが仮設的な建物の可能性もある。

なお、次期Ⅲ期の正殿の柱掘り方の埋土および周囲の建物の柱掘り方の埋土にも焼土と炭化物が混入することから、Ⅱ期の政庁は焼失したと考えられる。

本期の年代は、始まりは前期Ⅰ期築地塀の崩壊年代と前述したSB679掘り方出土の８世紀第３四半期に位置づけられる須恵器坏などから８世紀後半の前葉と考えられる。終わりは後述するⅢ期開始に伴う整地地業の年代から８世紀末～９世紀初頭と考えられる。

【Ⅲ期】本期は、政庁域全体に整地地業を行い、全体的な改修を行っており、変遷における大きな画期となっている。

区画施設は構造を大きく変えており、崩壊した築地塀の高まりに方形の柱掘り方を掘り、一定間隔で柱を立てたSA707一本柱列塀となっている。政庁東門は位置と構造を変え東辺一本柱列塀中央やや南寄りの３間×２間の総柱建物SB717掘立柱建物となり、建物の西側柱列に一本柱列塀が取り付く形に変わる。

正殿も、位置・規模はほぼ同じであるが、構造をやや変えてⅠ・Ⅱ期の５間×３間の身舎から、５間×２間の身舎に南廂を取り付けたSB745掘立柱建物となっている。以後、Ⅴ期までこの形態が続き、正殿の東にはSB953C掘立柱建物、北東にはSB678掘立柱建物、北西にはSB759掘立柱建物が伴う。南にはSB749掘立柱建物が伴っているが、仮設的な建物の可能性もある。

現時点の調査成果においては、全体を構成する建物数が最も多く、東門の建物構造が充実するなど全体が改めて整備される時期といえる。

本期の年代については、前述したように年代比定資料として政庁域の整地土層中や正殿の掘り方埋土から８世紀末～９世紀第１四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Ｂが出土している。また、外郭においては外郭Ⅲ期の改修に伴い大規模整地が行われ、その整地層に覆われ延暦10年（791）～同14年（795）銘の木簡が出土し、区画施設が築地塀から布掘り溝を伴う材木塀に移行する等、政庁と共通する大規模整地と区画構造物の材木塀への変化が認められ、それが秋田城における同時期の全体的な改修を示唆していると考えられる。それらのことからも始まりについては８世紀末から９世紀初頭頃と考えられる。また終わりについては明確な根拠はないが、天長７年（830）の出羽国の大地震の被害影響による建て替えによる可能性が考えられる。

【Ⅳ期】本期は構成施設に基本的変化はないものの、存続期間等も考慮し、ＡとＢの２小期に区分される。

区画施設や門の基本構造には変化はなく、やや位置を変え、Ａ期は前期（Ⅲ期）の一本柱列塀を約

2.6m外側に移動したSA706一本柱列塀、B期はさらに2.8m外側に移動したSA705一本柱列塀となっている。東辺中央やや南寄りにA・B期にそれぞれ3間×2間のSB702・SB701掘立柱建物の東門が伴う。

正殿は、方位を真北方向に向けA期はSB746B掘立柱建物、B期はSB746A掘立柱建物である。正殿東建物はA期がSB953B掘立柱建物、B期がSB953A掘立柱建物で、この期に総柱建物となる。北西建物は、A期にのみ存在するSB758掘立柱建物で前期よりややこぶりな大きさに変化する。

B期正殿の柱痕跡には、焼土と炭化物、建物の焼壁が多量に混入しており、火災によって焼失したものと考えられる。

本期の年代は、A期の始まりがⅢ期建物の存続年代や、B期の開始時期等より9世期第2四半期以降、B期の始まりは、前述したように年代比定資料としてSB953A掘り方の埋土から9世紀第3四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Aが出土することなどから、それ以降と考えられる。終わりについては9世紀第3四半期以降となり、V期建物出土遺物の年代や、柱痕跡に多量に混入した焼土と炭化物などから、元慶2年（878）の俘囚の反乱による焼失によるものであることが想定できる。

【V期】本期は、大規模な火災による焼失等、元慶の乱で受けた被害を復興した時期と考えられる。区画施設および門の構造や建物配置なども大きく変わり、変遷における大きな画期となっている。

区画施設は、一本柱列塀から布掘り溝を伴うSA697材木塀にかわり、南北に約41m確認されているが全体としてやや不明確となる。北に進むにしたがって狭く、浅くなり北辺のコーナー部については、削平のため不明である。東辺のほぼ中央部には、布掘り溝が棟通りに取り付く1間×2間のSB696A・B掘立柱建物の東門が伴い、同位置で建て替えが確認されている。

正殿は、東西棟のSB744掘立柱建物で、前期（Ⅳ期）より若干こぶりな建物となっている。北東建物は南北棟のSB662・SB663掘立柱建物である。

本期の年代は、始まりが元慶2年（878）以降となる。出土遺物からも前述したように年代比定資料としてSB744やSB662掘り方の埋土から9世紀第4四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Aや皿が出土していることなどから、やはりそれ以降と考えられる。終わりについてはⅥ期建物出土遺物の年代等から10世紀第1四半期頃と考えられる。

【Ⅵ期】本期は、最上層検出の遺構であり、政庁の最終末期となる。そのため後世の削平も多く、建物や区画施設等政庁内の様相は不明な点が多い。

区画施設はSA698材木塀であるが、東辺のわずか28m間の確認であり、周囲を巡るものか、単なる目隠し状の塀になるのか不明である。

正殿はSB743東西棟建物で、柱位置部分に根石状の河原石が認められることから、全期を通じて初めて礎石建物となると考えられ、また、規模は桁行が5間、梁間が2～3間と考えられるが判然とせず廂は付かない。北東建物は、東西棟のSB661掘立柱建物で南桁の西半分が出っ張るような構造である。北西建物は消滅して存在しない。

本期の年代は、始まりが前述したように年代比定資料として、SB661掘り方の埋土から10世紀第1四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器皿が出土していることなどから、それ以降と考えられる。終末については明確ではないが、政庁域における最上層の遺物包含層出土遺物の年代が10世紀中葉であり、周辺および攪乱層を含めそれよりも新しい時期の古代の遺構および遺物がほとんど検出されず、出土しないことから、10世紀中葉頃に収まると考えられる。本期が古代における政庁域の連続した使用としては最終期となると推察される。

本期以後、中世にかけての政庁周辺の利用状況については同様に不明確であり、前述した遺構と遺物の状況から、本格的施設を伴う大規模な利用はないものと推察される。

政庁の変遷表

遺構期	創建以前	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	ⅣA期	ⅣB期	Ⅴ期	Ⅵ期
正殿		SB748B	SB748A	SB745	SB746B	SB746A	SB744	SB743
北東建物		SB680	SB679	SB678			SB663・662	SB661
北西建物			SB769	SB759	SB758			
正殿東建物				SB953C	SB953B	SB953A		
正殿西建物					SB1645			
正殿南建物		SB754B	SB754A	SB749				
政庁東門		SA718		SB717	SB702	SB701	SB696AB	
政庁区画施設		SF677B 築地塀（瓦葺き）	SF677A 築地塀（非瓦葺き） SA719 材木塀	SA707 一本柱列塀	SA706 一本柱列塀	SA705 一本柱列塀	SA697 材木塀	SA698 材木塀
その他の遺構	SI782							
整地地業・遺構の特徴等	Ⅰ期造営以前にSI782竪穴住居跡が存在	Ⅰ期造営に伴う創建時の整地		Ⅲ期造営に伴う整地 各建物柱掘り方埋土に焼土・炭化物混入		建物柱痕跡に焼土・炭化物・焼け壁材混入		最終遺構存在面 後世の削平多く遺構不明確
			Ⅱ期（SB748A）建物焼失か			ⅣB期（SB746A）建物焼失か		
主たる年代比定資料	SI782 出土土器 8C前半	建物柱掘り方等よりほとんど遺物出土せず	SF677B築地塀崩壊土上層より宝亀元年（770）銘の漆紙文書出土	Ⅲ期造営に伴う整地層出土土器 SB745 出土土器 8C末～9C第1四半期	SB746B 出土土器 9C～	SB953A 出土土器 9C第3四半期	SB744・SB662 出土土器 9C第4四半期	SB661 出土土器 10C第1四半期
時期	天平5年（733）以前	天平5年（733）～8C後半前葉	8C後半前葉～8C末・9C初	8C末・9C初～9C前半	9C第2四半期～	9C第3四半期～元慶二年（878）	元慶二年（878）～	10C第1四半期～10C中葉
備考		秋田「出羽柵」創建期	天平宝字年間「秋田城」改修期	第Ⅲ期全体改修期 外郭区画施設も大改修	天長七年（830）大地震後復興期か	元慶の乱で（878）焼失	元慶の乱（878）後復興期	政庁最終末期

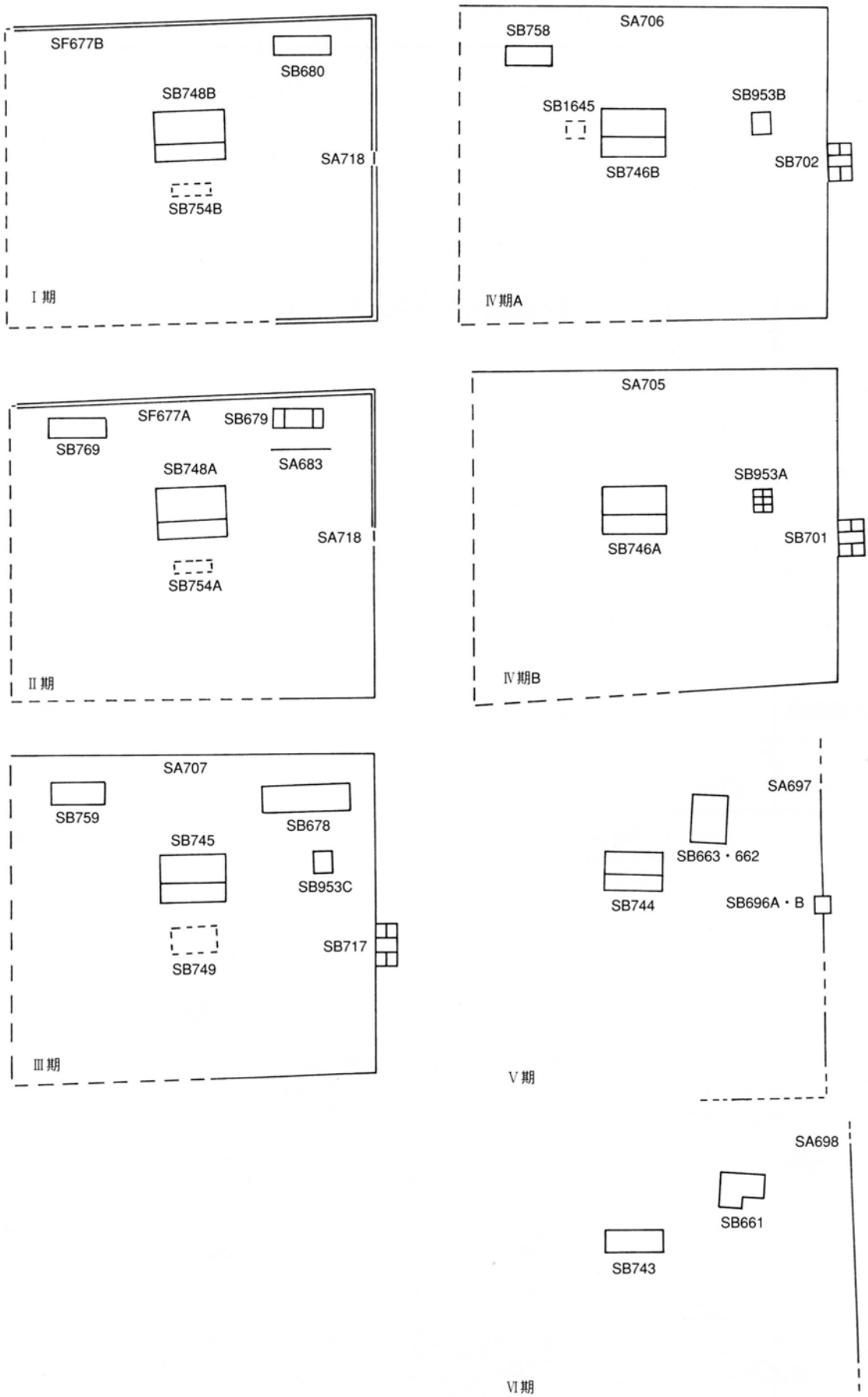
SF677B
SB680
SB748B
SA718
SB754B
Ⅰ期
SA706
SB758
SB1645
SB953B
SB746B
SB702
Ⅳ期A
SF677A
SB679
SB769
SA683
SB748A
SA718
SB754A
Ⅱ期
SA705
SB953A
SB746A
SB701
Ⅳ期B
SA707
SB759
SB678
SB745
SB953C
SB749
SB717
Ⅲ期
SA697
SB663・662
SB744
SB696A・B
Ⅴ期
SA698
SB661
SB743
Ⅵ期

第75図　政庁変遷図

第４節　政庁の機能と性格

政庁は、城柵遺跡の中心に位置する方形の区画施設であり、ほとんどの東北古代城柵遺跡で認められるが、城柵の中心的業務遂行の場としては位置づけられるものの、その実態を示す史料はない。城柵は当然のことながら、規模や造営された時期、地域それに地理的条件によって自ずから果たす機能と性格は異なっており、その意味では政庁の機能と性格は、個々の城柵の機能と性格に置き換えることが可能である。

７世紀から始まる城柵造営の基本的意義は、大部分が東北に集中すること、また南から北に向けて順次造営されていったことなどを考えれば、律令政府の東北に対する支配域の拡大と原住民である蝦夷を律令支配下に組み入れることにあったことは明白である。

その施策として陸奥・出羽両国の国司に課せられた主要な職掌は、『養老職員令』の規定にあるように「饗給」「斥候」「征討」である。中でも、斥候、征討任務については、国府に限らず国府の指示に従って各城柵がそれに関わっていたであろうことは、各地における城柵造営結果が示している。一方、周辺蝦夷支配の柔和策としての饗給は、最も有効且つ重要施策であったが、その行使先が国府においてのみなのかそれとも主要な位置にある城柵も含まれていたのか明確ではない。またその場所についても、多賀城跡でも見られるように城柵内の政庁正殿前の空間を考えることも可能であるが、調査済みのほとんどの城柵遺跡で同様の空間が確認されていることから直接的な比較材料とはならない。しかし、いずれにしても饗給・斥候・征討は、国府・城柵に課せられた重要任務であったし、各施設ともその機能を果たすための整備がなされていたものと考えられる。

秋田城も含めてこれら一連の目的をもって造営された城柵は、これまでの発掘調査結果や研究結果が示すように構造や形態的な識別によって国府か城柵かを判定することは現状では不可能に近い。そこで、ここでは秋田城の政庁や遺物等下記の項目に沿って検討し、城柵としての機能と性格について考察してみたい。

１）出土漆紙文書からみた秋田城

秋田城跡の発掘調査において数10点の漆紙文書が出土している。この中で、秋田城の性格を想起させる漆紙文書を何点か取り上げてみる。

第36次調査で政庁を区画する北辺築地塀の崩壊土から出土した第２号漆紙文書（註１）は、人名＋稲束数が列記されており「出挙貸し付け帳」と考えられている。しかも、文字は楷書、数字は大字で書かれていることから国衙に備え付けられた出挙貸し付け帳と想定されている。なお、本漆紙文書は、紙背文書（裏）に「神護（景雲）」とあることから、神護景雲年間を遡る年代が考えられる。第54次調査の外郭東門跡南隣接地で出土した第８号漆紙文書（註２）は、年齢と年齢区分、文字が楷書、数字が大字であること、また校合と思われる墨点があることから国府で作成した「大帳案」、すなわち出羽国大帳案と考えられる。同第９号漆紙文書（註３）は、きわめて珍しい紙の継ぎ手が認められ、その接合部の裏に「出羽国出羽郡井上□□□□天平六年七月二十八日」銘の裏書きのある計帳歴名で

ある。本文書の作成年代は、継ぎ手の裏書きが示すように天平６年（734）であり、廃棄年代は紙背文書である天平宝字３年（759）の具注暦が示すように天平宝字２年（758）と考えられる。なお本文書は、計帳手実ではなく国府で作成され、当地に留め置かれたものと考えられる。同第10号漆紙文書（註４）は、出羽国守「小野朝臣竹良」と介「百済王三忠」の自署が併書された解文がある。文書の文末部のみであり内容については不明であるが、書き止め文言が「以解」となっていることから、上級官である陸奥出羽按察使に送付した文書と考えられ、その年代は国司在任期間と昇格記事から推測して天平勝宝６年（754）～天平宝字３年（759）と考えられる。本文書は、２通作成されて現地に留め置かれた１通と考えられていることから、秋田城内に出羽国守・介の職務が存在していた可能性が考えられる。

以上のように出挙や大帳、計帳作成事務を示す漆紙文書をみる限り、秋田城には少なくとも天平６年から神護景雲年間（767～769）に国府機能が設置されていたと推測される。

２）出土木簡からみた秋田城

次に、木簡から秋田城の機能と性格を考えてみる。

第25次調査の東外郭築地塀外側の鵜ノ木地区でSE406井戸跡から７点の木簡（註５）が出土している。第２号木簡は、天平勝宝五年銘のある調米の木簡である。調は、原則的には都に納めることとなっているが、『延喜民部式』によれば出羽と陸奥については当国に留め置き、一部蝦夷に布などとともに饗給等に使用されている。

第54次調査の外郭東門跡南隣接地では、300点を超える木簡（註６）が出土しているが、この中には上述した調米の木簡が２点（第64号・第118号）も含まれている。第71号木簡は、「・・・狄饗料・・・」とあり、物品は不明であるが饗料納付に関わる付け札で、このことは秋田城で狄（蝦夷）に対して饗料を支給していたことを示すものである。特筆できるものとして上野国からの物資や兵士と思われる人の送付木簡、また上総国からの兵士が外郭東門の周辺の修理を思わせるもの、さらには警護のための宿直を示す木簡等秋田城の非常事態に備えたと考えられる内容の木簡が数多く出土している。

これらの木簡が廃棄された時期は、紀年銘が延暦10年（791）から同14年（795）で、まさに８世紀末の第３次蝦夷征討の最中に当たっている。この時期、物資や兵士を秋田城に集結させた意義は、前述した蝦夷征討の準備に他ならないと考えられる。このことは、秋田城が征討の中心的施設として位置づけられていることの傍証といえよう。また、調米や饗料を示す木簡の存在は、秋田城が出羽国の調の納付先であったと同時に、周辺住民を直接的に支配する立場にあったことを物語っている。すなわち秋田城が国府としての性格を有していたものと考えられる。

３）横長政庁の形態的意味

これまで、東北の古代城柵遺跡で発掘調査がなされ判明した政庁は、正面が南で全てが南北に長い長方形の形態を呈し、政庁の中心には正殿、その前面の東西には南北に長い建物である脇殿を配して

いる。他に、時期によって、また位置や大きさにバラエティーはあるものの、正殿後方東西に東西棟の建物を配置させる場合が多い。

しかし、秋田城の政庁は東西94m、南北77mの東西に長い形態を示し、全期を通じて多少の位置のずれ、構造の変化はあるものの横長の基本形は変わらない。政庁が横長を呈することは、古代東北城柵としては唯一の例であるが、このことは秋田城の立地する地形的な事情によるもので政庁の性格、機能とは無関係と考えられる。なぜならば政庁の東南コーナー部の第41次調査では、元地形に大がかりな砂の盛土造成を施し、築地塀を構築している部分が確認されている。このことから、盛土造成で本来の設計図に乗っ取って南への拡張を図ったものの、必要以上の面積を確保できなかったものと考えられる。しかし、政庁内の全体的配置については、他の東北城柵に何ら変わるところはない。ただし、正殿前面にあるべく東西の脇殿については、西は現在の市道土崎保戸野線（旧国道７号）の掘削により明治９年（1876）に既に破壊されている。また、東脇殿については、忠魂碑が現存しているため発掘調査が出来ない状態であるが、おそらく存在するものと考えている。地形の制約による横長政庁は、不整形の外郭とともにプラン設定に元地形が反映するが、多賀城のように８世紀代前半に造営される城柵は、低位丘陵を選地し、不整形プランを取る類似例として指摘できる。

以上のことから、秋田城政庁の機能と性格については他の城柵と基本的に変わるところはないが、建物配置の特徴としてⅠ期からⅢ期の正殿南側前方に東西棟の建物＝正殿南建物が存在する。ただその機能・性格および正殿との同時併存関係については、明確ではないが時期的に８世紀前半から９世紀初頭頃に認められる傾向は指摘できる。他の城柵の類例としては、陸奥国伊治城（767年創建）がある。

４）政庁区画施設の変化にみる機能と性格

東北の古代城柵における外郭および政庁の区画施設は、いくつかのパターンがある。中でも外郭施設は、時期的なことや機能・性格的なことの他に、大きな面積を囲うこともあり地形変化に合わせて築地塀や柵列、土塁など各種の構造が用いられることが多い。同時に政庁の区画施設についても比較的平坦面に位置しているとはいえ、構造にいくつかのパターンが認められる。ここでは、秋田城の政庁について区画施設の変化を考察し、それが何を意味するのか、また秋田城自体の機能と性格にどのように反映するのかを考えてみたい。

政庁の変遷は、詳しくは第３節で述べているように、正殿の建て替えと区画施設の構造の変遷によって大きくⅥ期に位置づけている。正殿は、Ⅱ期に梁間が３間から２間に、Ⅵ期が掘立柱建物から礎石建物に変わる以外大きな変化は見られない。区画施設は、創建期であるⅠ期が基底幅４尺（1.2m）の瓦葺き築地塀である。Ⅱ期は東辺の北半は瓦葺きでない築地塀、東門から南半分については築地塀を崩した上に布掘りを施し、材を立て並べた材木塀で、Ⅰ期もⅡ期もほぼ同位置である。Ⅲ期は、構造に大きな変化がみられる。すなわち、築地塀＋材木塀から方形、隅丸方形の掘り方を伴う一本柱列塀への変化である。北辺の位置は、前期の築地塀から約１m程北に、東辺は築地塀の積み土を切ってそれぞれ築地塀と同方向に掘り込まれている。Ⅳ・Ⅴ期も同構造であるが、北辺、東辺がそれぞれ北、

東に１ｍずつ移動している。Ⅵ期に至って、東辺で南北方向に布掘りを伴う材木塀が確認されているが、北辺、南辺については不明である。

この中で大きな画期は、Ⅱ期～Ⅲ期の築地塀から一本柱列塀への変遷であろう。この変化は、外郭においても同様に認められる。時期的には、第54次調査の土取り穴出土の土器と築地塀崩壊瓦の状況から、８世紀末から９世紀初頭と考えられる。このことは、秋田城の機能と性格における大きな変化に所以するものと考えられる。すなわち、８世紀後半から９世紀初頭の時期は、宝亀十一年（780）八月「出羽国鎮狄将軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須・俘囚宇奈古等欺曰、己等拠憑官威、久居城下。今此秋田城、遂永所棄歟、為番依旧還保乎者。（中略）宝亀之初、国司言、秋田難保、河辺易治者。当時之議、依治河辺。然今積以歳月、尚未移徙。（後略）」や延暦二十三年（804）十一月「出羽国言、秋田城建置以来四十餘年。土地墝埆、不宜五穀。加以孤居北隅、無隣相救。伏望永従停廃、保河辺府者。宜停城為郡、不論土人浪人、以住彼城者編附焉。」が示すように、秋田城の停廃問題や、河辺府に機能を移した上で、郡制に移行しようとした大きな変革期である。このように宝亀年間から延暦年間にかけての一連の政治的背景が、本来の秋田城の機能を河辺府に移し、秋田城制を存続しつつ、より実務制を備えた郡制に移行したことによって政庁や外郭の区画施設を視覚重視の築地塀から実用的な材木塀へと変化させたものと考えられる。その河辺府に移した機能とは、これまで文献史料、漆紙文書、木簡、政庁の変遷等の項で上述してきたように秋田城にあった国府機能と考えられる。

５）出羽柵と国府

最後に、出羽国の国府についてこれまでの諸説をいくつか上げ、秋田城の機能と性格についてまとめてみたい。

庄内のある地から秋田高清水岡に出羽柵が北遷されたのは天平５年12月のことである。『続日本紀』和銅元年（708）９月、出羽郡の建郡があり、翌年７月に出羽郡に造営されたと思われる出羽柵が初見される。庄内出羽柵が造営された郡域は、明確ではないが、越後北端部に接するということで、庄内地方と考えられるがその遺跡は不明である。和銅５年９月には出羽国を建国し、翌月には陸奥国から最上・置賜二郡を割いて出羽国に配属し、上野・信濃・尾張など諸国から盛んに柵戸を移住させ、国の整備、充実を計っている。この時点での出羽国府は、当然庄内出羽柵に設置されていたものと推測される。その後、律令政府が北方支配権の拡大を視野に遷置した官衙が秋田出羽柵と考えられる。やがて秋田出羽柵は、八世紀後半『大日本古文書』（二五所収）天平宝字四年（760）三月の丸部足人解に「阿支太城」とあり、秋田城と改称される。

出羽柵は出羽国の北部を管轄する機能を持つが、庄内出羽柵にあった国府機能が柵の北方進出に伴って移設されたか、また移設されたとすればその存続時期はいつまでか等、国府機能の有無は大きな問題である。

秋田出羽柵（秋田城）における出羽国府存否について考古学的成果をまじえた論考として、新野直吉氏は当初、諸施設が整備充実され名称を出羽柵から秋田城に改称した天平宝字４年が妥当としていたが（註７）、その後、秋田出羽柵段階から国府機能が備わっていたとしている（註８）。高橋富雄氏

は、秋田出羽柵・秋田城が同一地点において整備されたとする従来の論考に対し、天平５年の秋田出羽柵は現在の秋田市寺内地内であるが、天平宝字年間の秋田城の改称は現在地における整備充実ではなく新たな施設を造営したもので、その地を南秋田郡五城目町所在の石崎遺跡に比定し、さらに出羽国府機能が秋田出羽柵・秋田城に設置された事実はないとする、まったく別の視点から論考している（註９）。一方、平川南氏は、大野東人の天平９年正月の陸奥・出羽国間の直路整備計画は両国国府間の連絡路整備と位置づけ、移転後の出羽柵、すなわち秋田出羽柵に出羽国府としての性格を認めることができるとする論考がある（註10）。

文献史料からみるならば、宝亀年間の陸奥、出羽両国は蝦夷対律令側の対立により不安定な状況下に置かれていた。宝亀６年（775）10月には、前年に陸奥国の海道蝦夷が反乱するなど蝦夷と不穏な関係にあることから国府を安定した地に移転したい旨の提言がなされ、ついで宝亀11年（780）８月には、秋田城の放棄問題が持ち上がったが、結局は現状維持を決定している。

前述の延暦23年11月の記事は、先に述べたように秋田城の創建問題や出羽国府移転問題を大きく左右するが、ここでは、政庁と外郭区画施設変遷の意義と時期、それに木簡や漆紙文書などの内容から秋田城そのものの廃城ではなく、秋田城にあった国府を河辺府に移転したと考えておきたい。なお、河辺府については、性格付けや秋田郡の成立時期に関する問題などから、諸説あり議論の別れるところであるが、一般的には旧出羽柵の所在地と考えられている出羽国南部、酒田市所在の城輪柵跡説（註11）、秋田県仙北町・千畑町所在の払田柵跡説（註12）等がある。

註１　秋田市教育委員会『昭和57年度　秋田城跡発掘調査概報』　1983
　　秋田市教育委員会『秋田城出土文字資料集Ⅱ』　1992
註２　秋田市教育委員会『平成２年度　秋田城跡発掘調査概報』　1991
　　秋田市教育委員会『秋田城出土文字資料集Ⅱ』　1992
註３　同上
註４　同上
註５　同上
註６　同上
註７　新野直吉『多賀城と秋田城』　1959
註８　新野直吉『論点あきた史』　1999
註９　高橋富雄「秋田城をめぐる諸問題」『日本歴史』第281号　1971
註10　平川南「出羽国府論」『研究紀要Ⅳ』宮城県多賀城跡研究所　1977
註11　柏倉亮吉・小野忍「城輪柵遺跡の内郭と性格について」『山形県民俗・歴史論集』　1978
註12　新野直吉・船木義勝『払田柵の研究』　1990

おわりに

調査事務所を現地に設置してから30年を迎える年に『秋田城跡－政庁跡－』がこのたび刊行のはこびとなったことはまことに慶びにたえません。

昭和47年当時のことを振り返ってみると事務所は高床式の出土品収蔵庫内にあり、窓がないため昼でも暗く常に電灯をつけていなければならなかったこと、夏は蒸し風呂のように暑く、冬はストーブを焚いても寒くて大変だったことなどが鮮明に思い出される。

調査を振り返ると、外郭線の調査では当時土塁と思われていたものが築地であることが判明した。東外郭線の外側、鵜ノ木地区の調査では、国営調査で推定四天王寺講堂、金堂、鐘楼跡とされていたものが実はそうではなく重複する建物群であることがわかり、昭和53年の調査では発見された井戸跡から「天平六年　月」の木簡が出土したことにより、『続日本紀』天平五年条にある出羽柵遷置の記事を裏付けることになった。さらに平成６、７年に水洗厠舎遺構が検出され、厠舎遺構はもとよりそこから当時の日本人が食さない豚、牛に寄生する寄生虫卵が発見されたことにより遠く大陸の人が使用した厠舎と推測され、注目された。同時に鵜ノ木地区建物群の性格についても一石を投じている。本書にある政庁の調査は昭和57年から62年まで行われ、東西94m、南北77mの政庁が発見され、正殿や区画施設の建て替えから６期の変遷が確認された。一方外郭線の調査では平成元、２年には秋田城で初めての外郭東門が発見され、同時に築地塀の土取り穴から多量の土器や年号の記された木簡、漆紙文書が層位的に出土し、外郭区画施設の年代的な変遷が明らかになった。また、平成10年の大畑地区の調査では、全国的にも類例のない非鉄製有機質の小札甲が出土している。

このように調査成果は目覚ましいものがあり、秋田城の規模、構造や性格、機能の解明について多くの成果が得られた。

これらの調査成果をもとに平成元年からは史跡公園としての環境整備事業が始まり、その手始めとして鵜ノ木地区の整備が進められた。古代沼や井戸跡の復元、建物の平面表示などが行われ現在、市民の憩いの場、学習の場として活用されている。あわせて平成９年には外郭東門、築地塀が立体復元され、観光スポットとしても注目され大勢の人が訪れている。

発掘調査面積は平成13年度までで57,711㎡となった。これは全体計画から見ればわずか38.5％である。今後、調査計画の見直しを図りながら、史跡公園としての整備と合わせ、より一層秋田城の解明を進めていかなければという思いを強くしている。

本書は、昭和57年から62年まで調査を実施した政庁域の調査成果の集大成である。構成は第１章から第６章からなり、他に資料編として出土文字資料（漆紙文書・木簡・墨書土器）、秋田城関係史料、官人補任表、秋田城跡政庁遺構実測図を載せている。

最後に、本書の刊行が古代の城柵官衙遺跡研究の一助となることを心から願うものである。

図版１　秋田城跡全景　　昭和51年撮影

1

2

図版 2　秋田城跡全景　　1.南東より（昭和50年代）　2.南西より（昭和40年代）

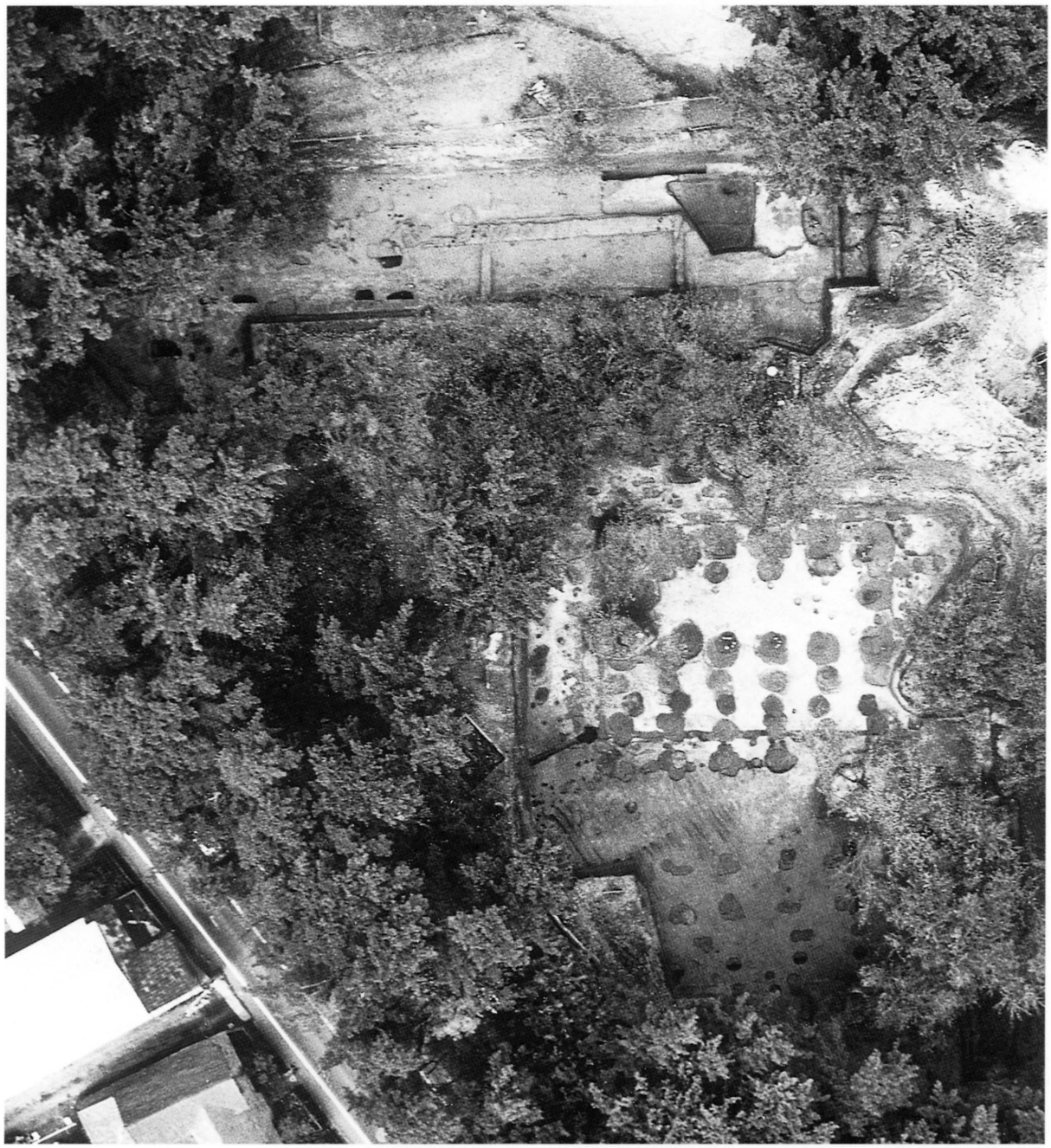

図版 3　政庁正殿跡・北西建物跡

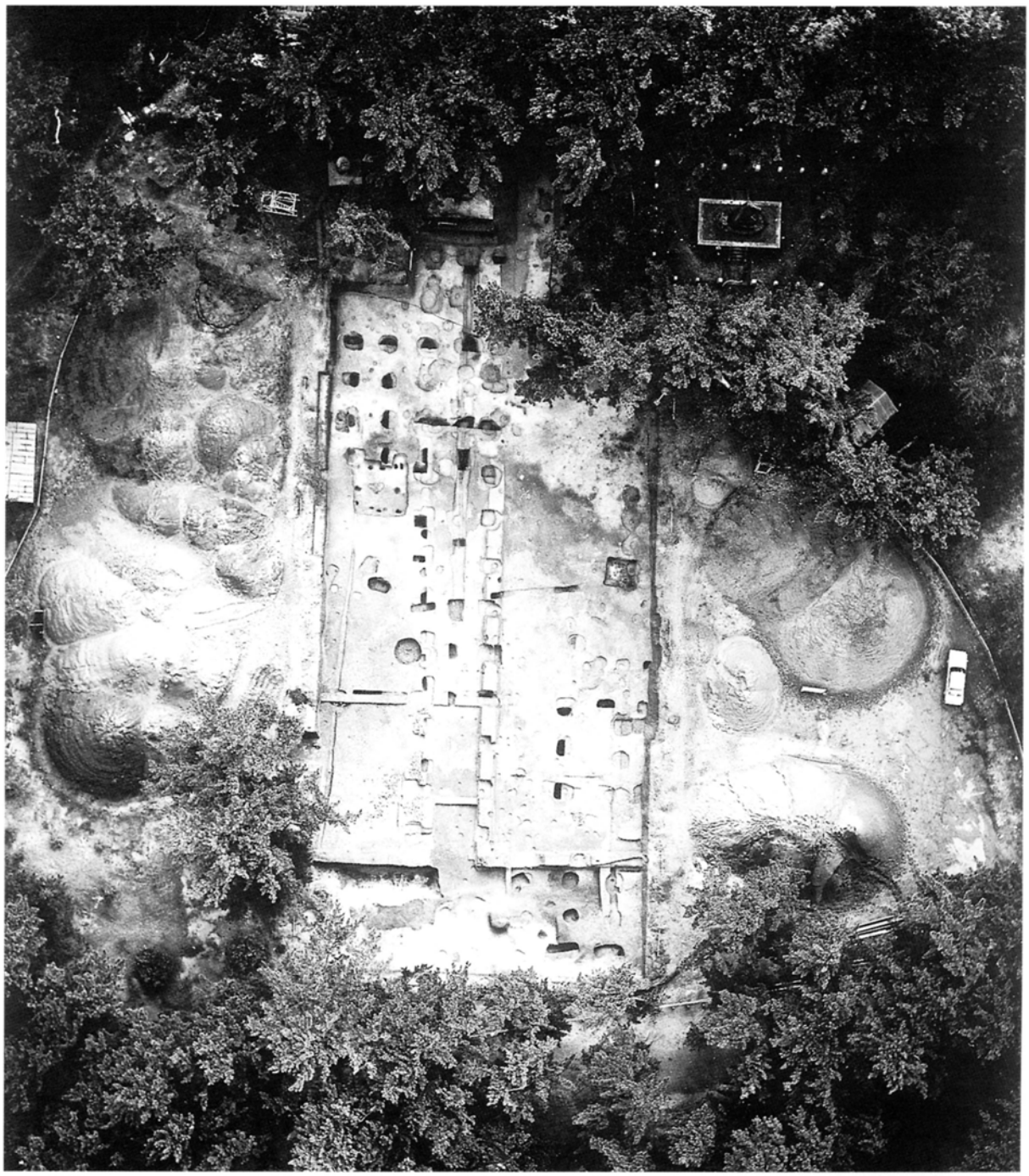

図版 4　北辺および東辺築地塀跡・一本柱列塀跡・材木塀跡（北から）

図版５　昭和32年 幣切山地区造成工事

図版６　昭和34年国営調査　護国神社グラウンド内

図版７　昭和34年国営調査　柵列（SA707～705　一本柱列塀跡）

図版 8　昭和34年国営調査　上　柵列
下　護国神社周辺　出土瓦状況

正殿跡全景（南から）

図版 9　　正殿跡全景（東から）

1

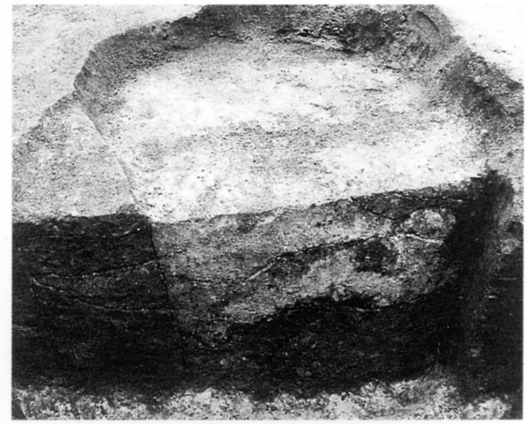

2

3

4

図版10　1.　正殿跡（SB745・748）南廂部分（西から）
2・3.　同上 柱掘り方断面
4.　正殿跡（SB746）掘り方断面（西から）

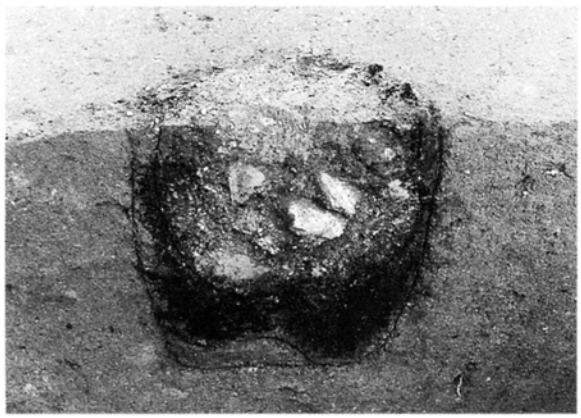

1

2

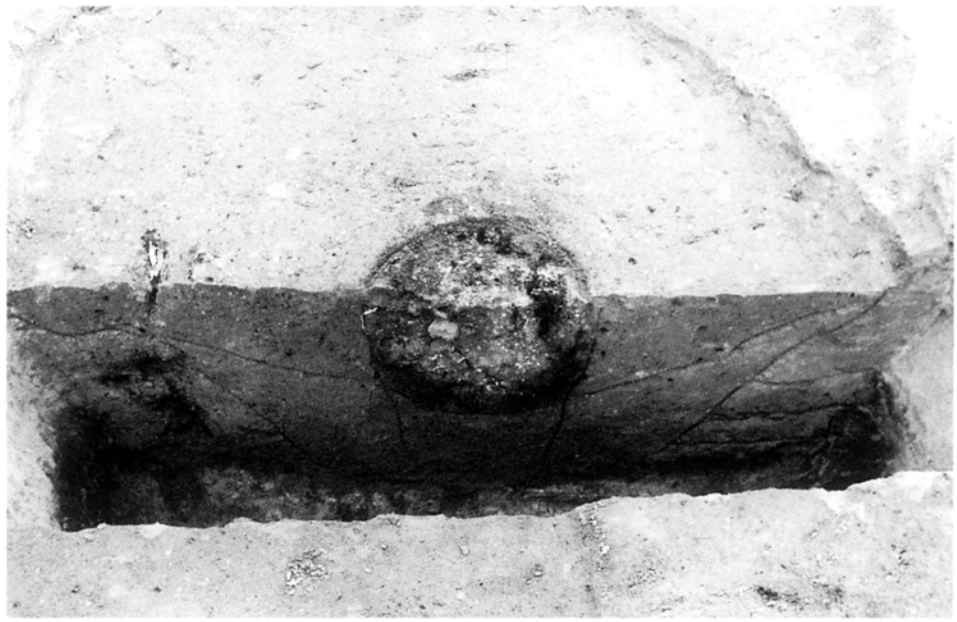

3

4

図版11　1・2.　正殿跡（SB746）掘り方　焼壁・白土出土状況
3.　正殿跡（SB746）掘り方断面（南から）
4.　同上　焼壁・白土出土状況

1

2

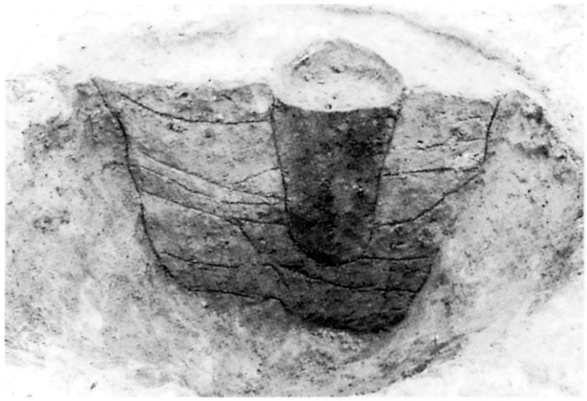

3

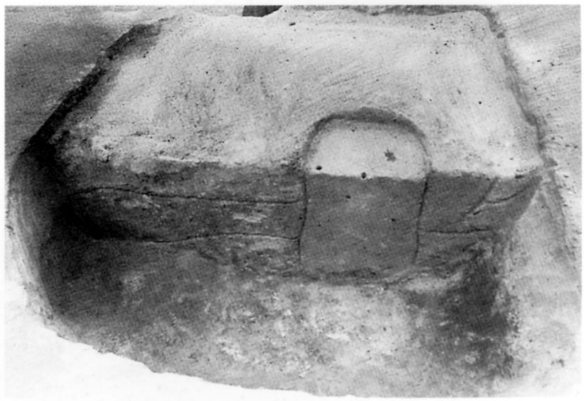

4

図版12　1. 北東建物跡（SB678～680）SB661～663竪穴状遺構（南から）
2. 北東建物跡（SB678～680）全景（西から）
3. SB679建物跡、北桁行柱掘り方断面
4. SB678建物跡、西梁行柱掘り方断面

1

2

3

4

図版13　1. SB661～663建物跡、SX666敷石遺構（東から）
2. SB661建物跡、SK673土坑（南から）
3. SB622建物跡、南梁行柱掘り方断面
4. SB661建物跡、北西隅柱掘り方断面

1

2

3

4

図版14　1.　北西建物跡（SB758、759、769）全景（西から）
2.　東建物跡（SB953A・B・C）全景（東から）
3・4.　東建物跡（SB953A・B・C）柱掘り方断面

1. 政庁東門跡
（SB696A・B、
SB717、SA718）
（北から）

1

2. 政庁東門跡
（SB701、702）
（東から）

2

3. 政庁東門跡
（SB701、702）
（北から）

3

図版15

1

1. 第40次調査地
北辺築地塀跡
(SF677A・B)
(西から)

2

2. 北辺築地塀跡
(SF677A・B)
北辺一本柱列塀跡
(SA707)
(東から)

3

3. 北辺築地塀跡
(SF677A・B)
(西から)

図版16

1．SF677A・B
築地塀跡断面
（東から）

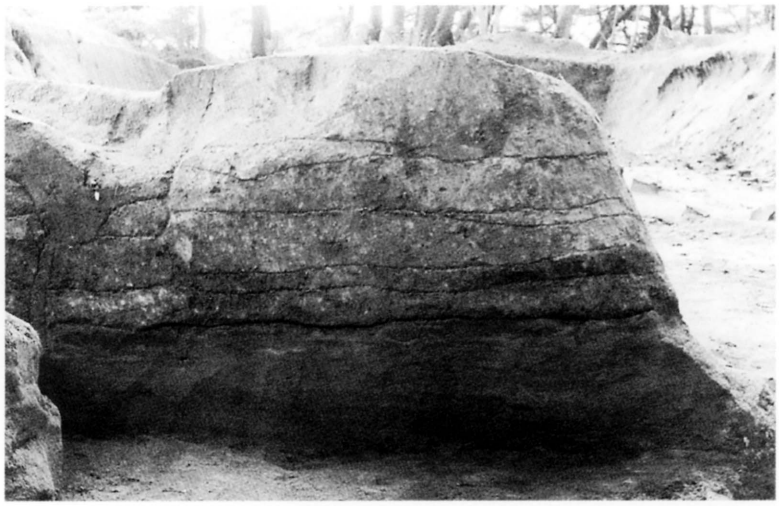

1

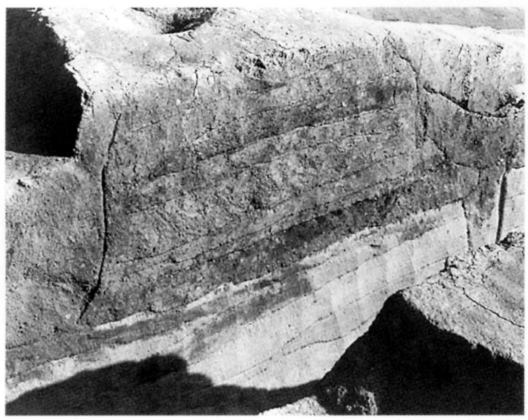

2

3

2・3．SF677A・B
築地塀跡断面

4．SF677A・B
築地崩壊土断面
（南東から）

4

図版17

1

1. 築地塀跡(SF729A·B)
北東コーナー、
北東建物跡
(SB678B)
(北から)

2

2. 築地塀跡(SF729A·B)
北東コーナーから
東辺
(北から)

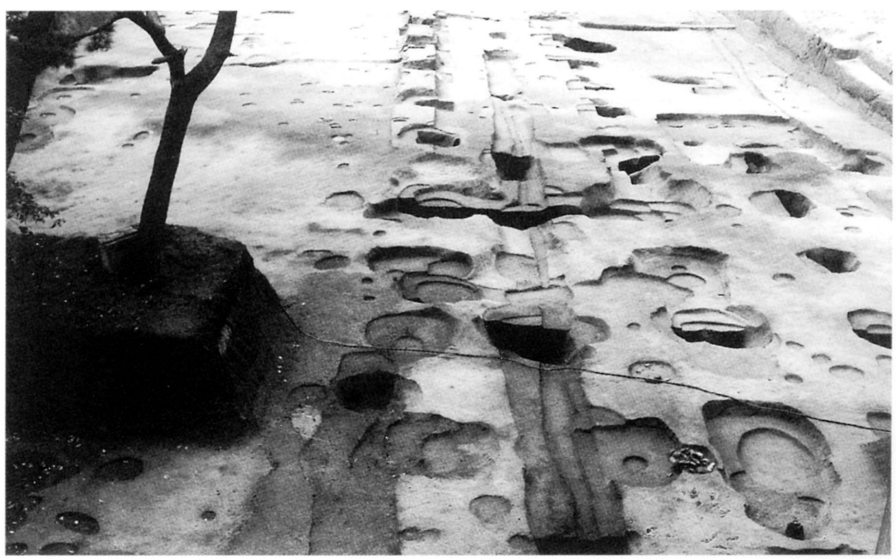

3

3. 東辺築地塀跡
(SF729A・B)
(南から)

図版18

1. 南辺築地塀跡
(SF788)、
国営調査トレンチ
(西から)

1

2. 南辺築地塀跡
(SF788)、南辺一本
柱列塀跡 (SA783)
柱掘り方断面
(南から)

2

3. 南辺築地塀跡(SF788)
断面 (西から)

3

図版19

1

1. 北辺一本柱列塀跡（SA707）
（東から）

2

2. 北辺一本柱列塀跡
（SA707～705）
（東から）

図版20

1. 東辺一本柱列塀跡
(SA705～707)、
東辺材木塀跡
(SA697)
(南から)

1

2. 東辺一本柱列塀跡
(SA705～707)、
東辺材木塀跡
(SA697)
(南から)

2

3. 東辺材木塀跡
(SA719)
(南から)

3

図版21

1

1. 第41次調査地全景
（東から）

2

2. 東辺材木塀跡
（SA789・SA790）
（東から）

3

3. 南辺築地塀跡（SF788）
南辺材木塀跡（SA789）
（南から）

図版22

1

2

図版23　1. 南辺材木塀跡（SA789）（東から）
2. 南辺材木塀跡（SA789・SA790）（北から）

1

2

図版24　1．第77次調査（正殿西側）遺構検出状況
2．第78次調査　築地塀跡・一本柱列塀跡・材木塀跡・柱列検出状況
（SF788，SA783・SA786・SA784・SA789・SA790・SA1656）

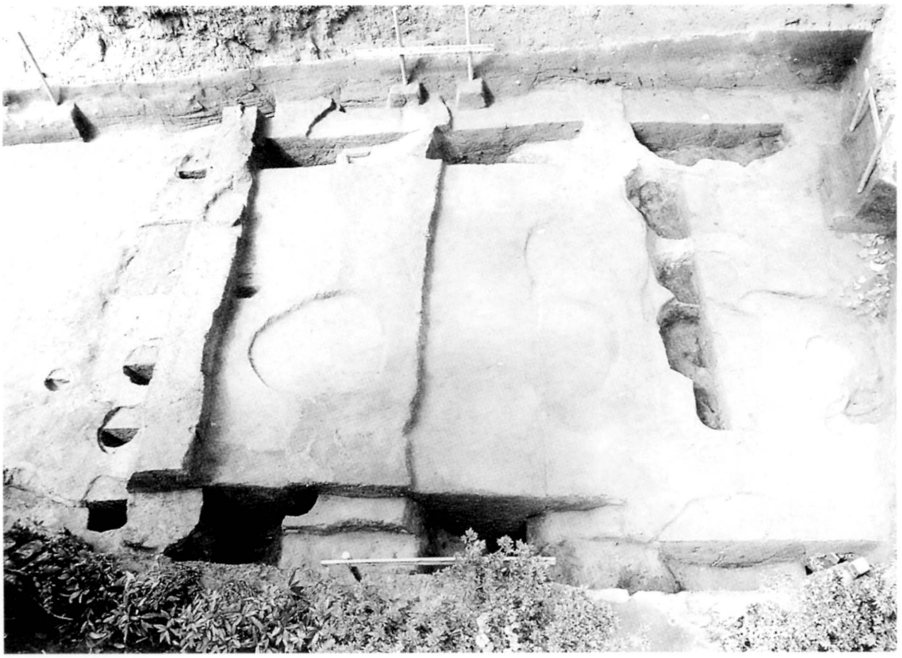

1

2

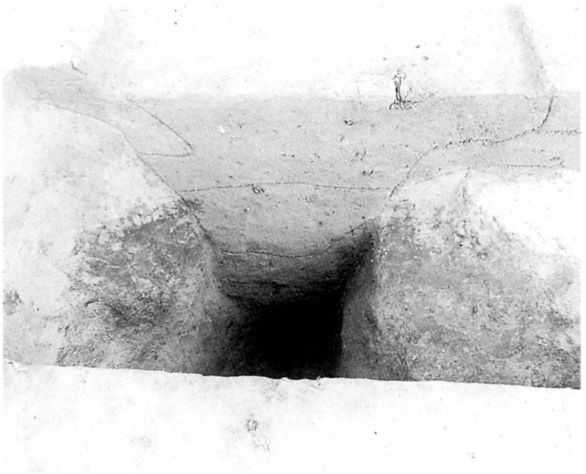

3

4

図版25

1. 第78次調査主要検出遺構
2. SF788築地塀跡断面
3. SA790材木塀跡断面
4. SA789材木塀跡断面

1

1. SI782
竪穴住居跡
（西から）

2

2. SI782 竪穴住居跡　カマド
（西から）

3

3. SI782 竪穴住居跡
住居跡内土器出土状況

図版26

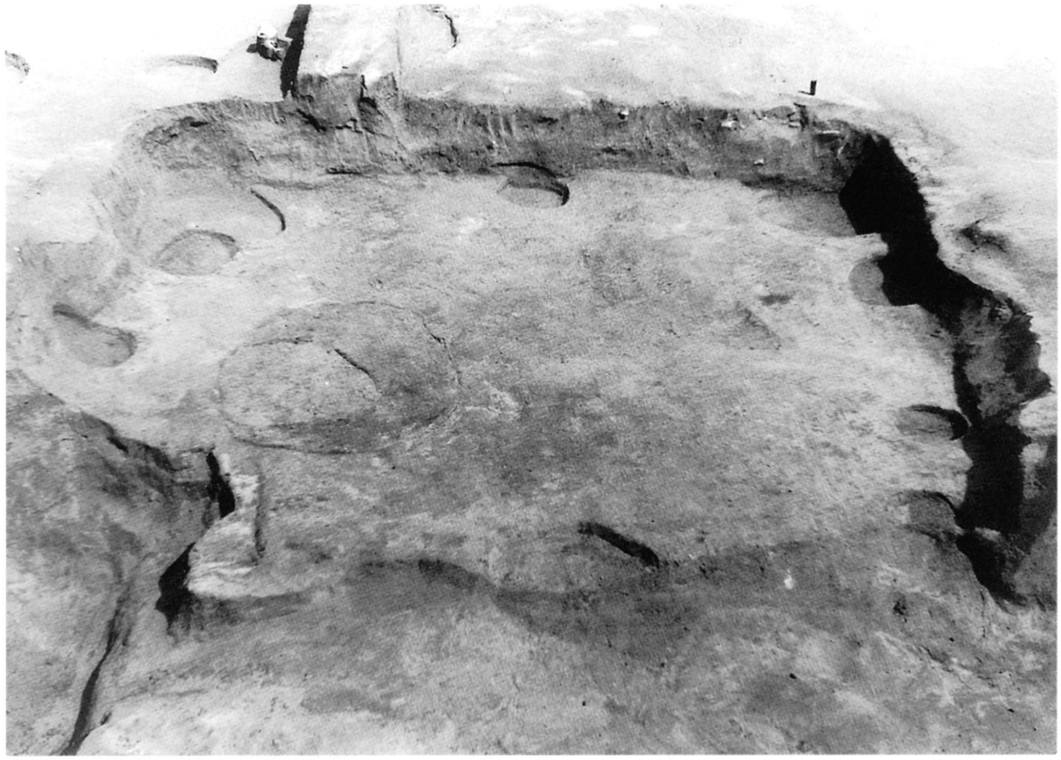

1．SI703 竪穴住居跡　（西から）

2．SI704 竪穴住居跡　（南から）

図版27

1

2

1・2. 漆紙文書出土状況

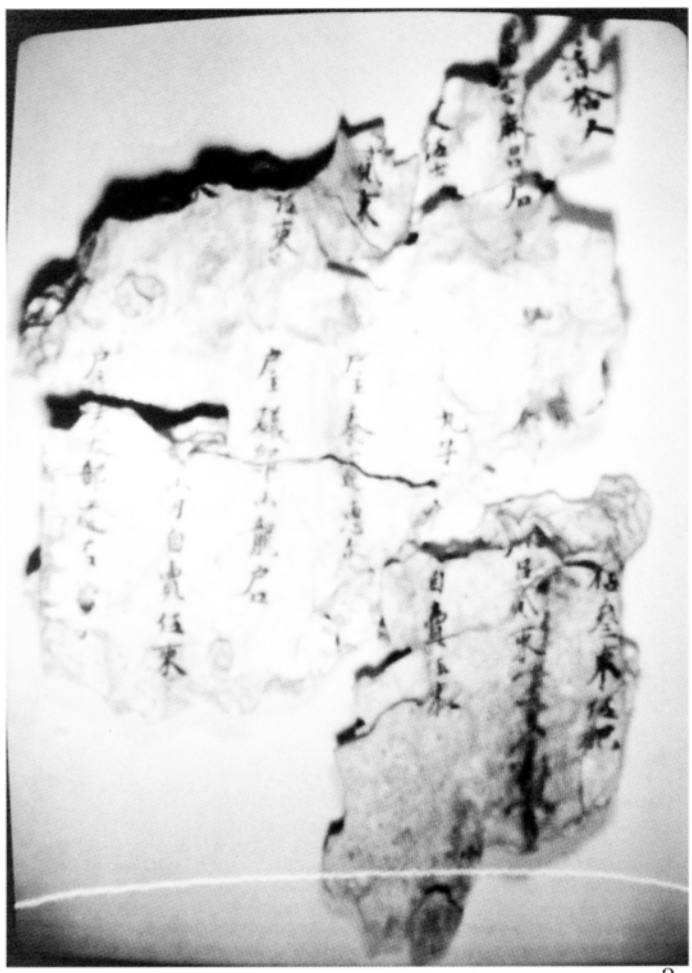

3

3. 2号漆紙文書
3号漆紙文書（紙背文字）

図版28

1

2

3

4

5

6

7

8

9

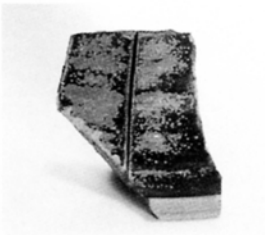
10

11

12

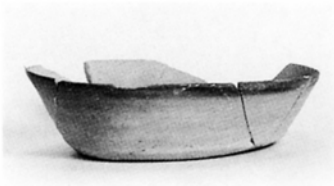
13

14

1～3．SB746A　4．SB746B
5．SB744　6・7．SB749
8．SB680　9～12．SB679
13～17．SB661～663竪穴状落込み

15

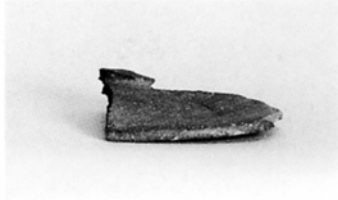
16

17

図版29

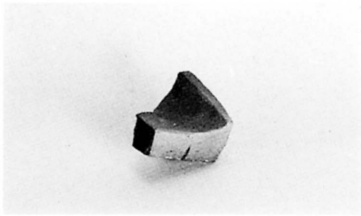

18

19

20

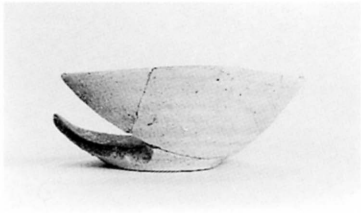

21

23

22

25

26

27

28

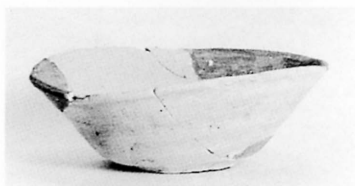

29

30

18～26. SB661～663竪穴状落込み
27. SB663
28～30. SB662カマド状遺構

図版30

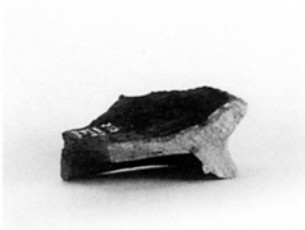

31

32

33

34

35

36

37

38

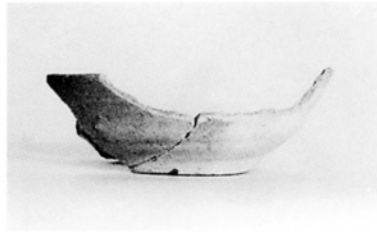

39

40

41

42

43

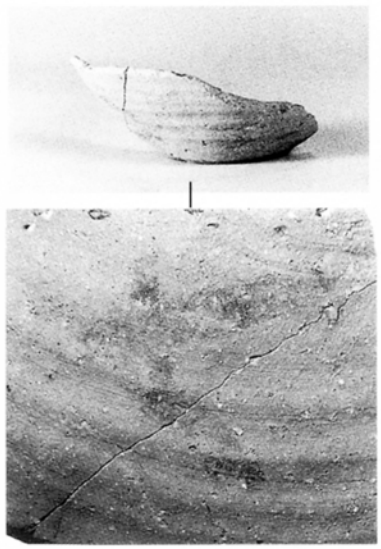

44

45

31～35. SB662
36～42. SB661
43. SB953B
44. SB701・702
45. SB696A・B

図版31

46

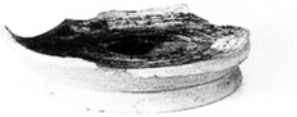

47

48

49

50

51

52

53

54

46. SA707　47・48. SA705
49. SA697　50～54. SI782

図版32

55

56

57

58

55～58．SI782

図版33

59

60

61

62

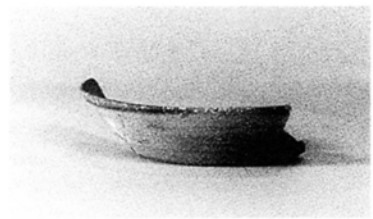

63

64

65

66

67

68

69

70

71

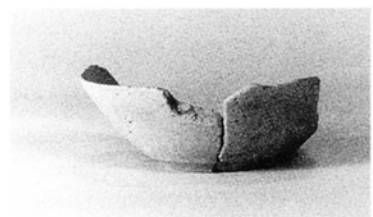

72

73

74

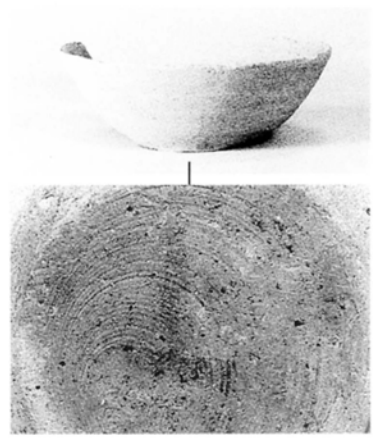

75

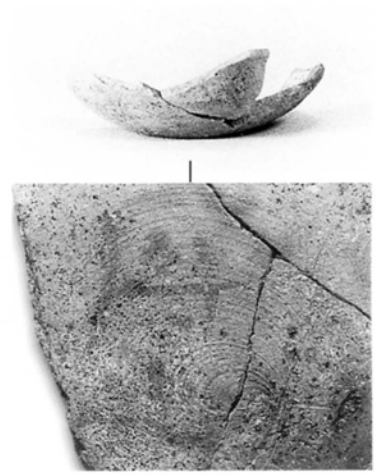

76

59～76．SI703

図版34

77

78

79

80

81

82

83

84

85

77～85. SI703
86～90. SI704

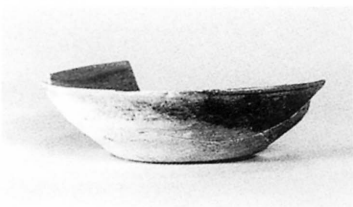

86

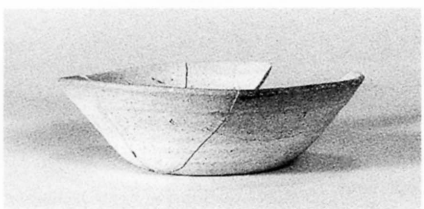

87

88

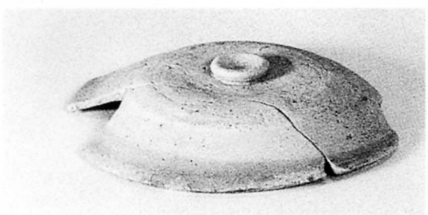

89

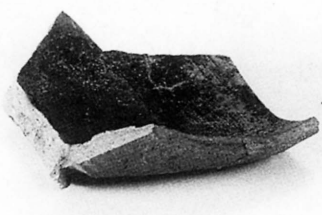

90

図版35

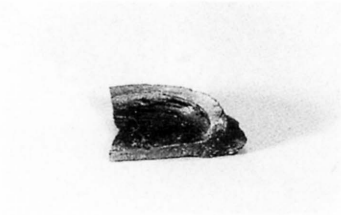
91

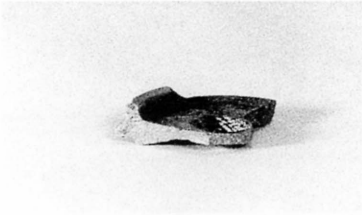
92

93

94

95

96

97

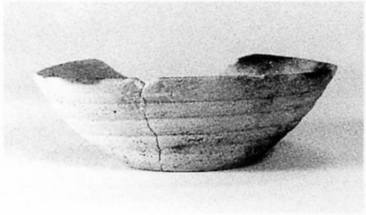
98

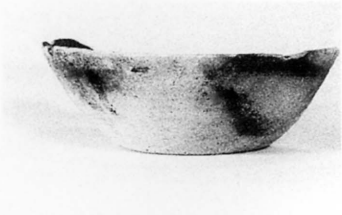
99

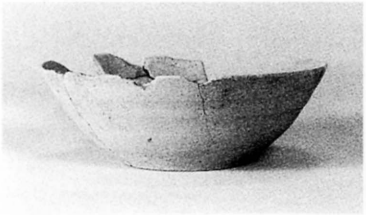
100

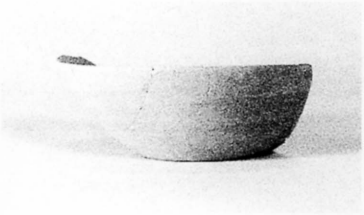
101

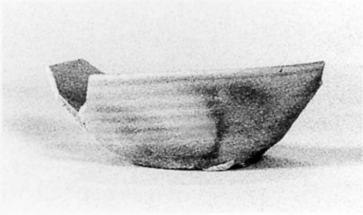
102

103

104

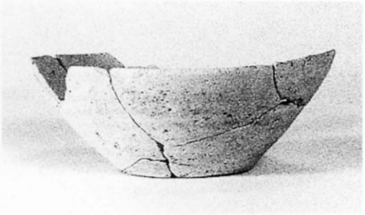
105

106

107

108

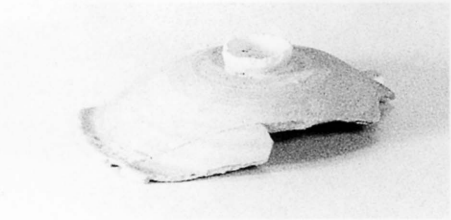
110

91～110. S I 704

図版36

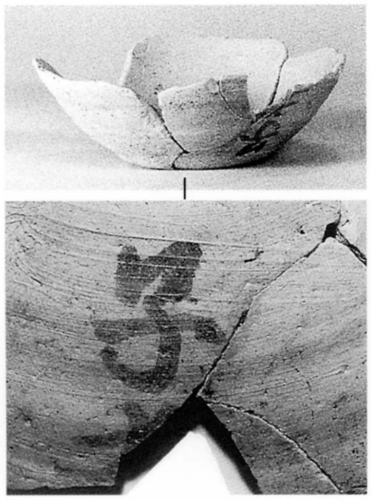

111

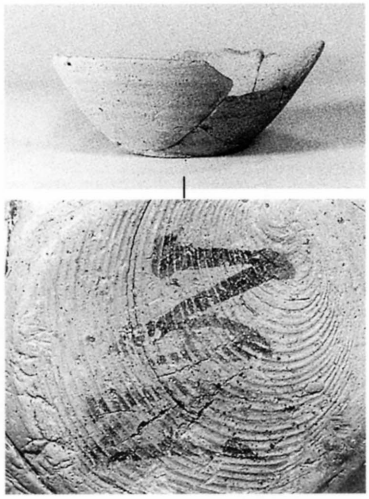

112

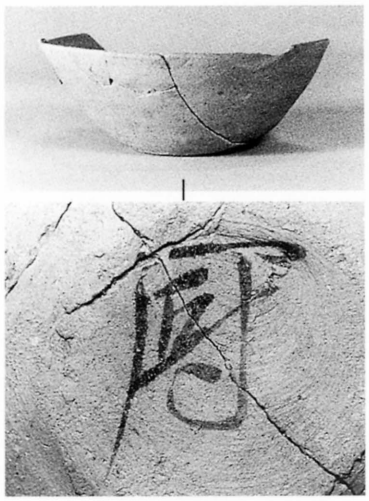

113

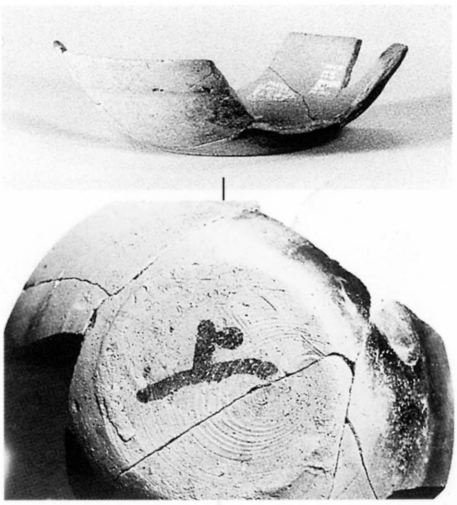

114

115

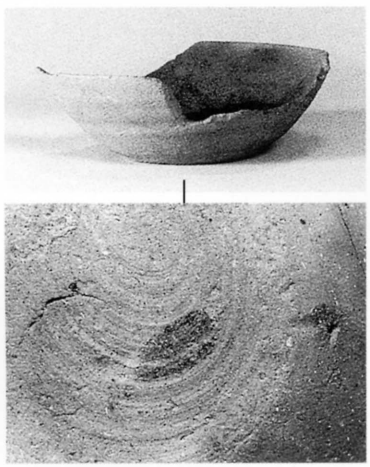

116

117

118

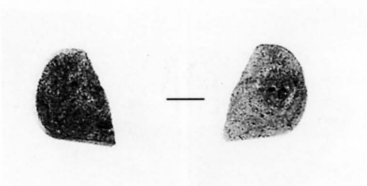

119

111～119．SI704

図版37

120

121

122

123

124

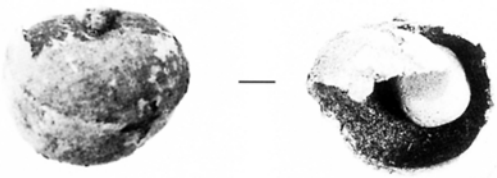

125

126

127

128

129

130

120. SA683
121. SA699
122. SA698
123. SA700A・B
124. SA751
125. SA755
126. SK668
127. SK670
128. SK673
129・130. SK674

図版38

131

132

133

134

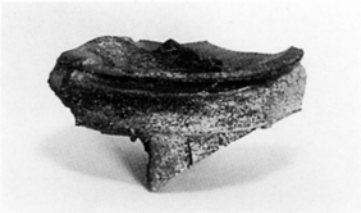

135

136

137

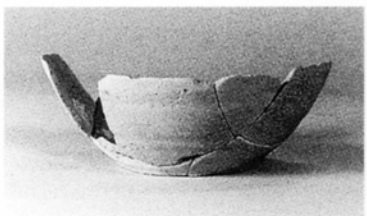

138

139

140

141

142

143

144

145

131.　　SK708
132.　　SK774
133～135.　SX687
136～145.　SX735

図版39

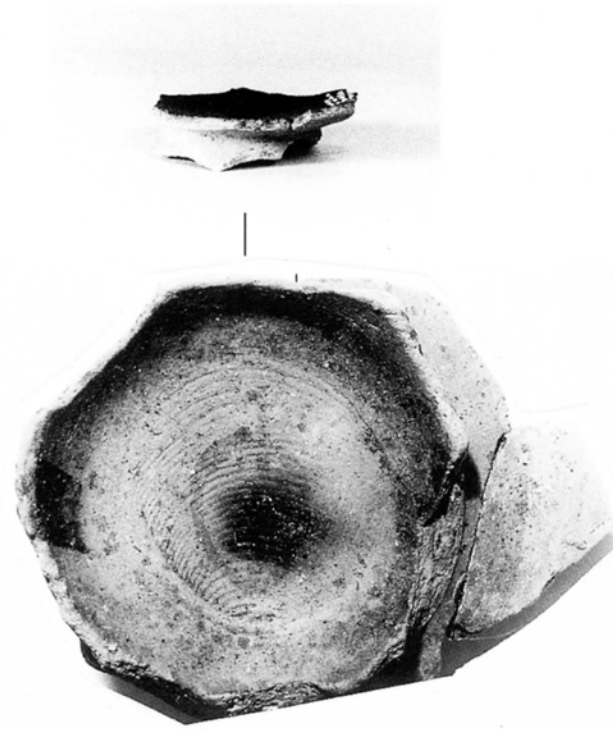

146

147

148

149

150

152

151

153

146・147. SX735
148. SX771
149～151. SX954
152. SX955
153. SX957

図版40

154

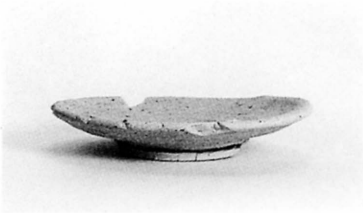

155

156

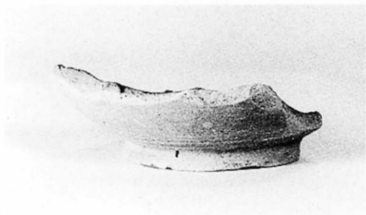

157

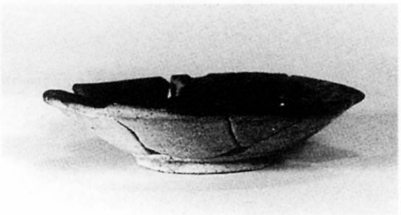

158

159

160

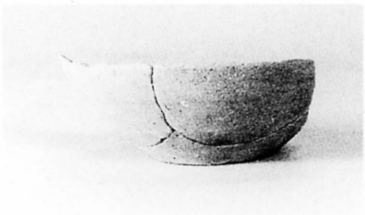

161

162

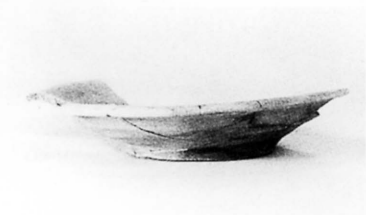

163

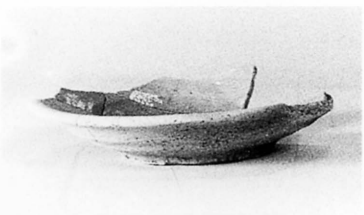

164

165

166

167

168

154～156．暗褐色土層
157～168．黒色砂層

図版41

169

170

171

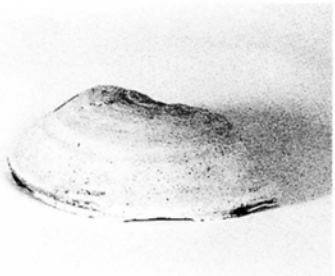

172

175

173

174

176

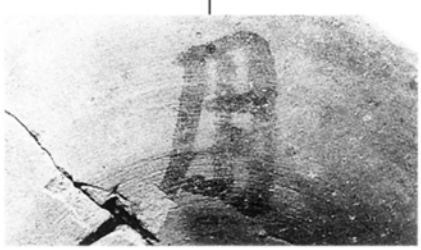

177

179

180

181

178

182

183

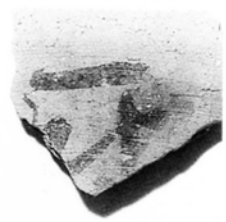

184

169～184．褐色砂層

図版42

185

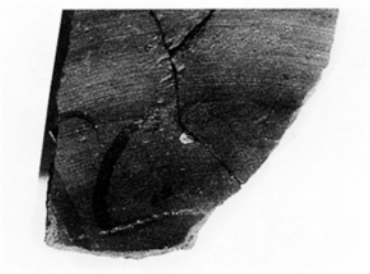

186

187

188

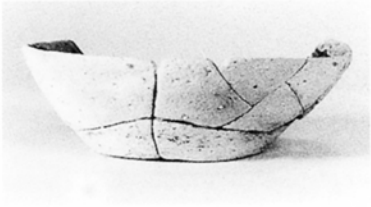

189

192

190

193

194

191

195

185・186．灰褐色砂質土層
187～191．赤褐色砂質土層
192～195．整地粘土層

図版43

196

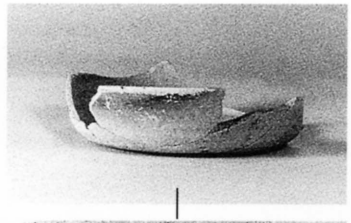

197

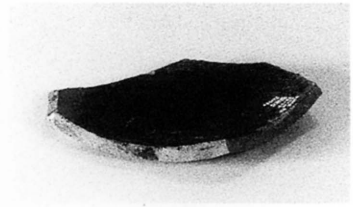

198

199

200

201

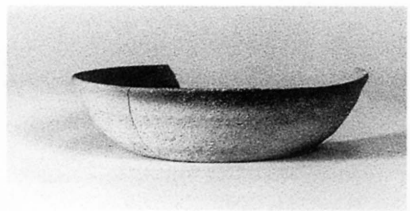

202

203

204

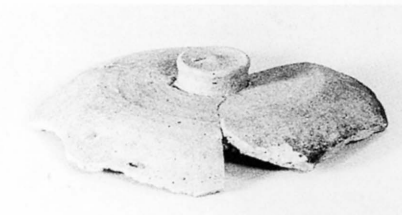

205

206

207

208

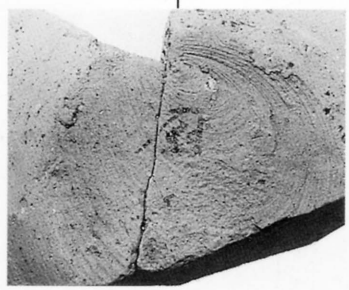

209

210

211

196～201. 整地粘土層
202～209. 整地層下炭化物層
210. 黄褐色砂層
211. 赤褐色土層

図版44

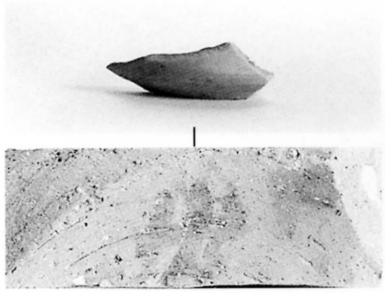
212

213

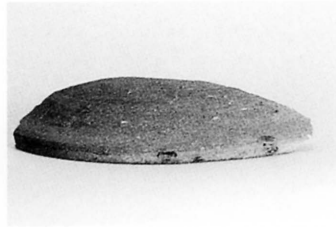
214

215

216

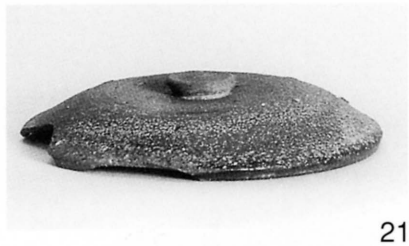
217

218

219

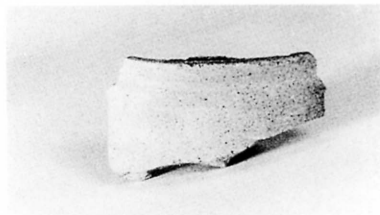
220

221

222

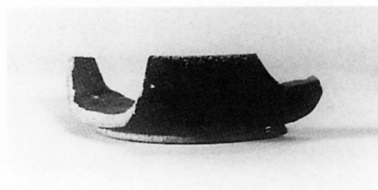
223

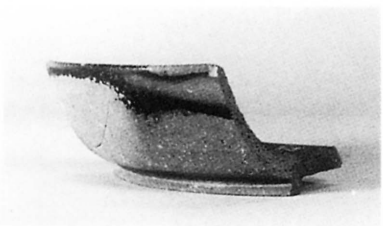
224

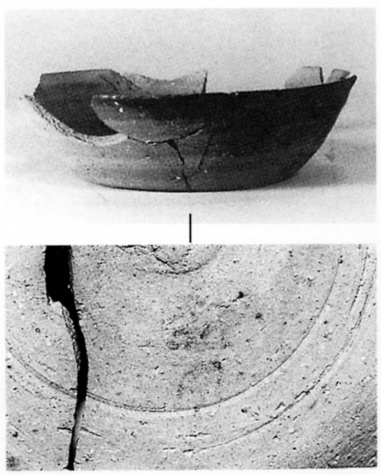
225

226

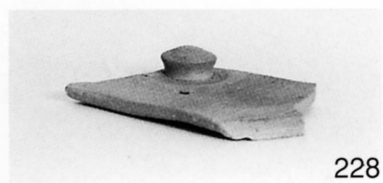
228

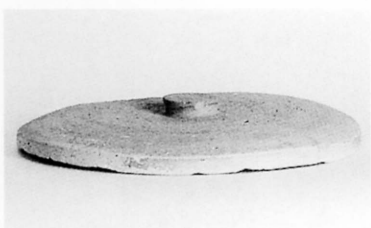
227

212～220. 崩壊土層
221～228. 崩壊瓦層

図版45

229

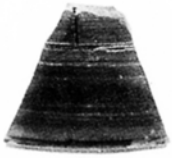

231

230

233

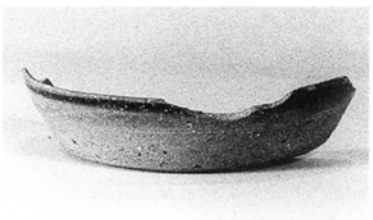

234

235

236

232

237

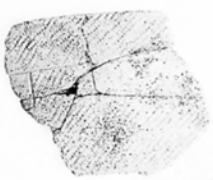

238

229～232. 崩壊瓦層
233～236. 崩壊瓦下層
237. 褐色砂層
238. 地山飛砂層

図版46

資料編

出土文字資料

秋田城跡出土文字資料

本編は秋田城跡の発掘調査によって出土した漆紙文書、木簡、墨書土器の主要な文字資料を収載したものである。

本編の漆紙文書の解説は昭和五十九年発行『秋田城出土文字資料集』、平成四年発行『秋田城出土文字資料集Ⅱ』、平成十年度調査概報、平成十一年度調査概報に掲載された平川南氏による解説をもとに編集した。各漆紙文書の解説の全文は左記に収録されている。詳細はこれを参照されたい。

第二号漆紙文書　『秋田城出土文字資料集』収録
第八号～第十三号漆紙文書　『秋田城出土文字資料集Ⅱ』収録
第十六号～十八号漆紙文書　『平成十年度調査概報』収録
第二十六号漆紙文書　『平成十一年度調査概報』収録

また、漆紙文書および木簡の解説は一部『秋田市史　第七巻　古代史料編』からも抜粋した。

出土文字資料の解読については、主に平川南氏からご指導を得、狩野久氏、今泉隆雄氏、熊田亮介氏、北村優季氏、鐘江宏之氏、古尾谷知浩氏、三上喜孝氏のご協力を得た。

そのほかの関係各位、各機関からも多大なご協力、ご助言を得た。併せて感謝したい。

漆紙文書

秋田城からは昭和五十三年（一九七八）の第二四次調査で第一号が出土して以来、現在まで三〇点以上の漆紙文書が出土している。

それぞれの漆紙文書の出土層位や発見遺構の状況について述べる。

第二号漆紙文書は、昭和五十七年（一九八二）第三六次調査地の政庁北辺築地塀崩壊土から出土した。築地塀の積み土、崩壊土の堆積状況確認のため設定した南北トレンチ西壁から須恵器坏形土器に接着した状態で発見された。出土層位は崩壊瓦を含む築地塀崩壊土の上層である。検出した須恵器坏形土器は、口径・底径の形態やヘラ切りの特徴から八世紀後半の土器と考えられる。

第八号漆紙文書は平成元年（一九八九）外郭東辺の東門が発見された第五四次調査地の発掘区西壁から出土した。漆紙文書は、内側に多量の砂を包み込むように二つ折りの状態で出土した。紙の劣化が進み、文字の遺存状況は良くない。出土層位は地表下約一・三mの十一層暗褐色砂層で、調査区の東側で発見されたSG一〇三一土取り穴の七層焼土・炭化物層とスクモ層のほぼ中間層にあたる。七層焼土・炭化物層は元慶二年（八七八）の乱による層、また上位・下位スクモ層は延暦十年（七九一）から同十四年（七九五）紀年銘のある木簡が出土した層である。

第九号～十三号漆紙文書は平成二年（一九九〇）外郭東辺の東門跡が発見された第五四次調査地のSG一〇三一土取り穴内スクモ層から出土した。出土層位は多量の木炭とフイゴ羽口、鉄滓等が含まれた四七層上位木炭層である。漆紙文書は南側から傾斜する同層に投げ込まれた状況でまとまって出土した。出土層は延暦年間の木簡群が発見された層よりもさらに下層にあたる。

第十六～十八号漆紙文書は、平成十年（一九九八）政庁から東へ約一〇〇mの旧高清水小学校跡地の第七二次調査地でSK一五五五土坑西側から集中して出土した。出土層位は埋土の第三・四炭化物層である。土坑内から多量に出土した土器の中には内面に漆膜が張り付いているものも認められた。

第二十六号漆紙文書は、平成十一年（一九九九）第七五次調査SK一六一一土坑から出土した。調査地は第七二次調査の東側隣接地である。調査区南部の地山粘土層面で検出された長径三・一m×短径二・三m、深さ五〇㎝の楕円形を呈する土坑の最下層から出土した。

秋田城跡出土の漆紙文書は、帳簿類と文書類に大別できる。

帳簿類の公文書を作成する場合は、文字が楷書体、数字が大字と規定されている。その点では、第二号漆紙文書の「出挙貸付帳様文書」や第八号漆紙文書の「大帳案様文書」は正式文書を作成する際の書式と合致し、公文書にあたる。大帳は本来国府で作成する正務内容であり、その帳簿が秋田城跡から出土することは、遺跡の性格を考える上で重要である。さらに第九号漆紙文書の「出羽国出羽郡…」の継ぎ目裏書きをもつ計帳は、国府に留め置かれたものを具注暦として再利用したものであり同様に秋田城の性格付けに大きな意味をもつ。

文書類としての漆紙文書では、第十号漆紙文書で充書に「介御館」とあり、城内における国司の館の存在を示唆している。また、第十一・十三号漆紙文書は、守・介の自署があり、本文書が作成地に留め置かれた文書とみられていることから、秋田城に国司が在駐していたことを示している。

第二号漆紙文書

一、釈文

〔伯カ〕
□渌拾人　　〔稲カ〕
　　□□□拾参束伍把
直忍麻呂戸口　　□□□麻呂貳束
□伍束　　丸子□□□〔刀カ〕自賣伍束
□貳束　　戸主秦連恵尓□
□伍束　　戸主礒部小龍戸口
束　　□部小刀自賣伍束
　　〔穴ノ誤リカ〕
　　戸主宍太部道石伍束

〈断片〉a
□□伍束

〈断片〉b
矢作部　×

二、記載内容

二段書き。文字の大きさは第一行目の上・下段のみが約〇・六cmあるのに対して、以下はすべて約〇・四cmと一回り小さい文字で書かれている。文字は楷書であり、数字は大字である。

表文書には年紀の記載はない。また、内容上からも年代を推定できるような記述は見受けられない。しかし、漆を間に挟んだもう一通の文書には、文書作成年次として、「寶龜元年」（七七〇年）と明確に記載されている。両者の文書は漆作業において〝ふた紙〟として使用され、漆の硬化から考えてもほぼ同一時期といえる。一方、裏文書には、断片ではあるが、「神護」の文字を二ケ所で確認できる。その中の一例は、「神護」の上部に若干の余白を残すにもかかわらず、「天平」の残画を認められないことから、「神護景雲」があたるであろう。

三、まとめ

第二号漆紙文書の特色を要約すれば、次の五点にしぼられる。

(1) 楷書で、上・下二段に書き連ね、数字は大字である。

(2) 冒頭には総計（小計）の人数と稲束量が記されている。その人数は最低でも一七〇人を超えるもので、某郡某郷の小計と考えれば、現存するのは横一〇cmにちょうど一〇人が記されていることから、出羽国全体ではおそらく数十紙を継いだ巻子仕立てと推測され、そのほんの一部が残存したことになる。

(3) 本文は「人名＋稲束量」以外は一切、註記等がない。

(4) 稲束量は二束の二例を除いてすべて五束である。

(5) 第二号漆紙文書の作成年代「宝亀元年」と、本文中に「神護景雲」の年紀をもつ裏文書はほぼ近接した時期のものと考えるならば、本文書の年代はそれをさかのぼる可能性が強いであろう。

今は、本文書は出挙貸付帳様文書断簡としておきたい。

図１　第２号文書　実測図

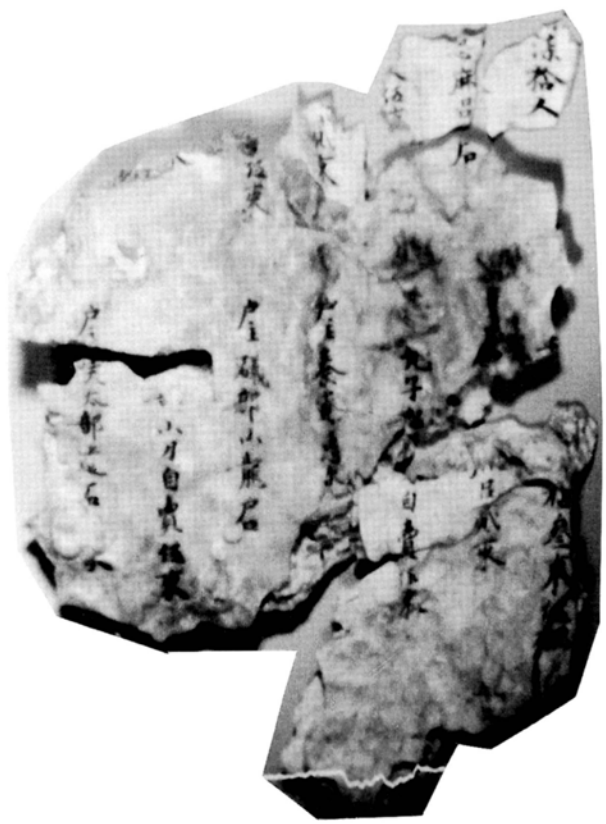

図版１　第２号文書（赤外線テレビカメラ）

第八号漆紙文書

一、釈文

□ ×
□ 陸 ×
□ 伍 小 子
□ 貳年十七
□ 壹〃年十六

二、記載内容

確認出来る文字はわずか五行十七文字、書体は楷書で、一文字の大きさは約七～八㎜で、数字は「陸」「伍」「貳」「壹」と大字を用いている。

本文書断簡について、その特色を整理すると、次のようになろう。

①楷書体で、数字は大字である。

②わずか五行で十七文字確認できるだけであるが、一文字の大きさが七～八㎜程度の小さな文字、□数を列記した書式は統計的文書と判断してよい。

③小子の内訳「年十七」「年十六」の記載は、『延喜式』に見える大帳式に類似する。

④小子の計「伍」に対して、その内訳が「貳年十七」「壹年十六」では合わないが、「壹」の右肩に校合と思われる墨点が存在する。この事実から、本文書が国府作成の大帳の案文と判断できるであろう。

⑤小子が天平宝字元年四月、従前の一六歳から一七歳に延長されたことから、本文書の年代は天平宝字元年四月以降のものとみることができる。

以上の点を総合して考えるならば、きわめて小断片で本文書の性格を断定することは困難ではあるが、一応、現段階では「(出羽国)大帳案」様文書と推定する事が可能であろう。

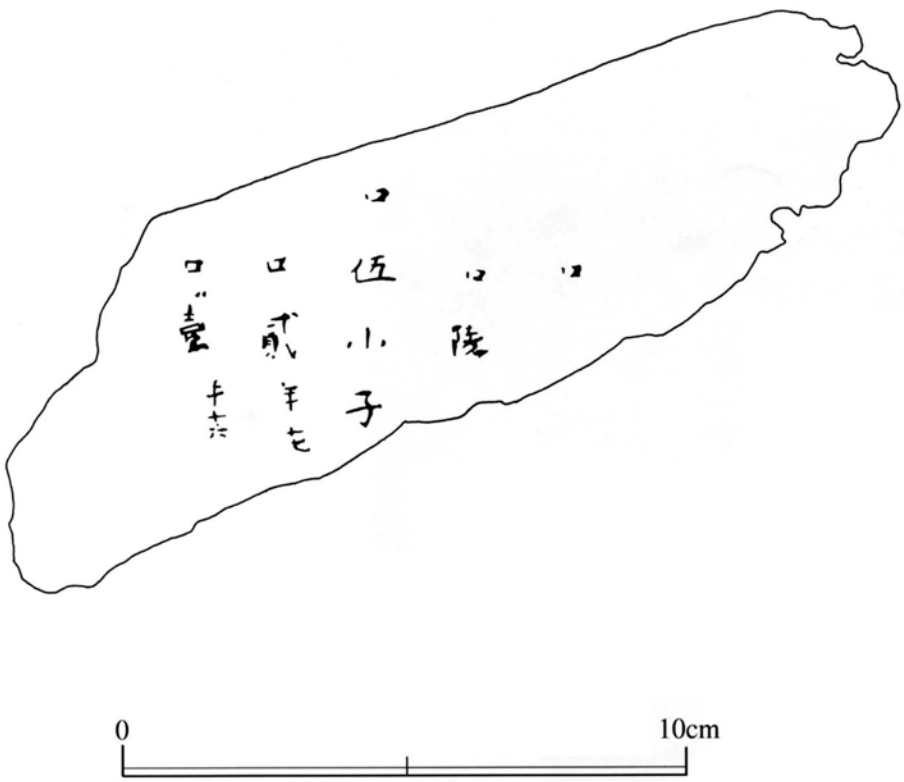

図2　第8号文書　実測図（左文字を反転させた図）

第九号漆紙文書

一、釈文

〔裏文書〕

歳

□月小　天気東行　月徳在甲　天道乾巽　人道艮坤

一日戊戌木□〔危〕　歳前小歳後

（継目裏書）…『出羽國出羽郡井上□□□□天平六年七月廿八日』……

二日己亥木成　〔前〕□母倉

三日庚子土収　〔前〕□母倉祭

四　〔坎脱ヵ〕九移□〔徙〕

〔表文書〕

姪□　賣　年卅五

□黒□

□

□〔賣ヵ〕

課戸主贄

男贄人部大麻□〔年〕□廿二

左□

二、記載内容

〔裏〕の内容

1、具注暦とその遺存例

この漆紙文書は「具注暦」断簡である。具注暦とは、暦面を上・中・下の三段に分けて暦日の下に日の吉凶・禍福などの暦注を具備した暦のことである。

2、暦の年代判定

本具注暦断簡は前月末、月初部分、朔日～四日までの部分である。

① 朔日干支が戊戌である。

② 朔日の下段冒頭の大歳・小歳の記載は、「歳前小歳後」とある。「歳前小歳後」は春戊戌と秋丁巳の二例しか該当しないことから、朔日干支戊戌と一致する。

③ 「月徳在甲」の節月

春　二月

夏　六月

冬　十月

「天気東行」の節月

春　二月

夏　六月

冬　十月

②と③の関連からは、本具注暦断簡は、春二月に該当することと判明した。

④ 月末の下段の冒頭は、「歳前……」とみえる。儀鳳暦と大衍暦以降の暦は、

儀鳳暦――歳前……

大衍暦――大歳前……

のように、下段冒頭の「歳」と「大歳」という表記が異なる。したがって本具注暦は儀鳳暦〔持統六年（六九二）～天平宝字七年（七六三）〕とすることができる。なお、儀鳳暦のみは二月節の雨水と啓蟄が逆順で、正月中が啓蟄、二月節が雨水となる。中段の該当部分に「雨水二月節」の残画がほんのわずかにみえるが、いずれとも判断できない。

⑤「二月戊戌朔」を湯浅吉美編『日本暦日便覧』（汲古書院、一九八八年）を利用して検索するならば、儀鳳暦の範囲内では、次の二例のみが該当する。

大宝二年暦（七〇二）

天平宝字三年暦（七五九）

⑥月初部分「□月小」の記載から二月は小であることが明らかである。大宝二年二月は大の月、天平宝字三年二月は小の月であることから、本具注暦は天平宝字三年暦と確定する。天平宝字三年暦の場合、二月節は雨水で、二月一日にあたる。

⑦断片Cは本紙（A・B）と同一文書であり、断片Cは下段（暦注）にあたることから、通常の遺存状態ならば、断片Cはおそらく本紙の下段に位置するものと考えられる。

暦注のうち、母倉は、次のように月ごとに配当されている。

暦注	操り方	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
母倉	節切	亥	子	亥	午	巳	卯	寅	卯	寅	午	巳	丑未
帰忌	〃	丑	寅	子	丑	寅	子	丑	寅	子	丑	寅	辰戌
九坎	〃	辰	丑	戌	未	卯	子	酉	午	寅	亥	申	巳

一日	戌	なし	
二日	亥	なし	正月・二月
三日	子	なし	
四日	丑	なし	
五日	寅		

母倉は二日（亥）と三日（子）の下段にくること（一～二日ズラしても該当するものなし）が明らかである。二日己亥…母倉、三日庚子…母倉とすると、四日辛丑…九坎（坎は脱字）となり、九坎日が二月の場合に丑日に配当されていることと符合する。

3、暦の復原

（正月）　廿九日丙申火破　歳前小歳対

卅日丁酉火危　歳前小歳対

二月小　天氣東行　天道乾巽　月徳在甲　人道艮坤

（二月）　一日戊戌木危　雨水二月節　歳前小歳後

二日己亥木成　歳前母倉

三日庚子土収　歳前母倉祭祀

四日辛丑土開　歳前九坎移徙

五日壬寅金閉　歳前帰忌

4、紙継ぎ目裏書の検討

この文書断簡には、具注暦の一日と二日の間のところに表裏からの観察によって継ぎ目幅が約三㎜の紙継ぎ目を確認できる。この紙継ぎ目にまたがった形で「出羽国出羽郡井上□□□□天平六年七月廿八日」と記されている。二日と三日、三日と四日の間が行間心心で約一・四

cmに対して、一日と二日の間は約二・一cmあることから、この「出羽国…」が具注暦より先に記載されていたことがわかる。したがって、継ぎ目部分に記された「出羽国出羽郡井上□……」は継ぎ目裏書と判断して間違いない。

平川南氏はすでに漆紙文書における紙継ぎ目の検出の重要性について、次のように指摘している（『漆紙文書の研究』総論第一章、二七頁　吉川弘文館　一九八九年）。

文書の行に平行して、幅約〇・二cmほどの丁寧な継ぎ目は、本来の文書作成時の紙継ぎである。（中略）（この場合、）文書作成時の継ぎであるから、継ぎ目の左右の文書は同一内容をもち、基本的帳簿類であれば、継ぎ目裏書を確認できた場合、具体的帳簿名および年紀等が判明することが十分にありうるのである。

この継ぎ目裏書の存在によって、具注暦は紙背文書と断定することができる。継ぎ目裏書の文字の大きさは約方五mmで、正倉院文書の籍帳類のそれと全く合致している。また、継ぎ目裏書の記載のしかたは、表文書の性格をある程度限定して考えることができる。ここで、まず正倉院文書中の籍帳類と、その他の公文類の継ぎ目裏書を列記すると次のとおりである（正税帳は後に触れるので省く）。

○御野国味蜂間郡春部里大宝二年戸籍
○筑前国嶋郡川辺里大宝二年籍
○下総国葛飾郡大嶋郷養老五年戸籍主帳无位刑部少倭
○山背国愛宕郡出雲郷雲上里神亀三年史生従八位下間人宿祢男君
○越前国江沼郡山背郷天平十二年計帳歴名
○越前国郡稲帳天平五年潤三月六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂
○出雲国計会帳天平六年八月廿日正八位下小野臣淑奈麻呂
○相模国天平七年封戸租交易帳
○出雲国天平十一年大税賑給歴名帳大初位下守目大蔵伊美吉神主
○備中国天平十一年大税負死亡人帳従七位下行目日根造諸人
○遠江国浜名郡租帳歴名天平十二年

籍帳類による限り、継ぎ目裏書の場合、年のみを記し、月日を記さない。ただし、計会帳などの場合、年月日を記す例がある。

次に、正税帳の継ぎ目裏書は左に示すように、その記載法にかなり不統一さが目立つだけに、本文書のような記載のしかたも十分に存在するはずである。

尾張国	収納大税帳	天平二年十二月	少目従七位下勲十二等秦前忌寸大魚
紀伊国	収納大税帳	天平二年	
越前国	大税帳	天平三年二月廿六日	史生大初位下阿刀造佐美麻呂
尾張国	収納正税帳	天平六年十二月	史生従八位上丹比新家連石麻呂
駿河国	正税目録帳	天平九年	史生大初位下秦達布連広嶋
和泉監	収納正税帳	天平九年	
駿河国	正税帳	天平十年	目正八位上川原田宿祢忍国
周防国	天平六年	正税目録帳	従七位上行目茨田連光
摂津国	天平八年	正税目録帳	従七位下大属田部宿祢家主
薩麻国	天平八年	正税目録帳	従八位上行目呉原忌寸百足
長門国	天平九年	収納大税目録帳	正八位下行少目常勝首名
豊後国	天平九年	正税帳	守外従五位下楊胡史真身
周防国	天平十年	正税帳	史生大初位上秦連国麻呂
筑後国	天平十年	正税目録帳	従七位下行目津史真麻

伊豆国　天平十一年　正税并神税帳　目従八位下林連佐比物
隠伎国　正税収納帳　大初位下行目縣犬養宿祢大萬侶　天平五年二月十九日
淡路国　天平十年十二月廿七日　史生正八位下榎本直虫麻呂
従七位上行大目勲十二等中臣酒人宿祢古麻呂（大倭国正税帳）
従七位下行目坂上忌寸人麻呂　（但馬国正税帳）

継ぎ目裏書の日付は、「越前国正税帳」を参考にするならば、正税帳末尾の日付「天平三年二月廿六日」と継ぎ目裏書の日付は合致していることがわかる。

以上の例から明らかなように、継ぎ目裏書として、国―郡―里（郷）まで記すのは、戸籍または計帳に限られる。このことは、戸令造戸籍条の「其縫皆注二其国其郡其里其年籍（某の誤りか）一」にもとづくものであり、里（郷）別に一巻作成されるのである。この継ぎ目裏書の年紀は天平六年（七三四）であるので、郷里制〔霊亀元年（七一五）～天平十二年（七四〇）〕下に属し、継ぎ目裏書の欠損部分には郷の下の里名が記載されていたと考えられる。すなわち、継ぎ目裏書は「出羽国出羽郡井上郷〇〇里天平六年七月廿八日……」と記されていたであろう。なお、『和名類聚抄』によれば、出羽国出羽郡に「井上郷」が存在する。

四、〔表〕の内容

各行間は約一・八㎝で、一文字の大きさは約〇・九㎝、割書部分は約〇・四㎝である。

「課戸主贄（人部）…」「…□（廿二）左□」の記載内容から計帳様文書とみて間違いない。ただ、従来知られている正倉院文書中の計帳は年齢と身体的特徴とを一行書きとするが、この帳簿は小字で二行割書にする点が異なる。出土計帳としては、鹿の子C遺跡の計帳断簡（第95号文書）は各行下段に年齢区分呼称と身体的特徴とを二行割書にしている。

妹占部子稲主女年貳拾例（ママ）正女　右目後黒子
妹占部申虫女年貳拾伍　正女　頭磨

計帳の出土例は鹿の子C遺跡のほか多賀城跡など数例あるが、継ぎ目裏書によって天平六年作成の計帳であるというように年代の確定された計帳は他に例がない。

計帳は戸令造計帳条によれば、

凡造二計帳一。毎レ年六月卅日以前。京国官司。責二所部手実一。具注二家口年紀一。若全戸不レ在レ郷者。即依二旧籍一転写。并顕下不レ在所由上。収訖。依レ式造レ帳。連署。八月卅日以前。申二送太政官一。

とある。近江国志何郡古市郷計帳手実には「天平二年六月帳」「天平三年六月手実」と記載されている。また、天平五年の右京計帳手実においても、その提出日付は六月九日～七月十二日の間にわたっているが、なかには本文と同筆で六月と書いたものを、坊令署名と同筆で七月八日と訂正しているものがあるので（岸俊男氏調査）、やはり六月三十日以前に提出すべきものと意識されていたことが知られるとされている（日本思想大系『律令』補注8戸令、岩波書店）。

さらに、計帳手実作成月日に関連して注目すべき史料は、正倉院文書中の請暇解である。

己智帯成謹解　申請假日事
合参箇日
右為計帳奉、假日請所如件、以解
天平寳字六年七月九日
（『大日古』五―244～245）

大坂広川解　請暇日事
合二箇日
右為奉計帳、請暇如前、以解
宝亀二年六月十六（日脱）
（『大日古』六―199）

二通とも計帳手実作成のために暇日を請求したものであり、先にみた右京計帳手実の提出日付が六月九日～七月十二日の間にわたっている事実とこの請暇解の日付（六月十六日、七月九日）は符合している。

このように戸令規定の前段は、手実の国府への提出期限を「六月卅日以前」としたと理解できる。

その手実に首部総計部分と尾部別項記載とを書き加え、浄書したものが計帳歴名であり、さらに国府において一国毎の戸数、口数に関する統計的文書（「目録」）としたものが大帳である。『延喜式』にみえるような大帳式にもとづき作成された大帳の提出期限は「八月卅日以前」とされ、太政官に申送された。ただし、この大帳の提出期限について、陸奥・出羽両国に関しては注意すべき点がある。すなわち『延喜式』（民部下）計帳条によれば、「凡計帳者。陸奥。出羽両国。大宰府。九月卅日以前申送。余国如レ令」と、陸奥出羽両国は他の国より一ヶ月遅い提出期限が認められている。この『延喜式』の例外規定は、少なくとも陸奥国については承和十一年（八四四）〔『類聚三代格』承和十一年四月一日官符〕、当該国・出羽国については嘉祥二年（八四九）〔『類聚三代格』嘉祥二年閏十二月廿六日官符〕までそれぞれ確実に適用させることができる。令文には例外規定がないので、八世紀段階については定かでない。実例に即していえば、天平六年の「出雲国計会帳」では大帳二巻は令の規定―八月三十日以前に対して、（天平五年）八月十九日に進上している。出羽国の場合、都まで約二四日間（『延喜式』（主計上）調庸条の「行程上卅七日、下廿四日」による―出雲国は下八日）を要し、しかも政情不安等の事情を配慮すれば、八世紀段階においても他の諸国に比べて一ヶ月の提出猶予期間が適用されたであろう。

現状では、A断簡は紙の上端の形状をとどめており、「姪□□□賣□年卅五□黒□」とB断簡の「課戸主」の行との間には一行しか想定できない。「姪」の位置は、B断簡の「男」と平行するので、行頭の続柄とみてよい。計帳の作成段階を知る手がかりの一つは、その記載様式であり、特に横界線の位置はその決め手となる（平川南『漆紙文書の研究』総論第四章）。しかし、本計帳は断片のうえ、墨痕の残存状況が悪く、薄墨の横界線を確認できない。

そこで、以下の事項を検討することで本計帳の性格を明らかにしたい。

本計帳の継ぎ目裏書の日付が「七月廿八日」（天平六年七月は小の月、廿九日まで）となっているのは、手実提出期限六月末日に対して、一ヶ月後にあたり、計帳歴名作成月日とみるにふさわしいであろう。これまで計帳歴名については、現存の正倉院文書では日付が明らかで

なく、本断簡がはじめて計帳歴名の作成月日を明記した史料として、計帳制度を考える上できわめて貴重なものである。

天平六年の継ぎ目裏書をもつ計帳は、いうまでもなく、天平五年度の計帳であるが、この天平五年（七三三）は戸籍作成の年（籍年）である。戸籍作成にあたって計帳が大きな役割を果たしたことはこれまでにも一般的にいわれてきたところである。この点について最近、渡辺晃宏氏が「籍帳制の構造―手実・歴名の検討から―」（『日本歴史』五二五号、一九九二年二月）の中でさらに強調されている。すなわち、例えば、天平五年歴名を素材として同年の戸籍が作成され、籍年の歴名の作成は、造籍の下準備として通常の年よりも厳密に行なわれたのであろうとしている。本計帳が天平宝字二年〔（籍年）七五八〕段階で廃棄されるまで、四比二十四年間の長期にわたって保存された理由も、籍年の歴名であったことによるのかもしれない。

以上から、本計帳は計帳手実ではなく、国府に留め置かれた計帳歴名とみてよいであろう。なお、公式令公文条の「凡公文。悉作二真書一。凡是簿帳…為二大字一」にみられる公文に大字を用いる規定は京進文書を除いては、これまでの出土文書をみる限り、それほど厳密に励行されていないと判断できる。

ところで、国府に保存されていた出羽郡の計帳が天平宝字二年段階で廃棄され、その紙背を利用して、天平宝字三年の暦を作成した。古代の具注暦は、いうまでもなく、正式には各国に一本ずつ備えられたが、その具注暦は郡のみでなく、国府内の諸官司もそれぞれ一本ずつ役所内に備えおいたと推される。本具注暦も紙背を利用したものであるので、国府内で書写された一本とみてよいであろう。

図版２　第９号文書（赤外線テレビカメラ）

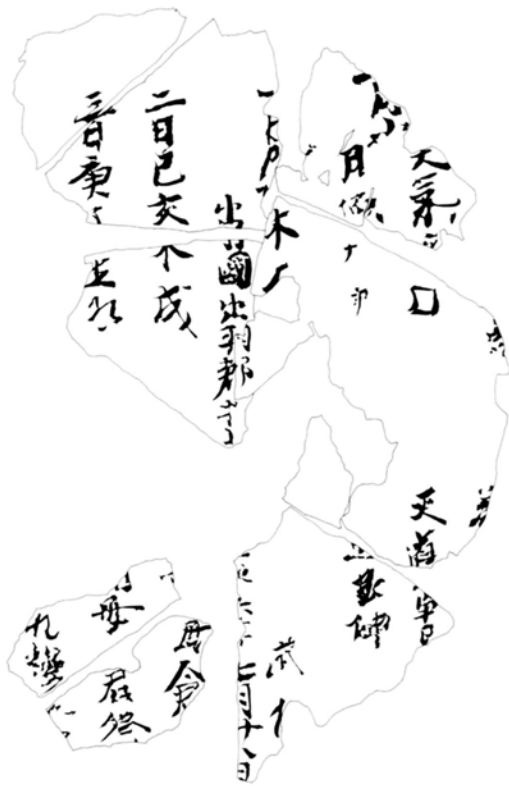

裏

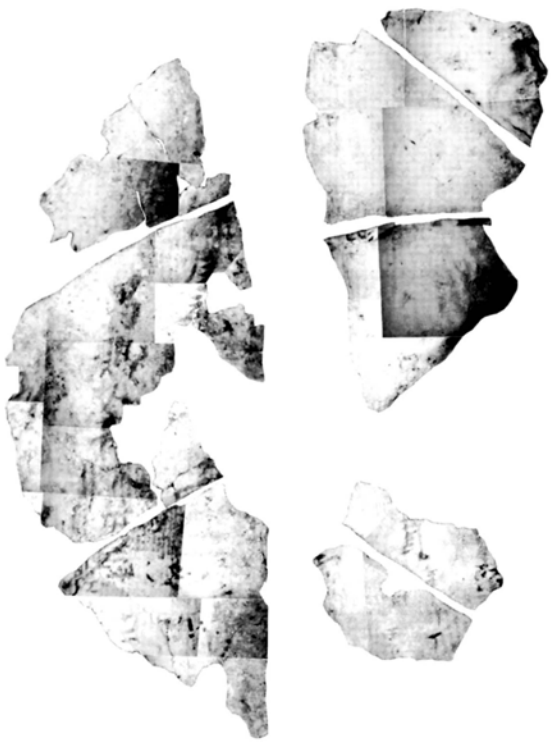

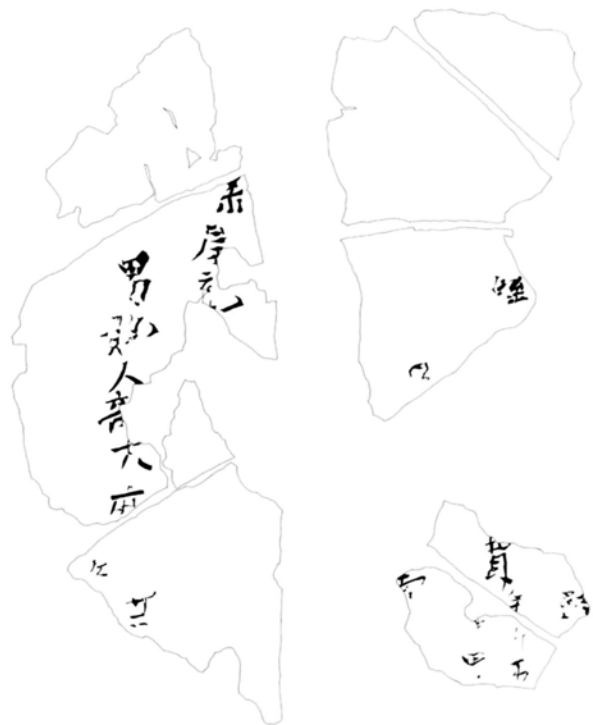

表

図３　第９号文書　実測図

第十号漆紙文書

一、釈文

（表）

在南大室者

勘収釜壹口

□□若有忘怠未収者乞可

令早勘収随恩得便付国□□

□縁〔徳カ〕謹啓

五月六日卯時自蚶形駅家申

竹田継□

（裏）

□

封

務所　竹継状

介御舘

二、記載内容

表の内容と裏の「封」の存在から、本文書は書状と断定することができる。本文の書始めに、本来は「謹啓」などとあったと思われるが、現状は欠損している。「釜」は鉄または銅製の釜と考えられる。

この書状の差出所は「蚶形駅家」とあり、蚶形は現秋田県由利郡象潟町にあたり海岸部に位置することから判断すると、製塩用の煎塩釜が想定できるかもしれない。「南大室」については、『続日本紀』天平九年（七三七）四月戊午条に「出羽国大室駅」、同宝亀十一年（七八〇）十二月庚子条に「出羽国大室塞」とみえるが、両条の大室は現在の山形県尾花沢市付近とされ、当時、雄勝村の蝦夷勢力の拠点とされた地である。「南大室」は、郡名等を伴って記されていないことから地名ではなく、おそらくは大型の釜などを収容する秋田城管下の公的な施設を指すものと推測できる。蚶形駅家は『延喜式』（兵部）諸国駅伝馬条に「蚶方」駅家とみえる。

裏には、充書「介御舘務所」および差出書「竹継状」とある。竹継は竹田継□の略称であろう。この充書と差出書を記した上書（うわがき）に加えて、切封の痕跡を確認することができる。

本書状の大意は、南大室にある釜一口を勘収したが、その他に未収のあるものがあったならば、早急に勘収したいので指示して欲しい、この書状は、国の□□に持参してもらうのでよろしく願いたい、五月六日の早朝便で蚶形の駅家から申上するものである、というような内容であろう。

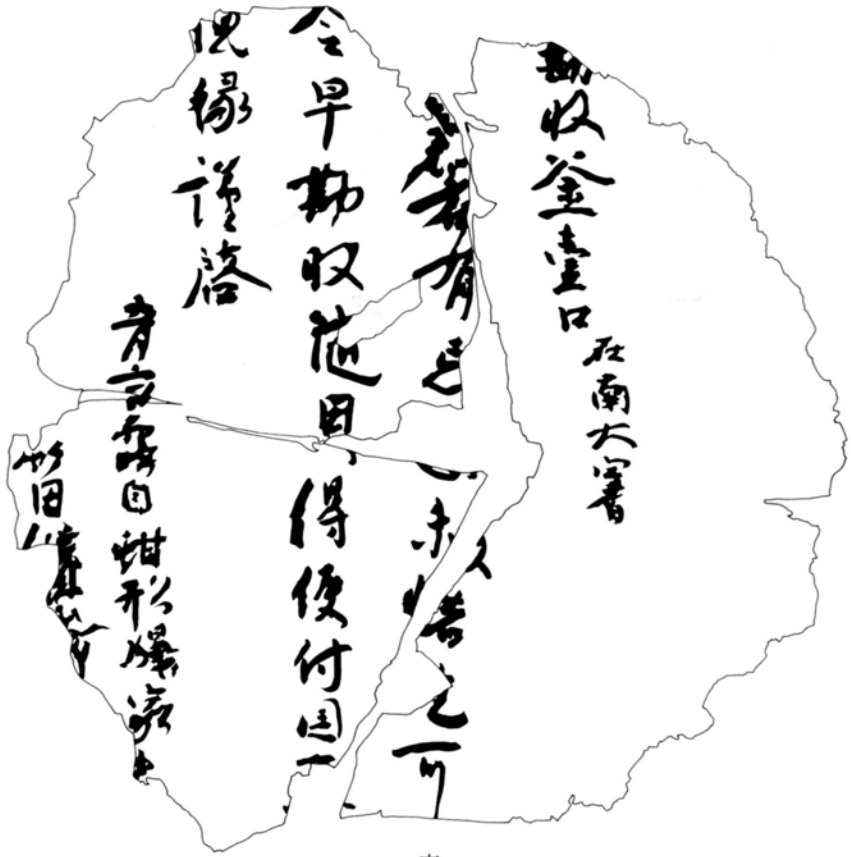

表

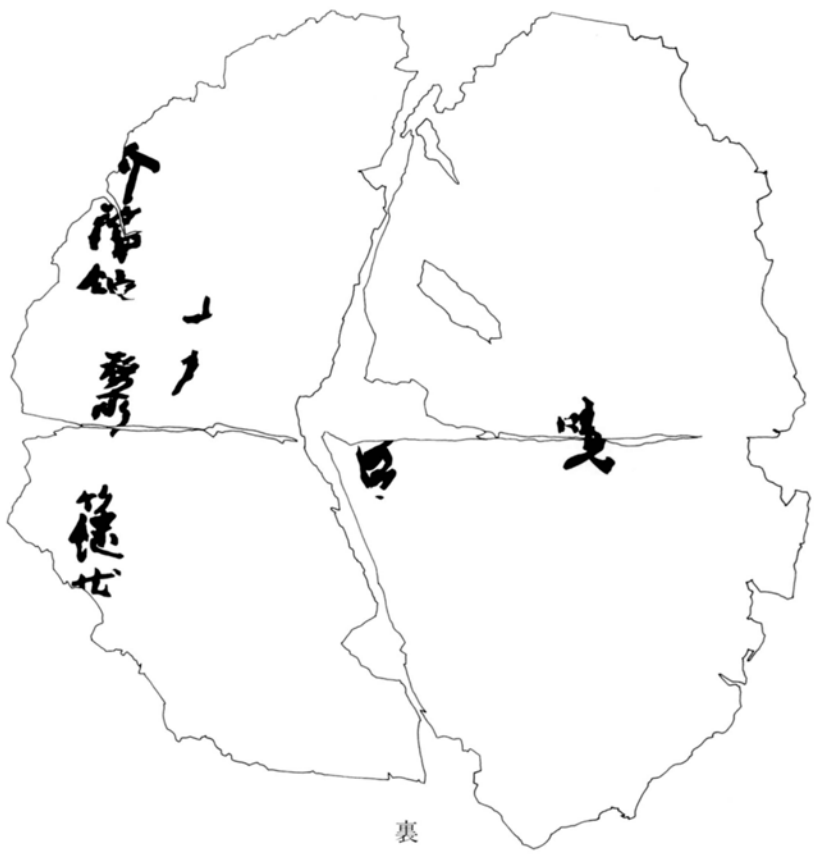

裏

図4　第10号文書　実測図

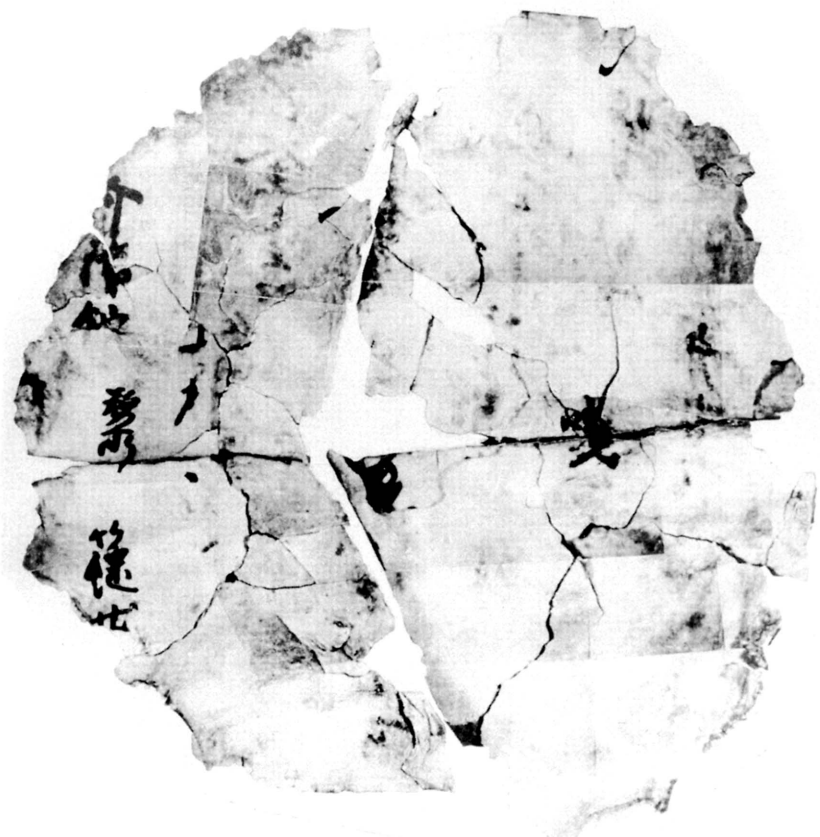

図版３　第10号文書（赤外線テレビカメラ）

第十一号漆紙文書

一、釈文

送　以　解

天平寶字

従五位下行守勲十二等小野朝臣『竹□』〔良〕

□六位上行介百済王『三忠』

二、記載内容

本文書は解文の文末部分が遺存したものである。年紀は天平宝字年間（七五七～七六五）を示す。位署部分行上の国司の署名に注目したい。

まず、天平宝字年間の出羽守・介に関する史料は『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）正月丙寅条である。

（前略）然今陸奥国按察使兼鎮守将軍正五位下藤原恵美朝臣朝猟等。教導荒夷。馴従皇化。不レ労二一戦一。造成既畢〔雄勝城〕。又於二陸奥国牡鹿郡一。跨二大河一凌二峻嶺一。作二桃生柵一。奪二賊肝胆一。眷言惟績。理応二褒昇一。宜レ擢二朝獦一。特授中従四位下上。陸奥介兼鎮守副将軍従五位上百済朝臣足人。出羽守従五位下小野朝臣竹良。出羽介正六位上百済王三忠。並進二一階一。（後略）

出羽国雄勝城および陸奥国桃生城造営の功により、按察使藤原朝臣朝獦をはじめ、出羽・陸奥両国の官人が進階されている。そのうち、出羽守従五位下小野朝臣竹良〔『続日本紀』天平宝字七年正月壬子条には「都久良」（つくる）〕は従五位上に、出羽介正六位上百済王三忠は従五位下に昇叙されている。このことから、本文書断簡は天平宝字四年正月以前の史料であること、「□六位上行介百済王三忠」の「□六位上」は正六位上であることが判明する。

『延喜式』（民部上）によれば、出羽国は上国である。

官職に相当する位階は官位令によって定められている。

上国守　従五位下

上国介　従六位上

本断簡の「正六位上行介百済王三忠」は、上国介とすれば、行（相当位が帯位より低い）の表記と符合する。しかし「従五位下行守勲十二等小野朝臣竹良」の場合は、上国守としては行の表記はあたらない。出羽国が八世紀段階で中国とすれば、中国守が正六位下であるので、行に相当する（第十三号文書も同様であるので併せて参照してほしい）。

次にこの文書の年代について、若干考察を加えておくこととする。

先にみたように、本文書は『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条の出羽国守・介の位階記事から、宝字四年正月以前の年代であることがわかる。そこで、奈良時代の出羽国守・介の任官状況を整理すると、次のとおりである。

小野竹良　　百済王三忠
760天平宝字四年出羽守見　　760天平宝字四年出羽介見
←　　←
763天平宝字七年正月左中弁任　　763天平宝字七年正月出羽守任
←
766天平神護二年五月民部少輔任
同日　百済王文鏡出羽守任

奈良時代の国守の任限を四年とすれば、守小野竹良、介百済王三忠ともに天平宝字七年正月で現任を離れていることから推して、天平宝字三年頃、そろって守・介にそれぞれ任ぜられたと想定することができるであろう。この推定にもとづくならば、本文書の年代は一応、天平宝字三年頃とみなすことができるであろう。

なお、付け加えると、国司の自署を有する文書が国府（秋田城）になぜ残されていたかという疑問である。本断簡は解文の文末部分のみで、解の宛所は不明である。しかし、書止め文言が「謹解」ではなく、「以解」とみえることから公式令解式条に規定する太政官以外の一般諸司か所管の上級官司に上申した解であることがわかる。その場合、出羽国司の所管の上級官司は陸奥出羽按察使である。

国司（守カ）	守	介
多治比家主	723養老七・九・一七　見	
田辺難破	737天平九・四・一四　見	
小野竹良	760天平宝字四・一・四　見	百済王三忠　天平宝字四・一・四　見
百済王三忠	763天平宝字七・一・九　任	
員外守		
佐伯美濃麻呂	764天平宝字八・一〇・三　任	上毛野馬長　天平宝字八・一・二一　任
百済王文鏡	766天平神護二・五・一〇　任	坂上石楯　天平神護二・五・一〇　任
百済王武鏡	774宝亀五・三・五　任	下毛野根麻呂　宝亀五・三・五　任
上毛野馬良	776宝亀七・七・二一　任	
多治比乙安	779宝亀一〇・九・二一　任	
百済王英孫	785延暦四・九・二九　任	
藤原仲成	792延暦一一・二　任	

ところで、多賀城跡第一〇三号文書も、本断簡と同様に、陸奥国守坂上「広野」および介小野「石雄」の自署のある解文で、陸奥国府である多賀城跡から出土している。この書き止め文言は「謹解」とあることから、宛先は太政官である。しかし、この文書については、平川南氏は「陸奥国司解が何らかの事由により当国に留め置かれたと判断される。何故ならば、この解は守をはじめ、国司の自署が明白であることから、国司解案とは考えがたいからである」と推定した（平川南『漆紙文書の研究』各論第二章）。この見解は、類例の出現により変更せざるをえなくなった。

まず、参考までにあげるならば、計帳歴名の京進・非京進論争の中で、森田悌氏が指摘しているが、公式令天子神璽条の「諸国印方二寸上京公文及案調物則印」により、向京文書は正文のみならず、案文にも捺印すべきことになっていたとしている（「計帳制度について」『続日本紀研究』第二一一号　一九八〇年、のち『日本古代律令法史の研究』文献出版　一九八六年に再録）。この国印の捺印とは直接的には結びつかないが、国司の自署についても、多賀城跡第一〇三号文書と本文書を併せ考えると、国司の上申文書の場合も、案文に自署した可能性が強いのではないかといえるであろう。

図５　第11号文書　実測図

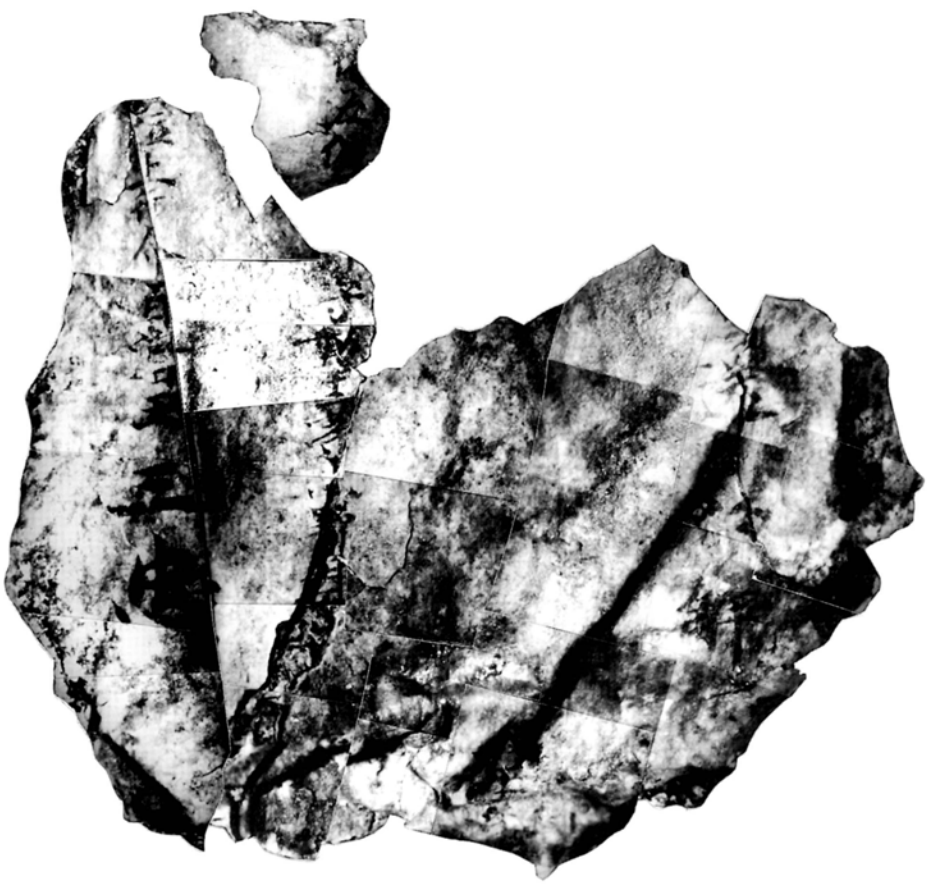

図版４　第11号文書（赤外線テレビカメラ）

第十三号漆紙文書

一、釈文

〔表〕

A

〔阿カ〕□刀部身

麻績部忍麻呂戸口

B

戸主三村部真足陸拾束

□□□麻呂□

〔裏〕

B

礼記

国司　従五位下行守

A

郡司　少領

二、記載内容

二つの文書の表裏決定は書体〔表―楷書体、裏―行書体〕に加えて墨界線によって決定した。

〔表〕

AとBにそれぞれ二行ずつ確認できるが、両者とも行の心心間隔は二・一cmと等しいことから、書体・内容とも併せて、同一文書とみて間違いない。書体は整った楷書体である。記載様式は、（戸主）人名＋数量（束）であり、下部が欠損していることから、文書の性格は決めがたいが、出挙関係の帳簿であろう。

〔裏〕

本文書の特徴は、次の三点である。

1、墨界線は縦界線と現状では横界線五本が認められる。

2、B断簡に「国司」とA断簡に「郡司」とあり、ともにその下に割書で、「守」あるいは「少領」と記載している。

3、「国司」と「郡司」の間は推定五行程度を想定できる。おそらくはB断簡の国司の後に郡司、A断簡の郡司の前に国司というように、国郡司の官位姓名がくり返し記されるような帳簿が想定される（想定　復原図参照）。

この特徴をもつ文書を伝世文書に照らしてみると、「越中国官倉納穀交替記」（『平安遺文』二〇四、石山寺蔵）が最も類似しているといえる。「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年（九一〇）を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

右の文書を参照すれば、B断簡の初行の礼記は、年紀にあたり、「神護」と判断できる。神護の上は余白があり、文字がないことから、天平神護ではなく、神護景雲年間（七六七～七七〇）とみてよい。天平神護二年（七六六）五月、百済王文鏡が出羽守に任ぜられており、その時の位階が「従五位下」とみえ、当文書と合致する（『続日本紀』天平神護二年五月甲子条）。

出羽国守は、『延喜式』（民部上）によれば、上国であるが、「従五

位下行」とあることから、第十一号文書と併せ考えても、当時は中国（正六位下）相当であった可能性が大である。

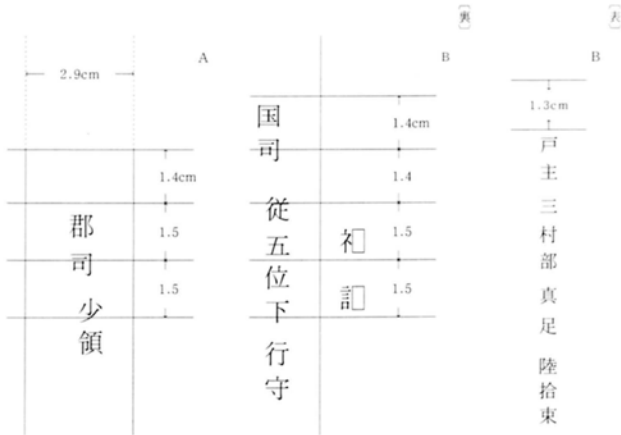

図６　第13号文書　墨界線模式図

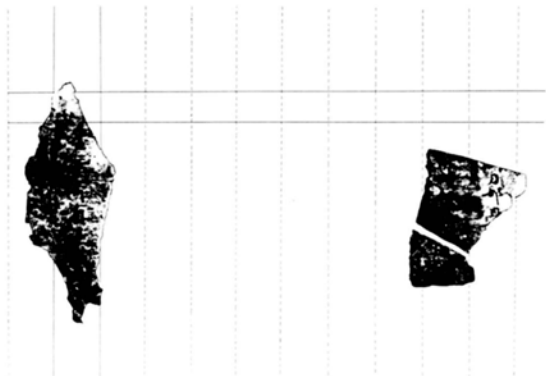

図７　第13号文書　想定復原図（表）

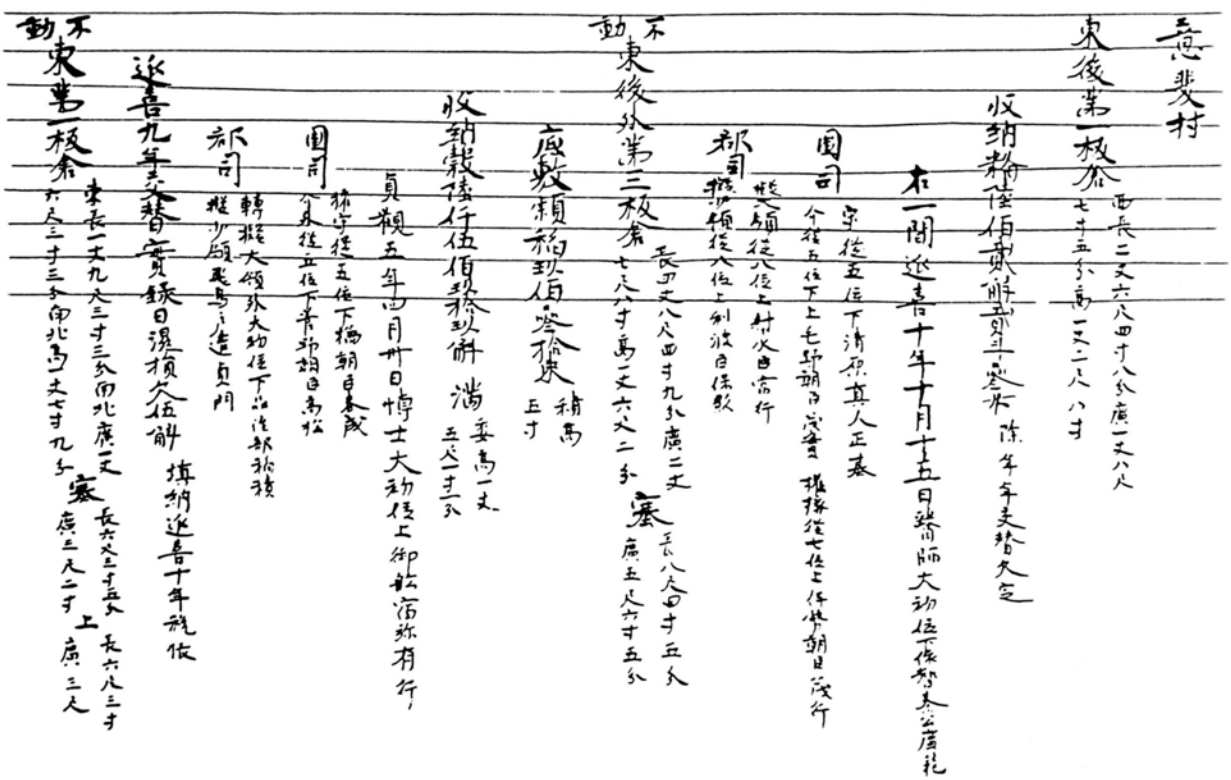

図８　越中国官倉納穀交替記模式図

第十六号漆紙文書

一、釈文―図9参照　〔実測図〕―図10参照

二、記載内容

二段書きの歴名記載の帳簿である。その記載様式は、戸ごとに戸主名を冒頭に記し、以下に「人名＋年齢区分＋死亡年月日」と死亡した戸口を列記している。二段書きの歴名帳および人名の下の二行割書は、正倉院文書として伝わる中央に京進された公文類には例をみない。しかし地方から出土する漆紙文書には類似の記載が認められる。

二段書きの歴名記載が見られるのは、前述した秋田城跡第三六次発掘調査（護国神社境内）出土第二号文書〈出挙帳様文書〉である。

二段書きおよび二行割書は、京進文書の記載様式ではなく、地方官衙にとどめ置く公文に特徴的な、実用的な記載様式といえる。さらに本帳簿には、墨抹消や墨と朱による圏点（○印）と「×」印が付されている。これらからも、本帳簿は上申されるものではなく、秋田城内で実際に事務処理に活用されたものであることは明らかであろう。

死亡年月日を記す現存の帳簿としては、正倉院文書二点がある。

○天平九年（七三七）の河内国大税負死亡人帳（天理図書館蔵）

○天平十一年（七三九）の備中国大税負死亡人帳（正倉院蔵）

二点の帳簿は、公出挙稲（大税）を負ったまま死去した人々の歴名簿であり、天平九年、天平十一年分（正月～十二月）をそれぞれ記載している。この場合は公出挙稲を負ったまま死亡した人のみの名簿である。今回の帳簿は、去年七月から今年六月までの一年間の死亡した人を書き記したものである。

『延喜式』（主計下）勘大帳条に「死亡帳」の名がみえ、また『政事要略』巻五十七（交替雑事十七・雑公文事上）の雑公文事には大帳枝文として、数多くの帳簿類があげられているが、その中に、「死亡帳」が存在している。

なお、上段に横墨界線を認められるが、下段には確認できない。この四本の横界線は四本が本帳簿の冒頭に集計部分を有していることを示している。

記載されている人名について、「高志公」は古代の越後国頸城郡・古志郡など、越後国南部に分布したウジ名といえる。「江沼臣」は加賀国江沼郡（弘仁十四年〈八二三〉二月三日太政官奏において、越前国江沼・加賀二郡を割いて加賀国を建置した）を本拠とするウジ名である。「小長谷部」の分布は、越中二例、信濃二例、甲斐二例、遠江、上野、下総など、東国に集中している。

以上のウジ名をみても、「高志公」「江沼臣」のように、北陸道地域からの出羽国内へ移住を明確に認めることができる。

越前・越後両国からの出羽国への移住については、史料上、和銅五年（七一二）の出羽国建置まもない時期に記事がみえるのみで、これら一連の記事以降、史料上には全くみえないが、おそらくは、その後、越前（加賀）・越後など北陸道諸国からの出羽国への移住は小規模ながら継続していたのではないかと推測される。

この死亡帳はおそらく秋田城の支配領域（秋田平野を中心とする秋田郡域ほか）の民について記載したもので、この帳簿を浄書したのち、

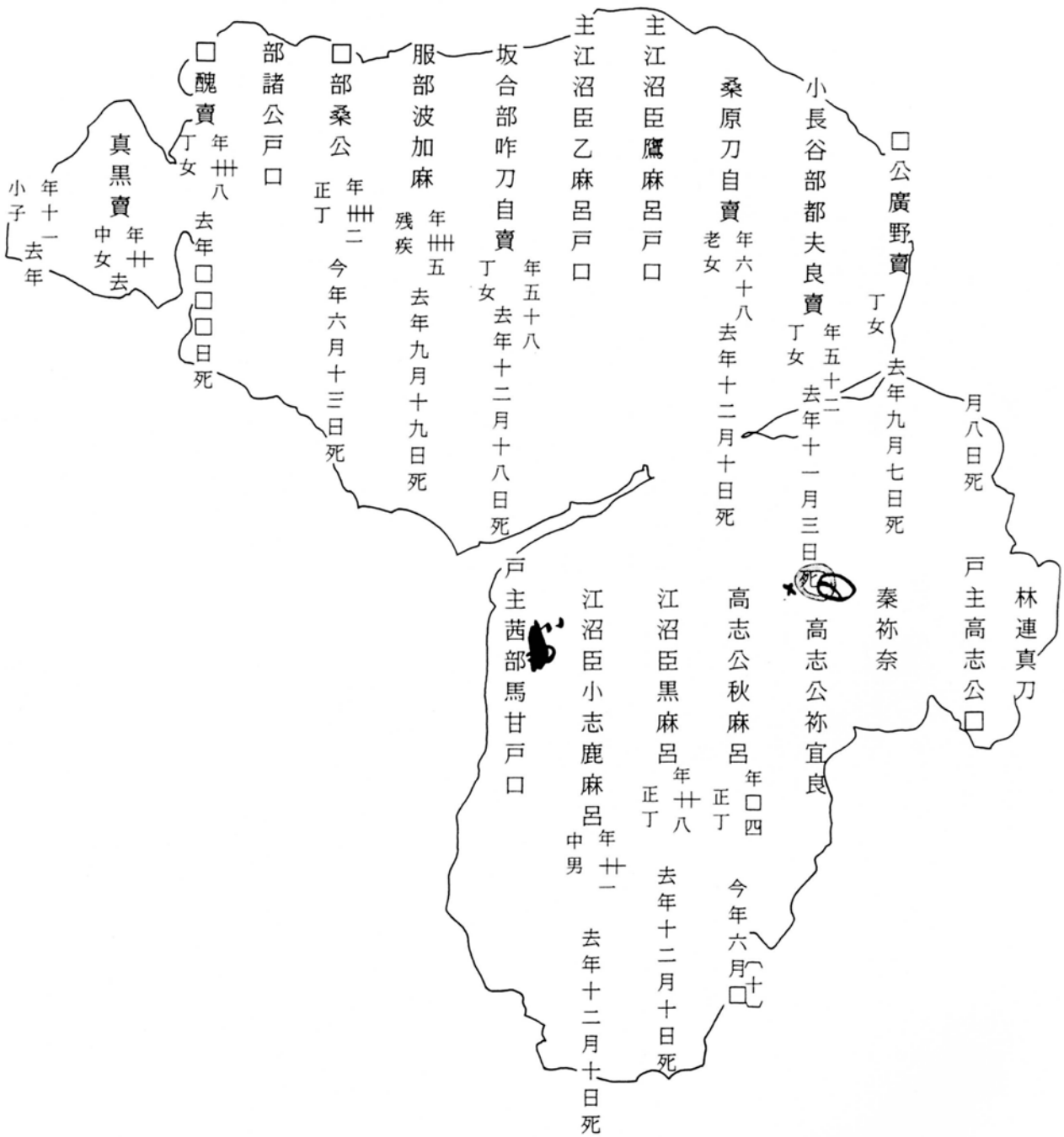
□公廣野賣
丁女
去年九月七日死
月八日死
戸主高志公□
林連真刀
小長谷部都夫良賣
丁女
年五十二
去年十一月三日死
秦祢奈
高志公祢宜良
桑原刀自賣
老女
年六十八
去年十二月十日死
主江沼臣鷹麻呂戸口
主江沼臣乙麻呂戸口
坂合部咋刀自賣
丁女
年五十八
去年十二月十八日死
服部波加麻
残疾
年卅五
去年九月十九日死
□部桑公
正丁
年卅二
今年六月十三日死
部諸公戸口
□醜賣
丁女
年卅八
去年□□□日死
真黒賣
中女
年卅
去
年十一
小子
去年
高志公秋麻呂
正丁
年□四
今年六月□十□
江沼臣黒麻呂
正丁
年卅八
去年十二月十日死
江沼臣小志鹿麻呂
中男
年卅一
去年十二月十日死
戸主茜部馬甘戸口

図9　第16号文書　釈文

当時の出羽国府（庄内平野）に提出されたであろう。死亡帳は大帳の枝文であるので、本来は大帳使が都に遣わされるが、『類聚三代格』嘉祥二年（八四九）閏十二月二十六日の太政官符によれば、出羽国の場合、朝集使に大帳を付して九月末日までに京進することとしている。

死亡帳は、造籍と造籍の間に毎年作成されるものである。この帳簿は、すでに京進されている戸籍に載せられていた人についてだけその死亡者名を提出するのであるゆえに、造籍後に生まれた乳幼児については記載しないのであろう。

この死亡帳によれば、戸主高志公（名を欠く）の戸では一年間（去年八月～今年七月）に六人も死亡するという異常さで、当時の厳しい生活状況が推察される。

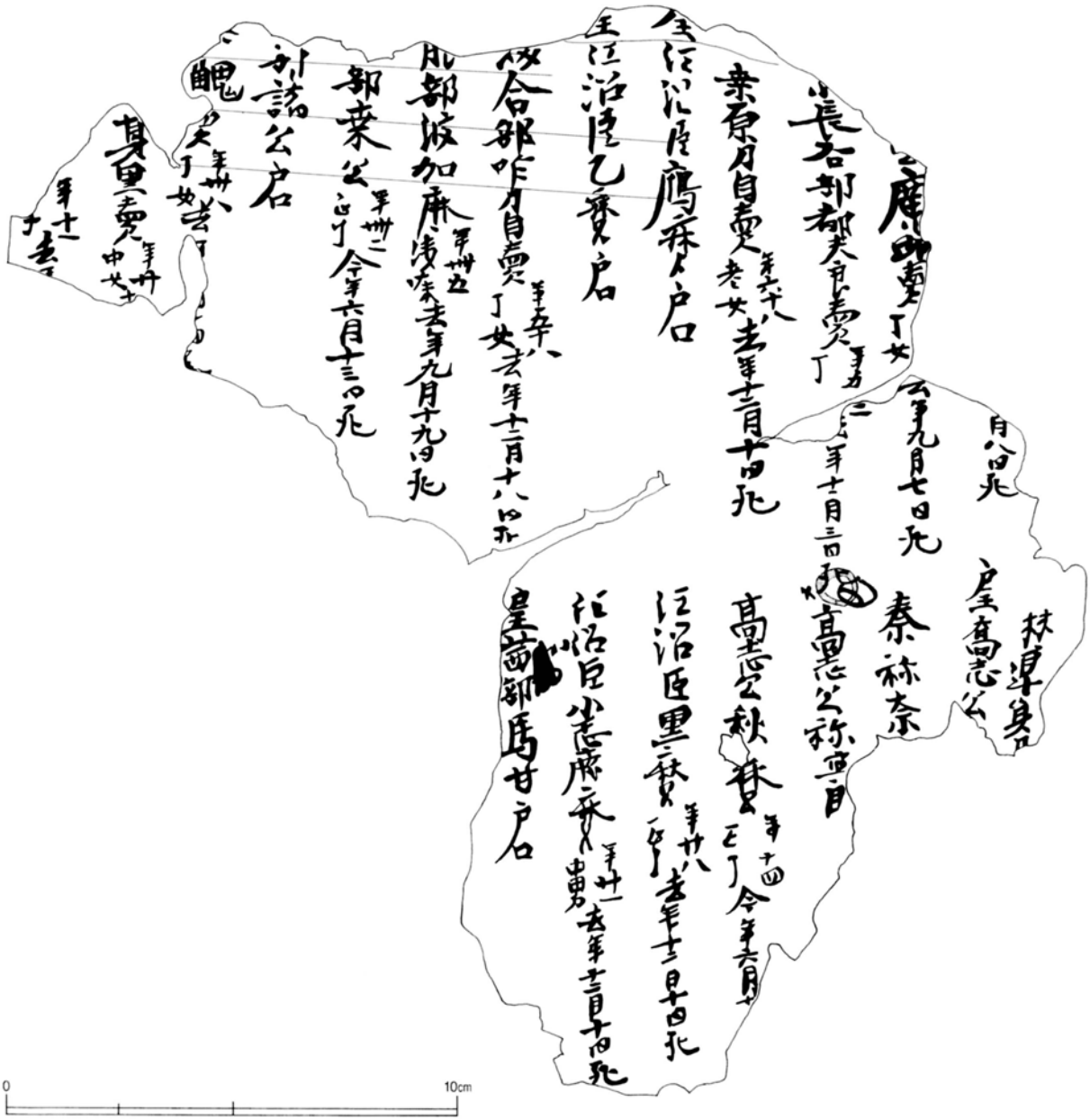

図10　第16号文書　実測図
〔左文字を反転させた図〕

図版５　第16号文書　裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

第十七号漆紙文書

一、釈文―図11参照　〔実測図〕―図12参照

二、記載内容

本文書の記載様式は、

人名＋年齢＋年齢区分

を列記している。

残存する部分のみでは、次のような戸の構成が想定できる。

戸の構成模式図

以上の記載様式・内容から判断するならば、本文書は戸籍の一部であるとみて問題ないであろう。

平安期の戸籍は、次のような記載様式の特徴があげられる。

（イ）　各戸の首部に、戸口の変動＝損益の集計記載が行われる様式になっている。

（ロ）　緑（黄）子・女（一～三歳）の記載がなく、少子・女も十歳以上であり、はなはだ少ない。

（ハ）　女子が比較的多い。

（ニ）　年齢と年齢区分との関係記載がはなはだしく混乱している。

これら平安期における戸籍の特徴については、十世紀初めの延喜期二通、十世紀末の長徳期二通、十一世紀初めの寛弘期の一通を対象としている。

本戸籍断簡は、九世紀半ば以前のものであることは間違いない。本戸籍について、上記の平安期の戸籍の特徴を簡単に検討してみたい。

まず（イ）の戸の首部は、断簡ゆえに不明である。（ハ）の男女の割合は、男性五人、女性九人であり、男性に正丁も二ないし三人含まれている。（ニ）の年齢と年齢区分との記載には混乱がみられない。一方、（ロ）は小女が十歳以上であるが、小断簡であるので全体的傾向とはいえない。

以上のように、本戸籍断簡は、平安期の戸籍ではなく、むしろ八世紀代の戸籍の特色とあまり変わらないといえよう。

本戸籍は、戸主弟の妻「丈部」姓をのぞくと、すべて「都野臣」である。「都野」＝「都努（怒・能・濃）」＝「角」であり、紀臣と同祖で、仁徳朝、その児の男嶋足尼は都怒国造（周防国都濃郡都濃郷）に任ぜられた（国造本紀）とされている。これまでの出羽国関係史料には、「都野臣」はなく、初見史料といえる。

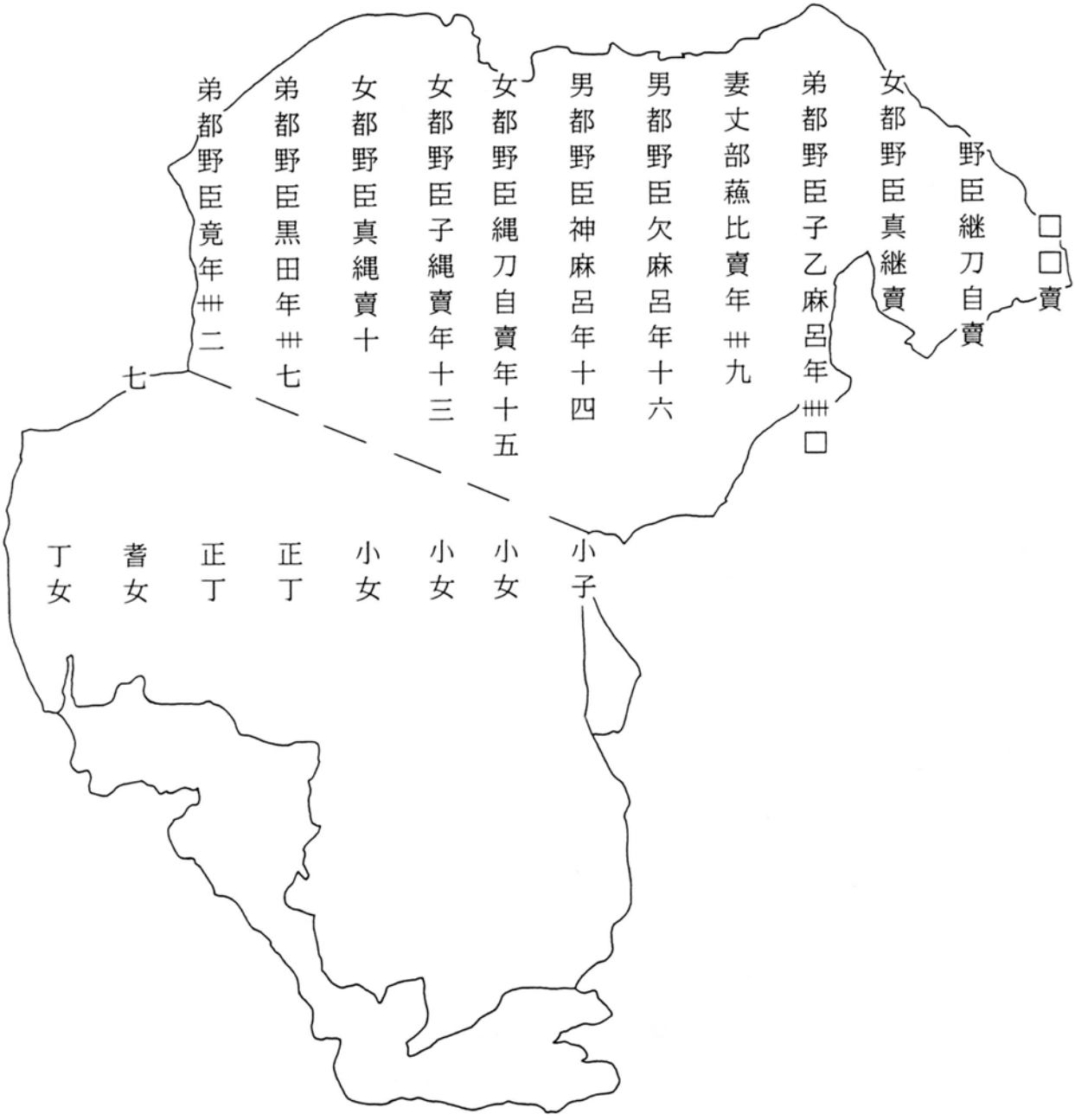

図11　第17号文書　釈文

図12　第17号文書　実測図
〔左文字を反転させた図〕

図版６　第17号文書　裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

第十八号漆紙文書

一、釈文―図13参照　〔実測図〕―図14参照

二、記載内容

本文書の記載様式は、次のとおりであり、続柄が記されていないが、現段階では、本文書は計帳様文書の断簡とみておきたい。

紙背文書が確認できず、計帳の歴名記載が界線に沿っており、特に二・一cm幅のところに二行がおさまっていることなどから界線は折界でなく、裏面からのヘラによる押界と判断される。

戸主□□公―戸口合〇〇人
―――――
―――――
―――――
戸主小高野公―戸口合四十七人
□不課
□課

八世紀の計帳
戸主――――戸口
去年計帳定良口〇〇人　男〇人　女〇人
今年計帳見定良大小口〇〇人
不課口〇〇人
男〇人　〇人△△〇人△△
女〇人　〇人△△〇人△△
課口〇人
見輸〇人　△△
課戸主――――年〇〇　△△
〇印は数字
△印は年齢区分

「和太公」は、現地名＋公（君）姓であり、この記載のしかたは蝦夷が律令国家に服属した時のウジ名とされている。「和太公」の「和太」という地名は、現在、秋田城の南東、河辺郡河辺町和田に該当すると考えられ、中世末には村として成立していたことが知られている。

「小高野公」の「小高野」という地名は、現在、河辺町〝和田〟のすぐ西に隣接している北野田高屋字小高付近に比定される。

和田・小高両地域付近の蝦夷が国家側に服属した時に計帳に登載され、その計帳は課税等の基本台帳としたことが想定される。小高野公三手継の戸の構成員が合わせて「四十七人」という数値は、蝦夷の現地支配が大きな単位で掌握されていたことを示す貴重な史料として注目しておきたい。

結局のところ、この計帳を「夷俘帳」および「俘囚計帳」に類似したものとみなした場合は、これまで『日本後紀』弘仁二年（八一一）三月十一日条、『延喜式』主計式帳除条、主税式勘税帳条のような史料から、その帳簿の存在は知られていたが、実例としては初見とすることができるであろう。

図13　第18号文書　釈文

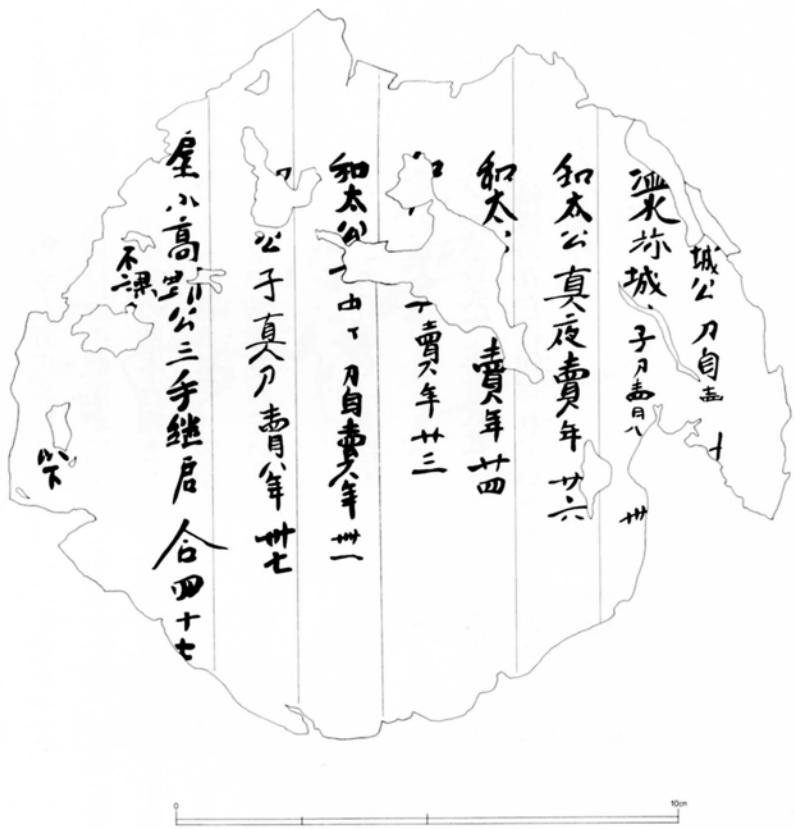

図14　第18号文書　実測図（縦界線は押線）

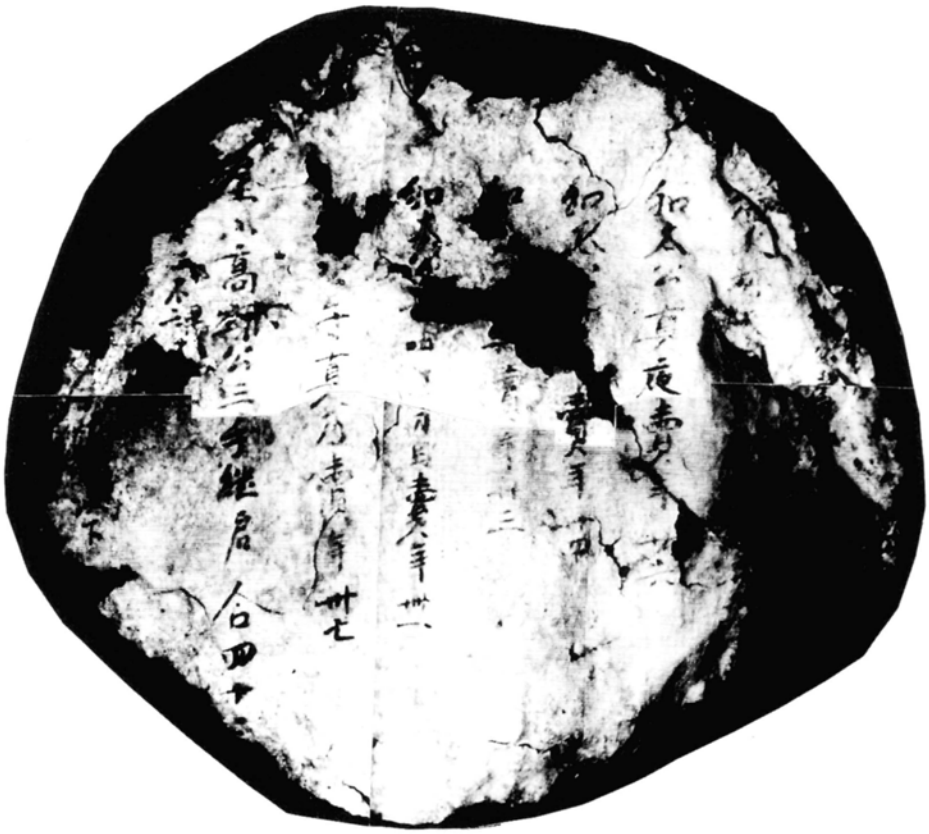

図版７　第18号文書（赤外線テレビカメラ）

第二十六号漆紙文書

一、釈文

A（正位文字）

太麻呂

年□

□女

B（左文字）

a 断片

四年

黒〔胡〕□禄二具

大領公子諸

少領上毛野朝臣虫麻呂

五年〔上〕□料　弓四張　矢四具

十二月□□日国司　守多治比□真

史生飛鳥戸

大領公子諸〔鳥カ〕□

領上毛野

b 断片

巻□□

□□

二、記載内容

A（正位文字）文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に（人名）＋年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることができるのではないか。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である（第二号・第十六号漆紙文書参照）。

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二年（七〇二）の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものでなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができるであろう。

B（左文字）文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を連記し、文末に十二月□□日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大

領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗（武器）は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている（軍防令42・従軍甲仗条）。正倉院文書の中の天平六年（七三四）「出雲国計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・伯姓器仗帳各一巻がみえる（『大日本古文書』一巻五九八頁）。

十月

一廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙 考文三卷 考状一卷 選文一卷 歳竟帳一卷 僧尼帳一卷 寺財物帳一卷 斉會帳一卷 放生帳一卷 鋪設帳一卷 朶涙帳一卷 干菜帳一卷 鶏帳壹卷 四季帳四卷 擬郡司帳一卷 復任郡司状二紙

一同日進上公文貳拾陸卷肆紙 考文一卷 考状一卷 兵士薄目録一卷 兵士歴名薄四卷 點替薄四卷 儲士歴名薄一卷 烽守帳一卷 道守帳一卷 驛馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 傳馬帳一卷 種馬帳一卷 繋飼馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷 官器仗帳一卷 伯姓器仗帳一卷 津守帳一卷 公私船

一方、『政事要略』（一〇〇八～一〇年ごろ成立）巻五十七に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

政事要略 巻 第五十七 交替雑事 十七

雑公文事上

大帳 八月卅日以前申送於官。

陸奥 出羽 九月卅日以前 志摩 佐渡 大宰 五月卅日以前 畿内 十月一日 七道 十一月一日

私案 朝集 公文

神社帳 祢宜祝帳 已上神祇 國分二寺資財帳 讀經帳 已上治部 僧尼帳 玄蕃 殖木帳 殖木帳所讃岐国主計 應計會帳 麥畠帳 放生帳 池溝帳 官舎帳 諸郡鋪設帳 國器仗帳 公私船帳 郡司器仗帳 驛馬帳 驛家帳 百姓牛馬帳 已上主税

出雲国計会帳にみえる「官器仗帳」は「国器仗帳」、「伯姓器仗帳」は「郡司器仗帳」にそれぞれ該当するのであろう。これらの帳簿は軍防令の規定に基づいて国郡に存する器仗を報告するものであろう。

『延喜式』（兵部省）によれば、「諸国器仗」として、各国の毎年造る武器の種類と数量があげられている。出羽国はみえないが、陸奥国の場合、次のとおりである。

陸奥国 甲六領。横刀廿口。弓六十張。
征箭（そや） 六十具。胡籙六十具。

※征箭（そや）は戦場で用いる矢のこと
※胡籙は矢を入れて背に負う道具。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗（ためし〈見本〉）が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「巻」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「巻」は、次の資料を参考とすれば、「鞆」と推定できるであろう。

多賀城跡出土漆紙文書〔武具貢進文書〕

使三枝部山道所進
胡禄四百枚
鞆一百巻
□者而無解文
□四日□
□

※鞆は弓を射るとき弦（つる）が左手頸を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「（某）年上料」として数年間分（「四年」「五年上料」など）貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領（大領・少領）名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中国官倉納穀交替記」（『平安遺文』二〇四、石山寺蔵）があげられよう。

「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年（九一〇）を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

「越中国官倉納穀交替記」と同様に、国郡司の官位姓名がくり返し記されたと想定される帳簿は、小さな断片ながら実は、秋田城跡第十三号漆紙文書〔裏―二次文書〕の特徴でもある。

ところで、漆紙文書の出土した土坑（SK一六一一）は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。

そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽国守名から検討すると、貞観十年正月に出羽守に任ぜられた多治（比）真人高棟と考えられ、その多治（比）真人高棟は、貞観十七年五月当時においても、出羽守に在任していたことは、『類聚三代格』巻十八貞観十七年五月十五日官符にみえる「前守安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国の解文によれば、貞観六年以降狄禄が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状（公務が完了せず事務引継ぎができないときの書類）に記し、官に提出していたという。貞観十七年五月当時、狄禄の年料額を太政官に上申した出羽国守は、多治比真人高棟であったとみて間違いないであろう。そして、『日本三代実録』元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞観十年（八六八）正月に出羽守に着任し、貞観十七年（八七五）五月十五日以降元慶元年（八七七）十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられ、本漆紙文書中にみえる「×五年上料」は、「貞観十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞観十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞観十五年上料」の次行に「十二月□□日」としている点から考えると、貞観十五年十二月□□日付とみてよい。

A・B両文書の本来の表裏関係は、A文書が五文字程度しか確認できないだけに、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名＋名」の記載が、「上毛野朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した〝収納物品＋収納責任者〟を繰り返し、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「銭納帳」（神護景雲四年〈七七〇〉）があげられる〔国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』便利堂　一九九二年〕。

この「銭納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名＋名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田城跡第十三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第十三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと把えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳様文書」という文書とみておきたい。貞観年間当時の出羽国府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。

最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料

大領

少領

貞観十五年上料

十二月□日　国司

郡司

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料　黒漆胡禄二具　鞆○巻

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞観十五年上料　弓四張　矢四具

十二月□日　国司　守多治比真人高棟

史生飛鳥戸○○

郡司　大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

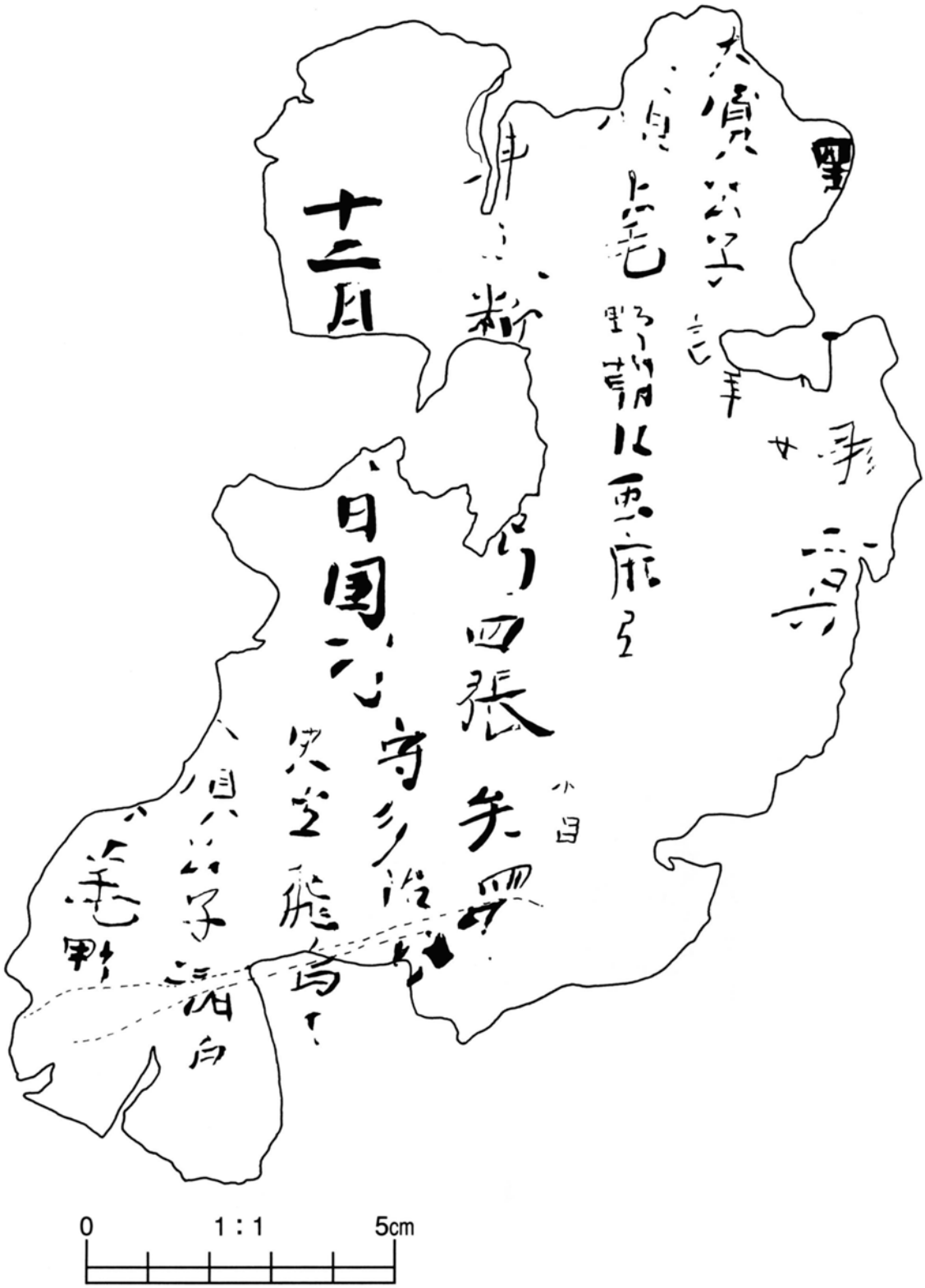

図15　第26号文書　実測図
（左文字を反転させた図）

図版８　第26号文書　裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

木簡

秋田城跡から出土している木簡は現在まで三二〇点余を数える。主な出土地点は秋田城跡外郭線外側にあたる鵜ノ木地区の第二五次調査地（昭和五十三年）のSE四〇六井戸跡から十六点、同じく鵜ノ木地区の第三九次調査地（昭和五十九年）のSG四〇三沼池跡北西岸部から八点、さらにSG一〇三一土取り穴埋土から約三〇〇点の木簡が出土している。

第二五次調査地では、秋田城跡東外郭線より東方一〇〇mの地点で掘立柱建物跡、井戸跡など多くの遺構が検出され、木簡は井戸跡から出土した。

井戸跡からは年紀を示す木簡が三点―天平六年（七三四）（1）、天平勝宝四年（七五二）、天平勝宝五年（七五三）（2）―出土している。この他、出羽国の郡名を習書した木簡や、出羽国と東国との交流を示す木簡、『文選』の一節「洛神賦」を習書した木簡等八世紀中葉の貴重なものが多く出土した。

第五四次調査地は、外郭東門の地域で、外郭東門に取り付く築地塀、材木塀の布掘り溝等の外郭施設、掘立柱建物跡、竪穴住居跡、大規模な土取り穴等多くの遺構が検出された。木簡は外郭I期の築地塀造営に伴う粘土採掘穴であるSG一〇三一土取り穴埋土から多量の土器、瓦、木製品、鉄製品、漆紙文書とともに出土した。出土した木簡は「延暦十年」、「延暦十三年」等の年紀のあるものや、「最上郡…」、「平鹿郡…」等の出羽国内の郡郷、あるいは非常用、携帯用の糒を秋田城内に運び込んだことを示すもの、さらに「上総国」、「上野国」、「下野国」等の東国と秋田城との関わりを示すものがある。

木簡は、八世紀中頃と終わり頃を中心とするものであるが、この時期の秋田城における性格や機能の二面性を読みとることができる。

一つは、2の「調米」が示すように、秋田城が調の納入先となっていることである。出羽国の場合は、陸奥国と並んで国府に調を留め置き、饗給の財源として使用することが『延喜式』に規定されている。同じく12は、「狄」とあるように蝦夷の饗給用として納付された物品であることから、秋田城が実際に饗給を実施していたことを示している。このことから、秋田城は出羽国の中心施設として徴税事務や饗給等の蝦夷政策を主要な職務とする行政府であったことが伺える。

一方では、4や5が示すように「上総」や「上野」など、他国から鎮兵やそれに関わる物品と思われる輸送が認められることから、軍事施設としての秋田城の存在が伺える。これは、木簡の時期とはやや異なるが、墨書土器の「鎮所」や「軍毅所」からも傍証できる。さらに、11、13、14等、国内外からの食料等の貢進木簡は、陸奥側を中心とする延暦期の対蝦夷政策に呼応した出羽側の備蓄強化策としての集中的な輸送と考えられ、このことからも秋田城が軍事面においても中心的な役割を果たしていたことが考えられる。

このように、秋田城は少なくとも八世紀中頃から末頃まで行政、軍事両面において出羽国の中枢機関であったことが伺われる。

木簡凡例

一、本編は昭和五十三年度の第二五次、平成元年、二年度の第五四次発掘調査で出土した主要な木簡を収載した。

二、実測図、および写真については縮尺を任意とした。木簡の法量については数値を参照されたい。

三、数字は、木簡の長さ×幅×厚さを、（　）内は欠損部があるために全体の寸法が不明なため残存部の寸法を示している。単位はミリメートルである。

四、釈文に加えた符号は（独）文化財研究所奈良文化財研究所・木簡学会で使用のものを使用した。

「　」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

＜　木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

〔　〕　欠損文字のうち字数の数えられないもの。

×　前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損等により文字が失われているもの。

『　』　異筆、追筆。

・　木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔　〕　校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

カ　筆者、編者が加えた注で、疑問の残るもの。

五、最上段の数字は型式番号（奈良文化財研究所制定・木簡学会使用のもの）を示す。

○一一型式　短冊型。

○一九型式　一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

○三二型式　長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

○三三型式　長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

○五一型式　長方形の材の一端を尖らせたもの。

○五九型式　長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明なもの。

○八一型式　折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

○九一型式　削屑。

なお、本書に掲載した中には、右記の型式に適合しない木簡形態があるため、それについては秋田城跡調査事務所で以下のように仮の型式番号を付した。

A○三六型式　一端が圭頭、他端を尖らせたもの。

A○三七型式　一端が圭頭、他端が方頭。

A○三八型式　一端が圭頭、他端が折損。

六、木簡の解説は「秋田市史」を参考にした。

1　天平六年月

（三一五）×三〇×一〇　〇五九型式

第二五次調査で出土した第一号木簡。文字は線刻。秋田城跡が天平五年（七三三）に秋田村の高清水に移転された第二次出羽柵の地であることを裏付ける資料である。紀年銘のすぐ上に鉄釘残存。

2　・「浪人丈部八手五斗」

・「　勝寶五年調米」

三七〇×二五×七　〇三三型式

第二五次調査で出土した第二号木簡。奥羽両国での調米の初見資料。浪人は他国などから逃亡してきて国内で戸籍に編附されていない者を指す。調米は本来都に送られるが、出羽国などではこのころその一部を蝦夷に対して食料や禄物を支給する饗給のための財源として使用した。「勝寶五年」は天平勝宝五年（七五三）。

3　・「下野国河内郡□〔財カ〕部郷□□×

・□〔縁〕□〔縁〕□〔縁〕□〔現〕□□×

（二八〇）×（三〇）×九　〇一九型式

第二五次調査で出土した第四号木簡。下野国河内郡は下野国の中央部の郡である。八世紀半ばの秋田城が東国との密接な関わりをもっていたことを示している。

4　「上総国部領解　申宿直

合　五　人　　火　×

（一〇九）×四〇×四　〇一九型式

第五四次調査で出土した第二十二号木簡。東門などの警備にあたるために宿直する者について報告した解文木簡。上総国から送られた兵を率いる部領使が部下の五人の名前を報告したもので、「火」は宿直の責任者である「火長」であろう。宿直の対象となったのは外郭東門と推定される。なお、第五四次調査で出土した木簡に見える東国の国名には上総・上野などがあるが、上総の国名が見えるのはこれだけである。

5　「上野國進鎮×

（八〇）×（二一）×三・五　〇一九型式

第五四次調査で出土した第二五号木簡。上野国からの鎮兵ないし鎮兵用の物品の進上木簡。木簡の一端が欠損している。

6　「廣面郷　草並神調九斗×

（一八五）×二二×（一）　〇一九型式

第五四次調査で出土した第二七号木簡。「廣面郷」は『和名類聚抄』には見えない地名であるが、慶長六年（一六〇一）の「秋田家分限帳」に「広面村」が見え、秋田市広面にあたる。「草並神」は史料上初見。

7　・「主粮返抄×

・「□　×

（七三）×三五×三　〇一九型式

第五四次調査で出土した第二八号木簡。「返抄」は物品の納入にともなって発行される領収書。大宰府の官司「主神」「主船」「主厨」などに比すべき「主粮」（かてのつかさ）の存在を示す。

8

×　□□　□本（稲カ）五人

『大殿』九人十八人　八木五人」

（一三三）×四三×五　〇一九型式

第五四次調査で出土した第二九号木簡。「大殿」は殿舎の美称で、あるいは政庁の殿舎をさすか。

9

・「〈山方郷大伴マ白麻呂上□□（紀）（一カ）石　」

・「〈　奉神

□□九□五月　」

三一七×三五×一〇　〇三二型式

第五四次調査で出土した第五一号木簡。上部の左右に切り込みのある完形の木簡。山方郷は出羽国最上郡に属する郷名である。「奉神」の語から神社への貢進付札と解すべきか。

10

・「謹解　申請殿門酒事　合二匠丁　　」

・「　延暦十三年三月廿五日下毛野罡人」

四六五×四〇×三　A〇三六型式

第五四次調査で出土した第六六号木簡。「殿門」は殿舎の門を示す場合とそれから転じて相手に対して敬意を表する敬称となる場合とがあるが、ここでは前者の意で外郭東門をさしていると考えられる。おそらくは東門の修造に関わった「匠丁」すなわち技術者に支給する酒を請求した解文である。

11

・「最上郡糒二斗□□□人

□　□マ□主　」

・「延暦十三年五月十九日丸子マ□□」

一七三×一八×四　A〇三六型式

第五四次調査で出土した第六九号木簡。出羽国の最上郡からの糒の進上木簡。完形。「丸子（まるこべ）マ□□」はこの木簡の作成者。

12

・「八月廿五日下狄饗料□（芋）二條□×

・「　□　田川　荒木真×

（二二五）×二六×三　A〇三八型式

第五四次調査で出土した第七一号木簡。秋田城で蝦夷の饗給が行われていたことを明示する資料。田川は出羽国田川郡。

13

・「上野国緑□□□足□□　」

・「□□米五石代　」

二二〇×二一×一三　〇五一型式

第五四次調査で出土した第七四号木簡。「上野国緑□□」は上野国緑野（みどの）郡と推定される。緑野郡には『和名類聚抄』によれば、俘囚郷が存在し、しかも『日本後紀』弘仁三年（八一二）四月庚子条に「出羽国田夷置井出公呰麻呂等十五人賜二姓上毛野緑野直一」とある点も注目される。

14　・「平鹿郡糒五斗延暦十一年□月廿六日　　」

・「　　書生丈マ□□□□□□」

（二〇四）×二三×四・五　〇五一型式

第五四次調査で出土した第七五号木簡。平鹿郡は天平宝字三年（七五九）に建郡された。延暦十三年（七九四）に陸奥国の胆沢の蝦夷を対象とする侵攻が行われるが、出羽国でも兵糧として糒の集積を行っていたと考えられる。

15　置賜郡□

〇九一型式

第五四次調査で出土した第二〇一号木簡。

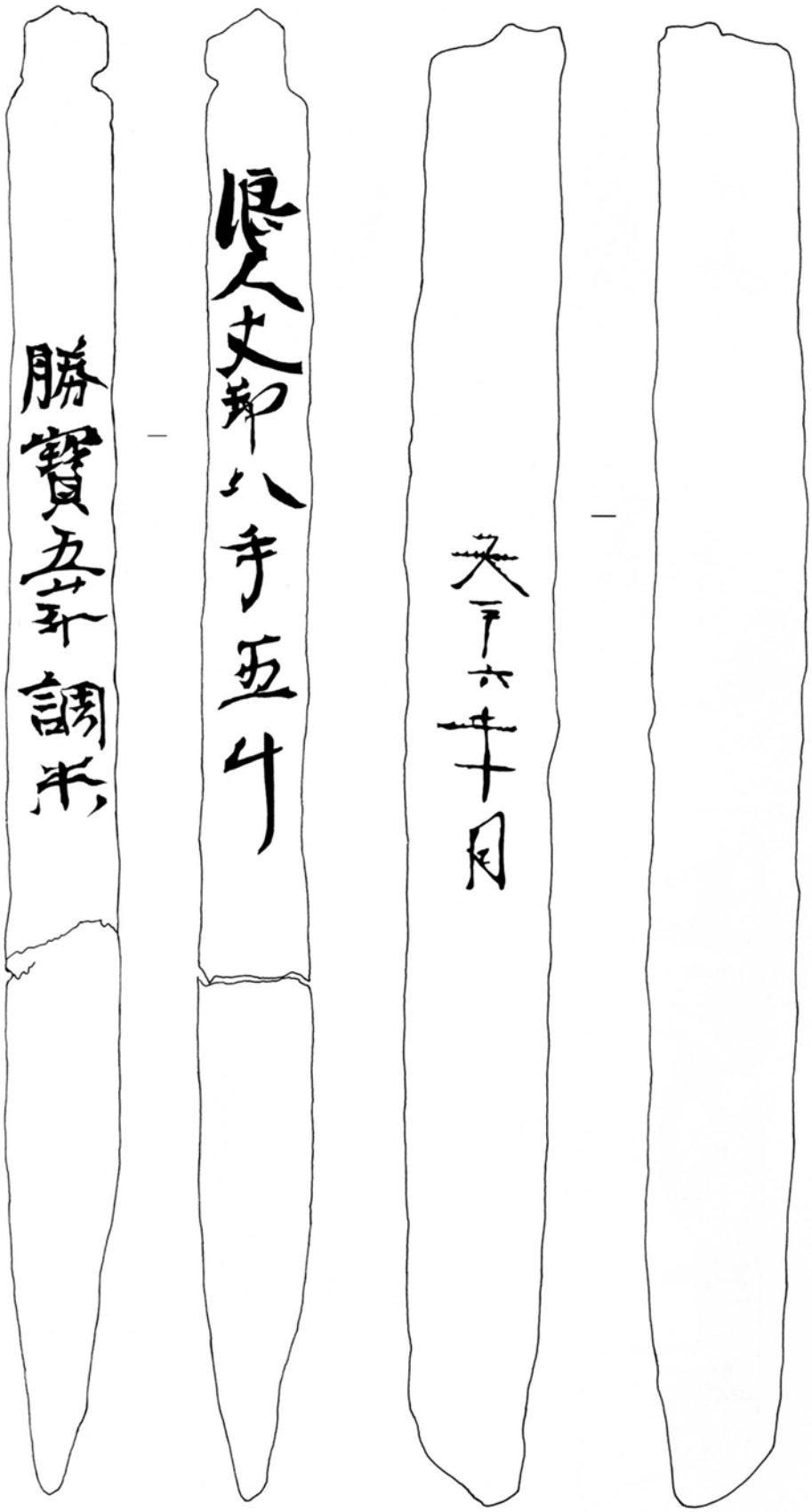

図16　第１号・２号木簡実測図

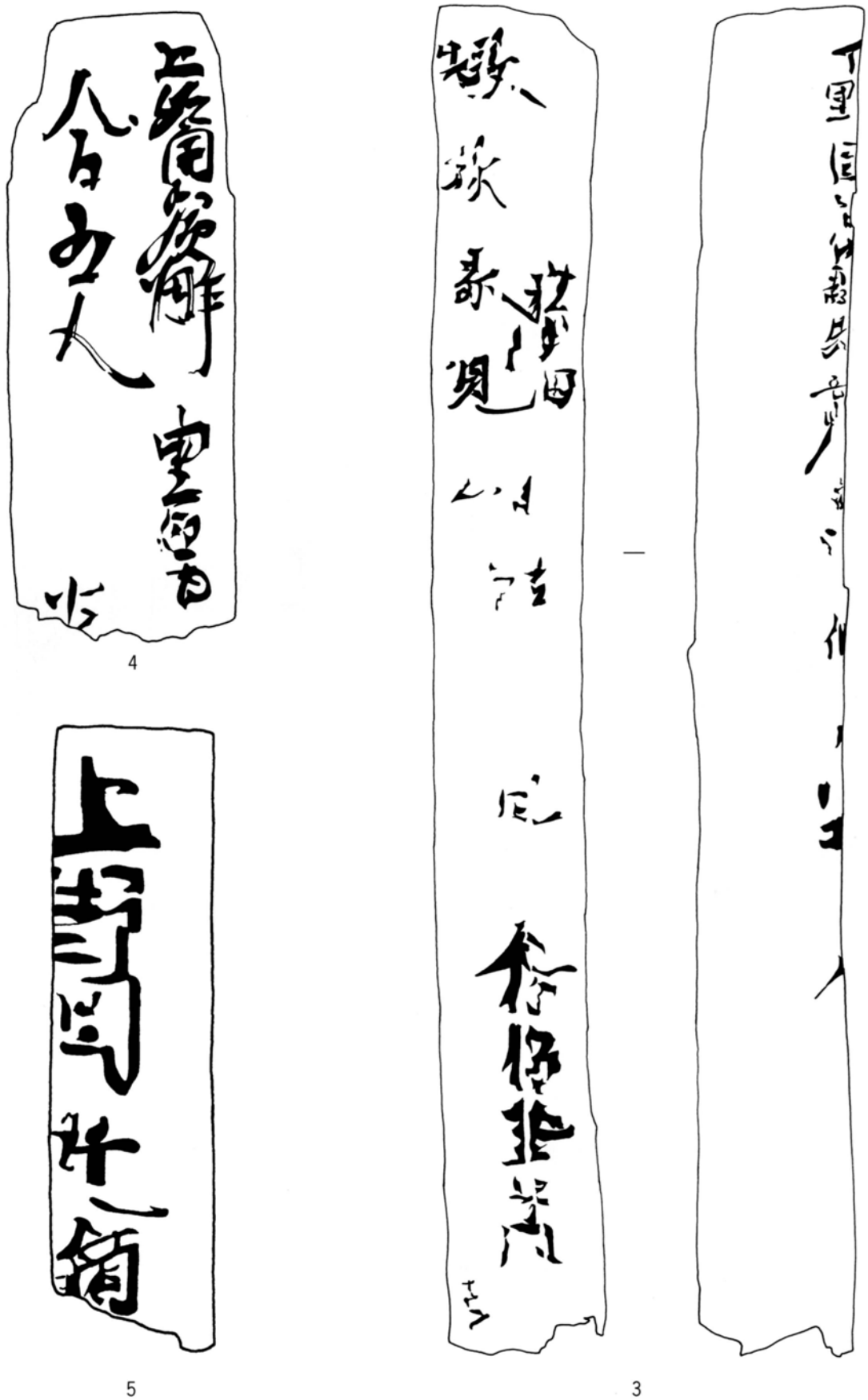

図17　第４号・22号・25号木簡実測図

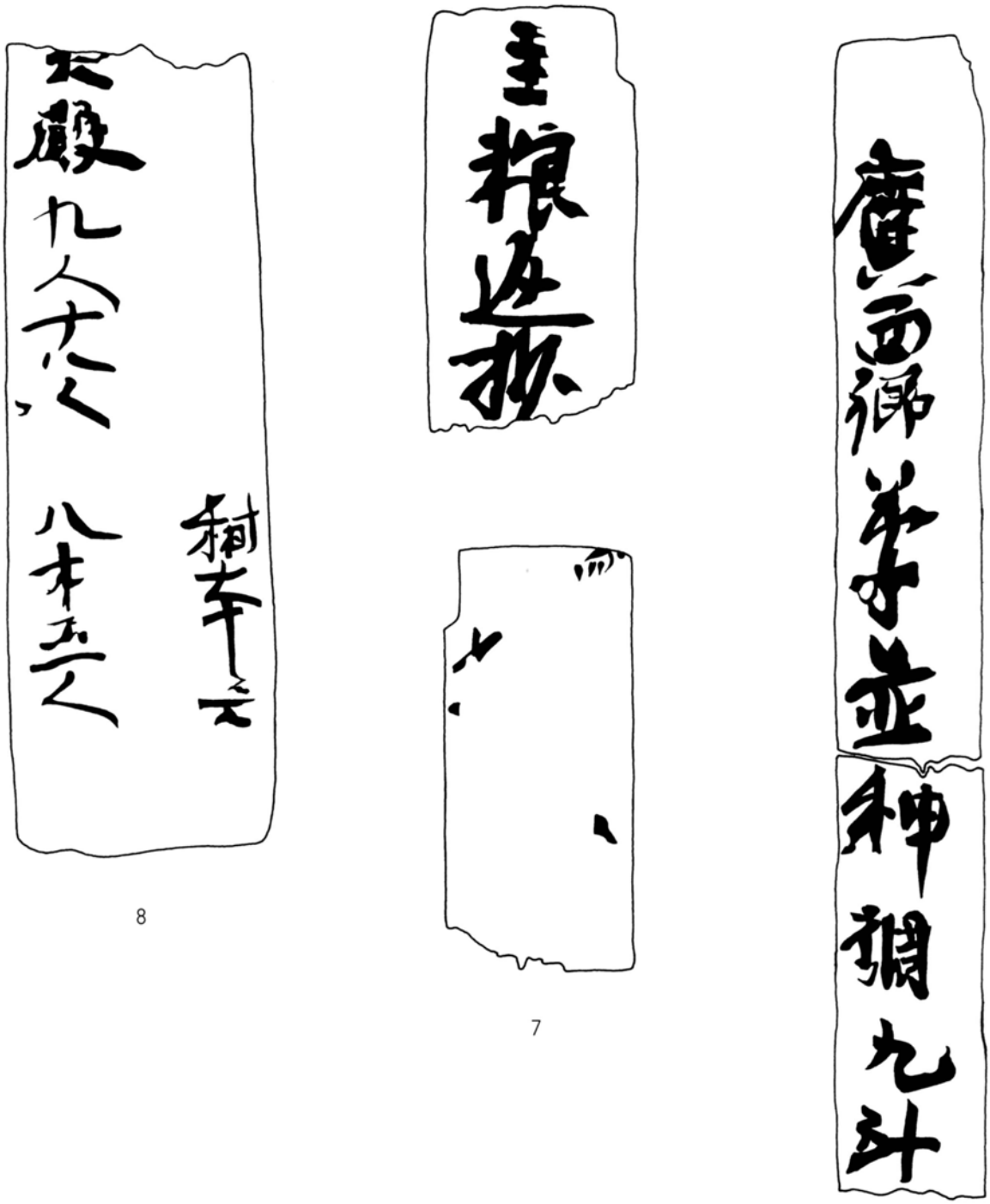

8

7

6

図18　第27号・28号・29号木簡実測図

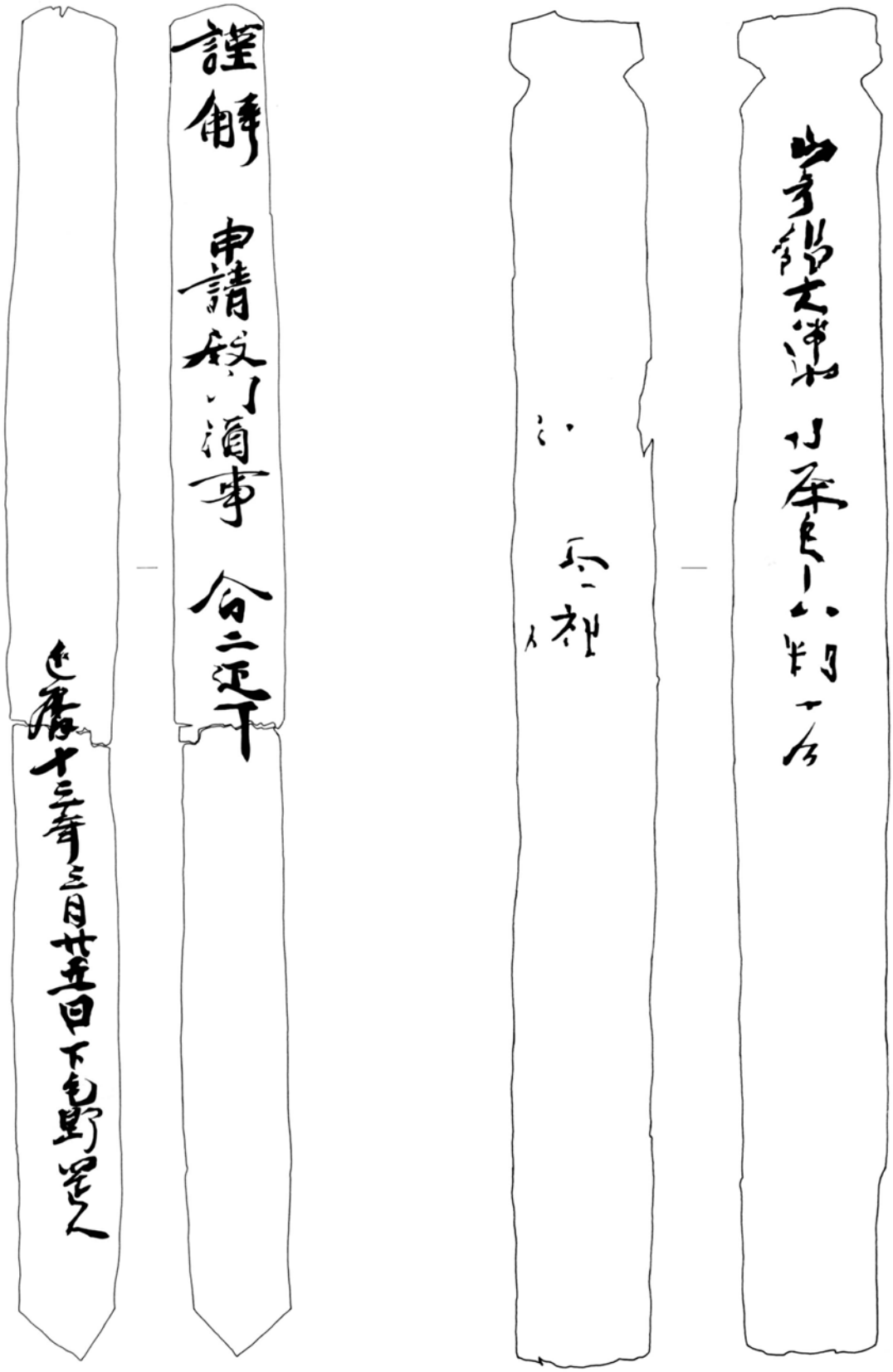

10　　9

図19　第51号・66号木簡実測図

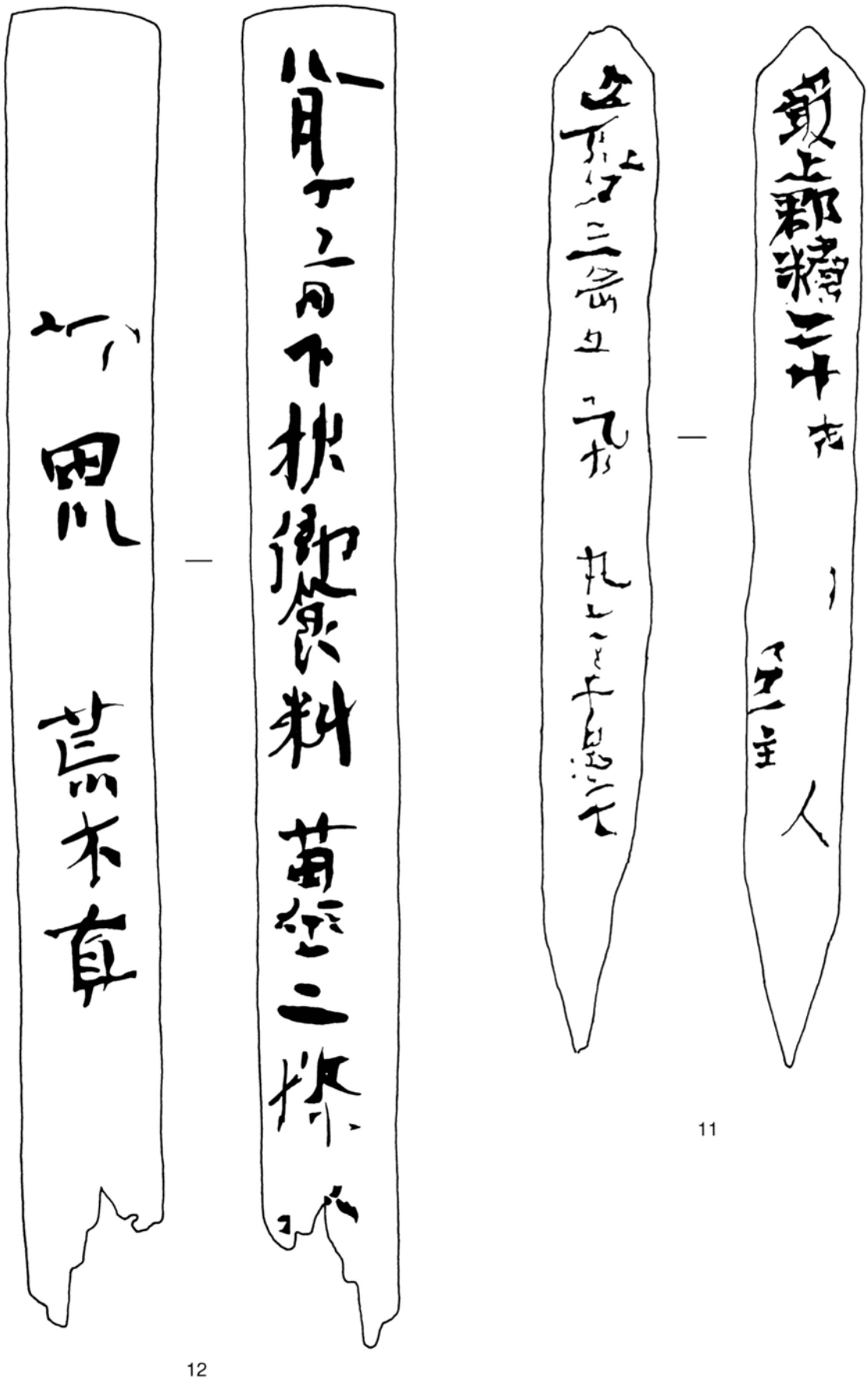

11

12

図20　第69号・71号木簡実測図

15

14

13

図21　第74号・75号・201号木簡実測図

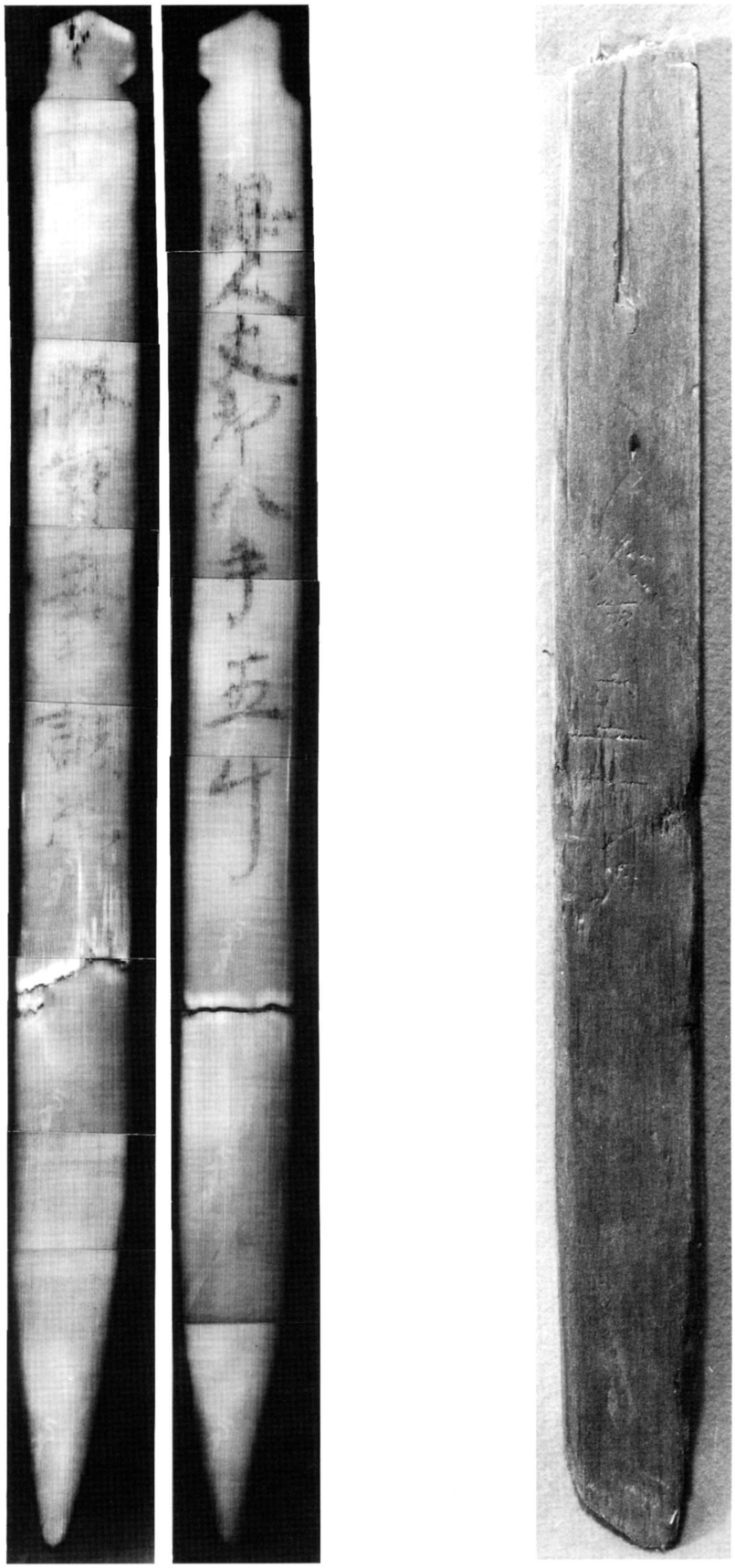

2　　1

図版９　第１号・２号木簡（第２号木簡は赤外線テレビカメラ）

4

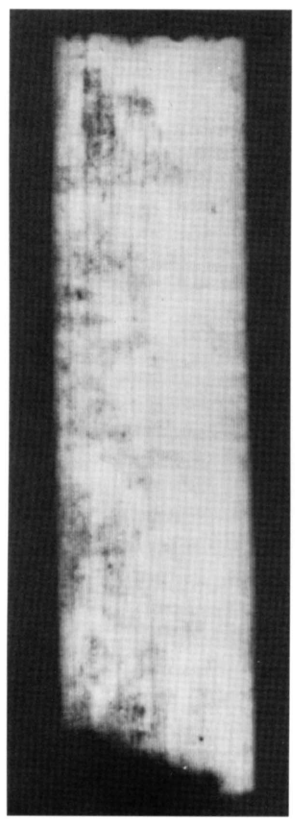

5

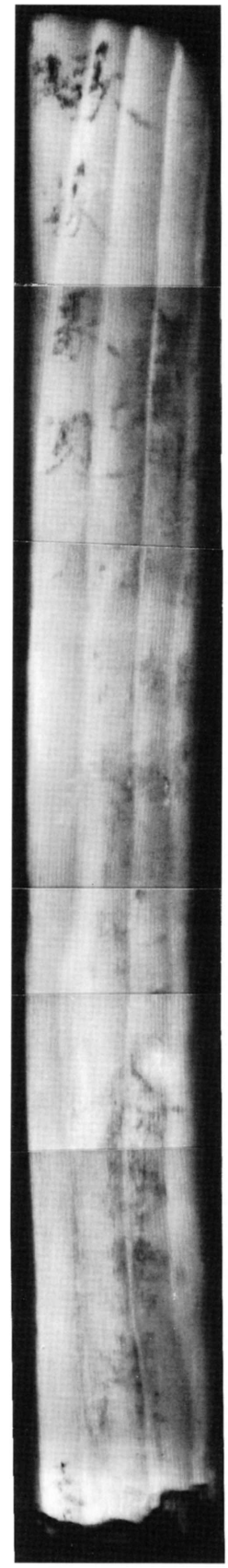

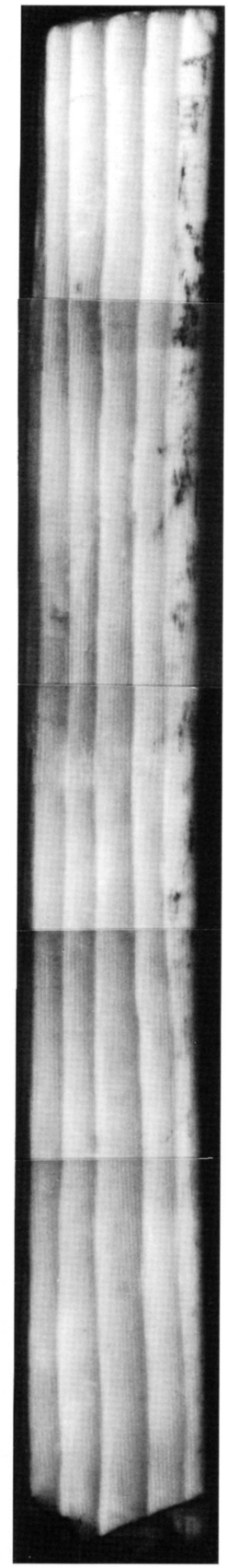

3

図版10　第４号・22号・25号木簡（赤外線テレビカメラ）

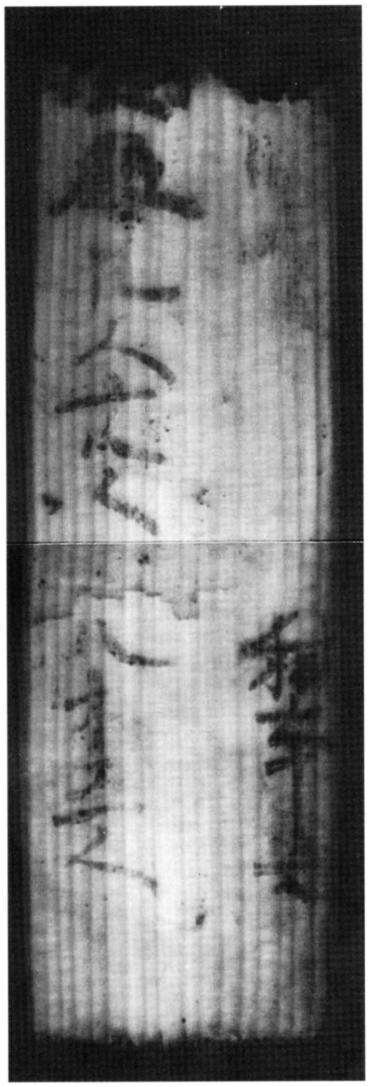

8

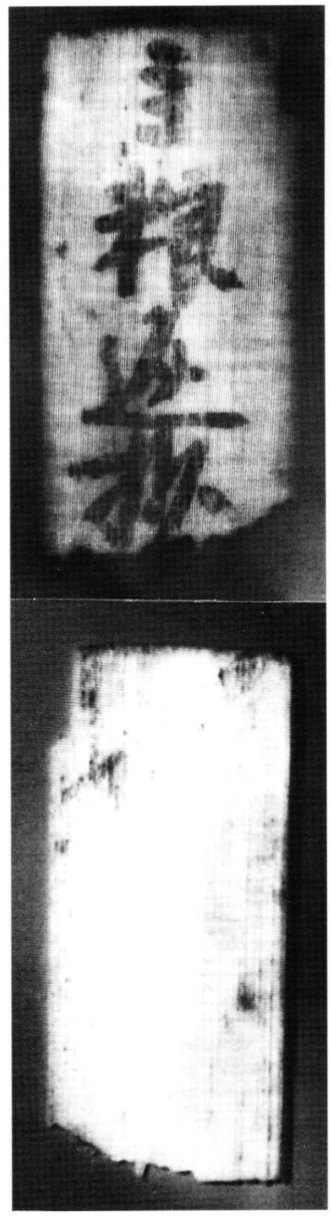

7

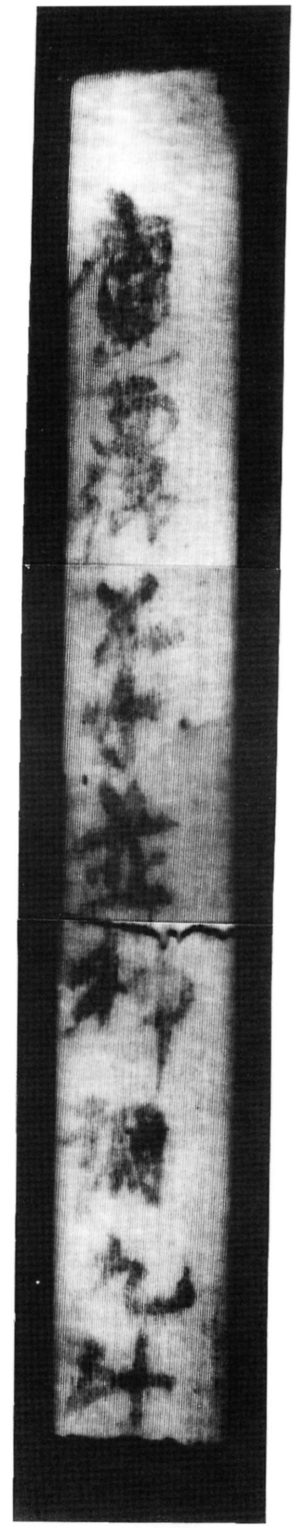

6

図版11　第27号・28号・29号木簡（赤外線テレビカメラ）

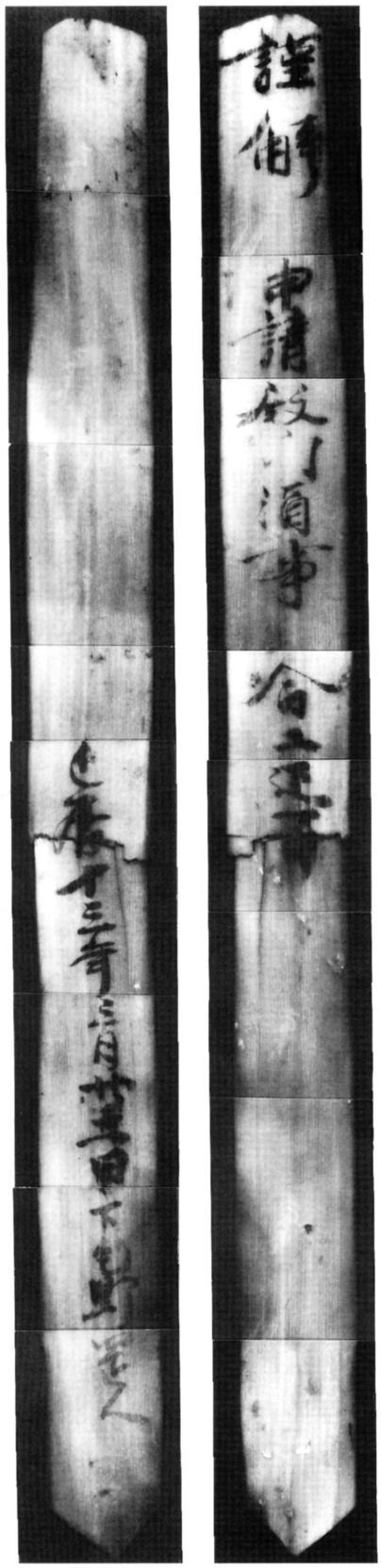

10

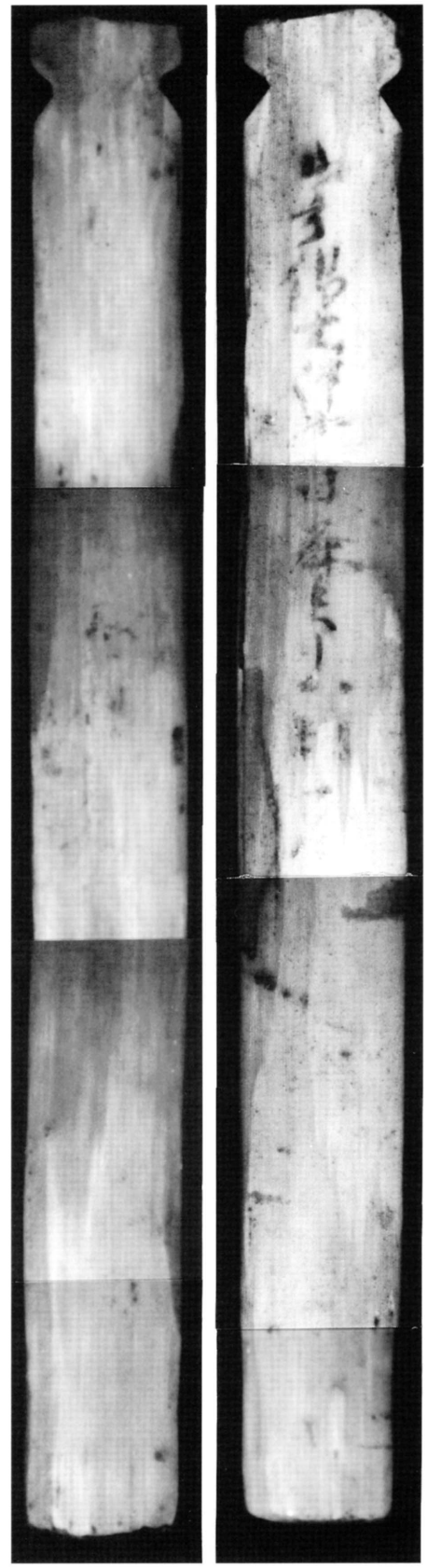

9

図版12　第51号・66号木簡（赤外線テレビカメラ）

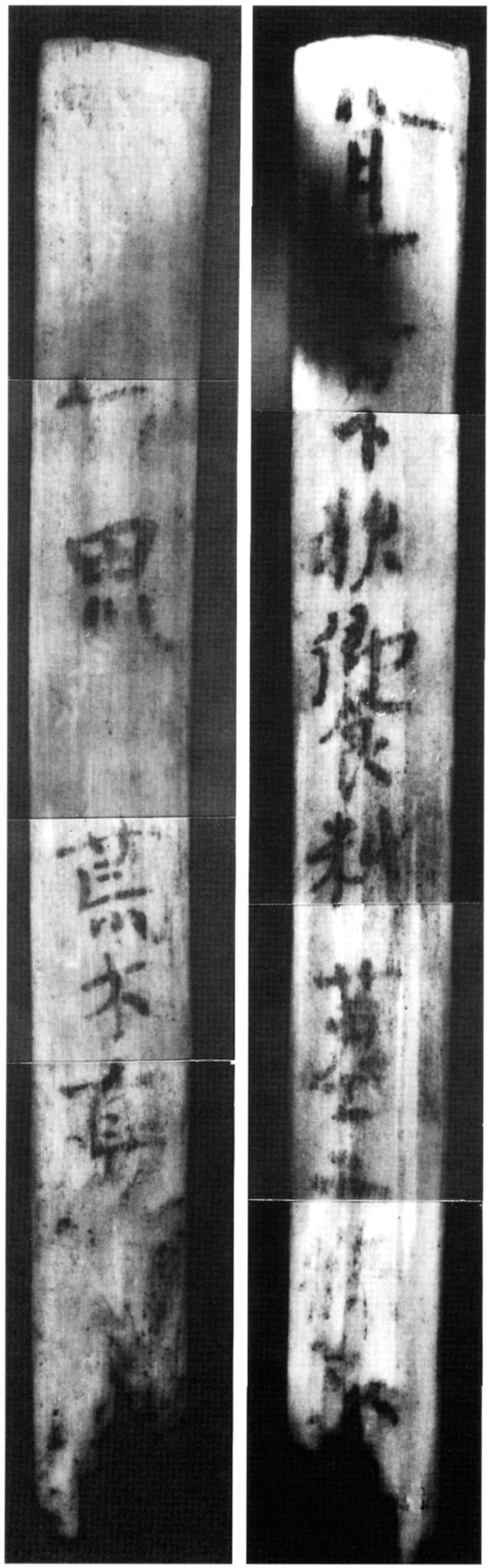

12

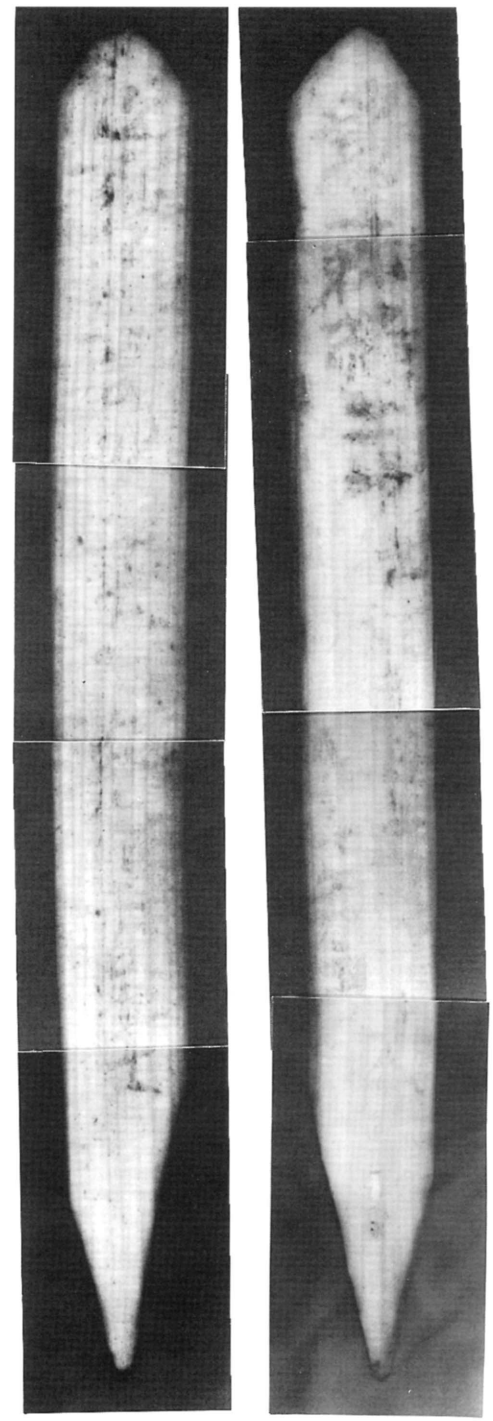

11

図版13　第69号・71号木簡（赤外線テレビカメラ）

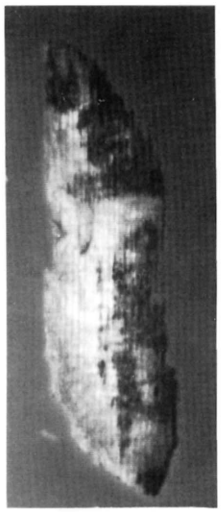

15

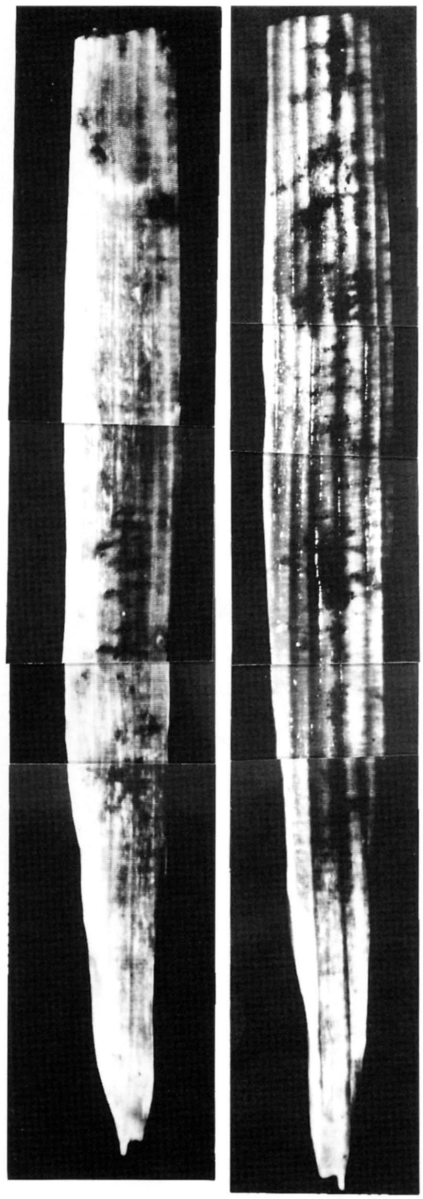

14

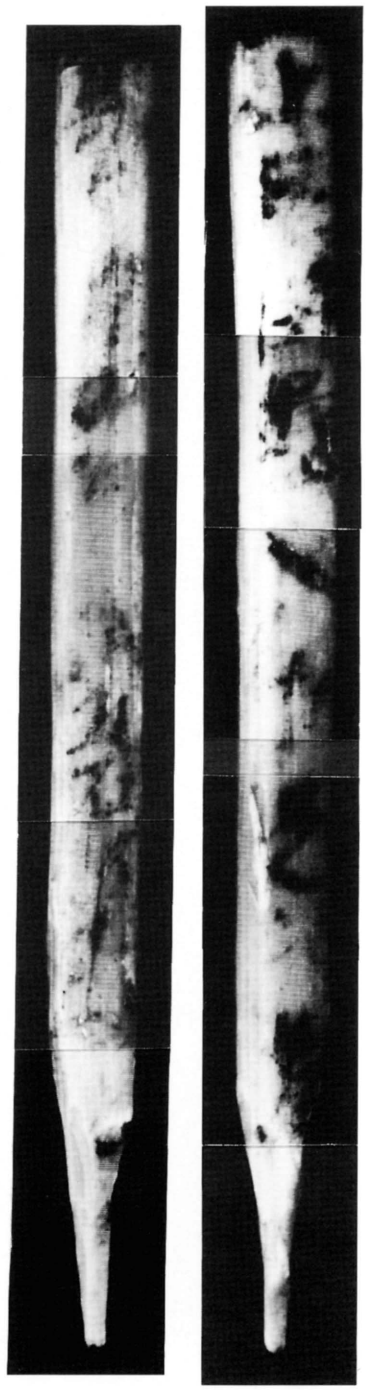

13

図版14　第74号・75号・201号木簡（赤外線テレビカメラ）

墨書土器

昭和三十四年（一九五九）から同三十七年（一九六二）までの国営調査、昭和四十七年（一九七二）から平成十三年（二〇〇一）までの秋田市教育委員会による発掘調査で出土した墨書土器は一六七六点である。そのうち判読可能なものが八六三点、判読不能なものが八一三点である。

文字の種類は三〇〇点を超えている。その内容は、施設名・地名・官職名・吉祥句・人名・記号等多種にわたっている。墨書されている器種は、赤褐色土器・須恵器・土師器の順で多く、特殊なものとして、塼・瓦・礫等がある。

「厨」墨書土器は秋田城のほぼ全域から出土し、これに関連した「官厨」・「官厨舎」・「厨酒」等は南外郭線の内側に位置する大小路地区第十七次調査で多く出土している。

「厨」以外の施設名を示す「門」・「軍毅所」・「寺」・「鎮所」等は外郭東門の内外、政庁隣接地等から出土している。いずれも秋田城の性格・機能を考える上で重要な地域となっている。

地名に関する墨書土器は「秋田」・「最上」・「河郡」・「山本」・「田川」等が、推定外郭南門周辺や外郭東門周辺等から出土しており、これらの出土例から門などの城内の警備にあたって各地から配属された集団の出身地を物語っているのであろうか。今後の出土例を待って検討してみたい。

官職名に関する墨書土器には、国司の官職名と推定される「守」・「介」等の他、郡司の官職名と推定される「主政」・「主帳」等が出土している。これらも出土例から推定外郭南門周辺地域や外郭東門周辺に多い。

秋田城における墨書の部位は坏形土器の底部面および体部外面に正位で記すものが圧倒的に多く、他の遺跡と類似している。

ここでは、特に秋田城の性格や機能を示唆すると思われる墨書土器の一部を取り上げた。

1～6の「鎮」・「鎮所」や9・10の「軍毅所」は秋田城における鎮兵の存在や軍事関連施設が置かれていたことを示している。15～23は各種の「厨」や酒造りに関連すると思われる「酒所」などがある。また「政所」は出土地点が外郭南辺付近であるが、政庁を意味するものと思われる。24～32は、出羽国内の各郡名や郷名を記したもので、秋田城内には広範囲からの人間（兵士等）が招集されていたことを示している。34の「行事」は官職名と思われるが、令制にはその記述がない。40・41の「弩」は、大型の機械弓と言える弩を扱う「弩士」の存在を示している。42～44は来訪者に使用する容器と思われるもので、これは15の「客厨」との関連が考えられる。「客」については出羽国沿岸に六回にわたって来着した渤海使を考えれば、国内に限らず国外も含めて考える必要性もあろう。

墨書土器からは直接的に秋田城の性格や機能を明確にすることはできない。しかし、「官厨」を始め種々の厨が存在しており、多くの官衙施設が組み込まれていたことがわかる。また、多くの郡名は秋田城が広範囲から人や物を招集する機能を備えていたことを示すものであり、出羽国における行政府として中心的施設の位置づけが可能である。一方では、墨書土器の年代から九世紀には、「鎮所」や「軍毅所」、「弩」など、城内（外も含め）における軍事的側面の強いことも伺える。

墨書土器一覧

番号	次数	遺物番号	器種	切り離し	調整技法	出土遺構・層位	墨書位置	墨書銘	備考	時期
1	三三次	二—一八八	赤褐色土器・蓋	不明		黄褐色砂上層	外面	鎮		九
2	五四次	四—〇〇〇	赤褐色土器・坏	糸切り		黄褐色砂層	体部	鎮		九
3	国営調査	二一	赤褐色土器・坏	不明		秋田七・二四③ＩＢ・Ｆ一〇	体部	鎮所		九
4	五六次	五—〇七九	赤褐色土器・台付坏	糸切り		第三層	底部	鎮所		九
5	五四次	三—九一四	須恵器・坏	ヘラ切り		ＳＩ一〇一八埋土	底部	□〔兵カ〕 鎮 □		九前期
6	一七次	九四七	須恵器・坏	糸切り		ＬＡ二五～二七ベルト内	底部	碓□〔城カ〕 →雄□〔城カ〕		九後期
7	一七次	九四八	須恵器・坏	糸切り		第五層	底部	碓城→雄城		九後期
8	五四次	四—二九七	須恵器・坏	ヘラ切り		ＳＩ一〇五〇埋土	底部	上門		八後期
9	三三次	二—一八五	赤褐色土器・坏	糸切り		ＳＸ五八二床面	底部	軍穀所		九後期
10	六〇次	五—八一六	赤褐色土器・坏	糸切り		ＳＩ一二二八埋土	底部	軍穀所		九後期
11	二六次	一—八四四	赤褐色土器・坏	不明		第三整地層	体部	玉		九後期
12	二六次	一—八四三	赤褐色土器・坏	糸切り		第三整地層	底部 体部	（底）□ （体）玉／寺		九後期
13	五八次	五—二四四	須恵器・坏	ヘラ切り		ＳＩ一一六二埋土	底部	寺		八末～
14	五八次	五—二六四	須恵器・坏	糸切り		ＳＩ一一六三埋土	底部	寺・ト		九中後
15	五四次	四—二三六	赤褐色土器・坏	糸切り	体部下端ケズリ調整	灰黄褐色砂層	底部	客厨		九前期
16	四四次	三—四九四	赤褐色土器・坏	糸切り	体部下端・底部ケズリ調整	ＳＫ九〇五掘り方	底部	酒厨		九前期
17	一七次	八八〇	須恵器・台付坏	ヘラ切り	台周縁撫で調整	ＳＩ二〇四床面	底部	官厨		九前期
18	一七次	八八一	赤褐色土器・坏	糸切り		第八層	底部	政厨		九中期
19	一七次	八九〇	須恵器・坏	ヘラ切り		ＳＩ二〇四床面	底部	厨上		九
20	三三次	二—一〇八	赤褐色土器・坏	不明	体部下端ケズリ調整	ＳＫ五八四埋土	底部	厨上		九前期
21	一七次	八四三	須恵器・坏	ヘラ切り		ＳＩ二〇九埋土	底部	官厨舎		八後期
22	七二次	七—五六〇	赤褐色土器・坏	糸切り	底部から体部にケズリ調整	ＳＫ一五五九埋土	底部	厨酒坏		九前期
23	一七次	八八四	赤褐色土器・坏	糸切り		第七層	底部	酒所		九
24	一七次	八二八	須恵器・坏	ヘラ切り		第一〇層	底部	飽		九前期

25	五四次	四—五四〇	須恵器・坏	糸切り		SG一〇三一湿地上層スクモ層	体部	秋田		八後期
26	一七次	九三二	須恵器・蓋	不明	肩部ケズリ調整	表採	外面	長豊→長岡	転用硯	九前期
27	五四次	四—一三五	赤褐色土器・坏	糸切り		灰褐色砂層		河郡		九
28	六〇次	五—八六六	須恵器・坏	ヘラ切り	撫で調整	SI一〇二一埋土	底部	山本		九前期
29	五五次	四—九六〇	須恵器・坏	糸切り		表土	底部 体部	(底)最カ上 (体)最上		九前期
30	五四次	四—二一六	赤褐色土器・坏	糸切り	体部下端ケズリ調整	暗褐色砂層	底部	田川		九前期
31	七五次	七—五八二	須恵器・台付坏	ヘラ切り	台周縁撫で調整	SK一五五九埋土	底部	田川		八後期
32	五四次	四—五二七	須恵器・坏	ヘラ切り		SG一〇三一湿地上層スクモ層	体部	田川	横位	八後期
33	三三次	一—三六〇	塼			土坑群埋土		建部友足 面郷伯姓□本〔柄カ約〕綿 磨□□ 磨太田部〔弟カ〕為 □□□		不明
34	国営調査	十九	赤褐色土器・皿	糸切り		秋田IB・F九	底部	行事		九後期
35	一七次	八三四	須恵器・坏	糸切り		第九層	底部	舎人		九後期
36	一七次	九四二	赤褐色土器・坏	不明		SI二〇五埋土	体部	主帳		九
37	六七次	六—九八一	須恵器・坏	糸切り		第一〇層	底部	下毛		
38	六七次	六—九七八	須恵器・坏	ヘラ切り		第一〇層	底部	下毛		九前期
39	六七次	六—九七九	須恵器・坏	ヘラ切り		第一〇層	底部	下毛		九前期
40	七二次	七—二七七	赤褐色土器・坏	糸切り		SI一五四二埋土	底部	弩		九後期
41	七五次	七—五二二	赤褐色土器・坏	糸切り		SI一五九二埋土	底部	弩		九
42	六〇次	五—九二二	土師器・台付埦	糸切り	台周縁撫で調整	表採・表土	体部	迎カ京		九
43	六七次	六—八二九	須恵器・蓋	ヘラ切り		表採・表土	外面	京迎		
44	四四次	三—六二三	赤褐色土器・坏	糸切り		第一〇層	底部	客人		九前期

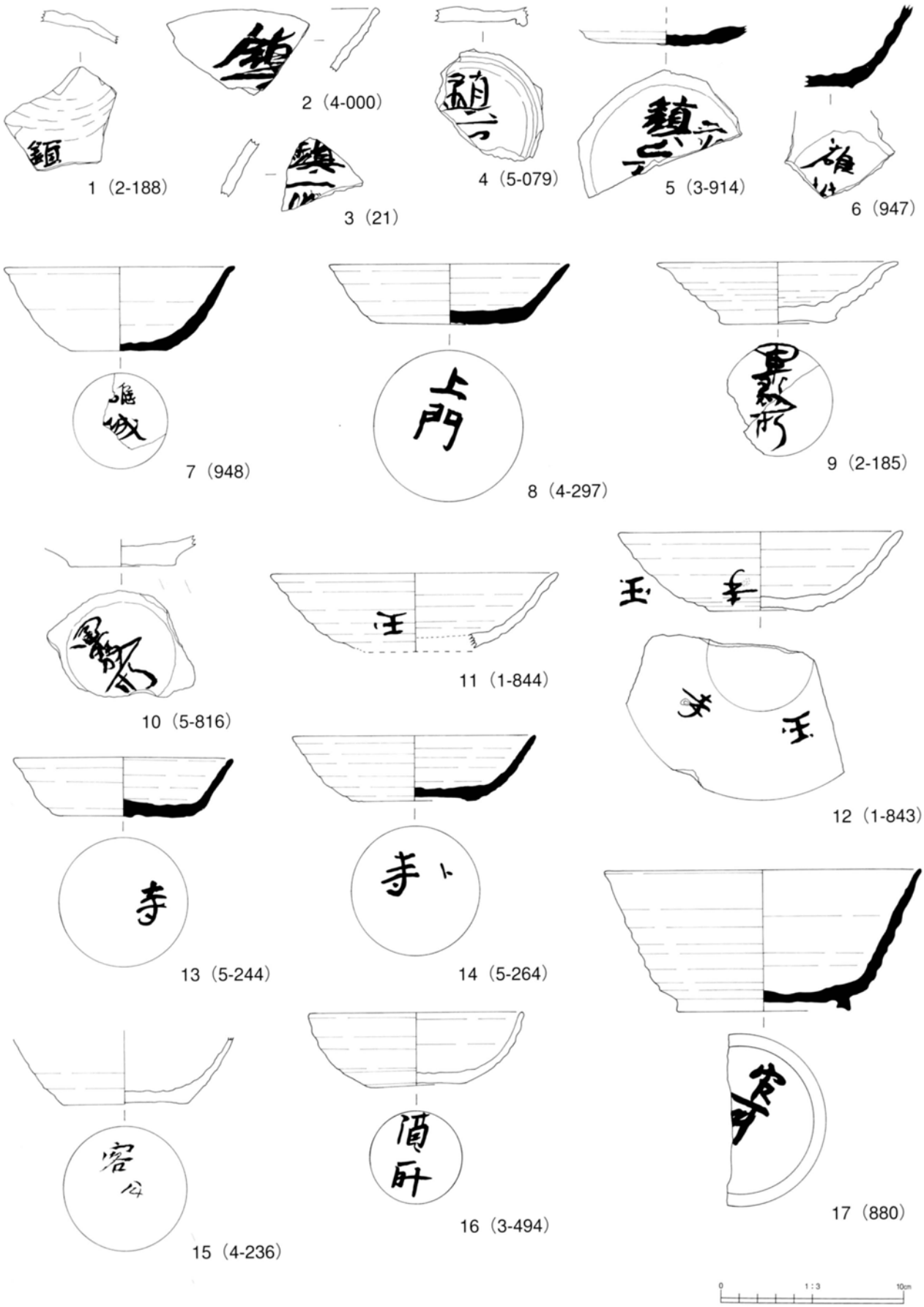
1（2-188）
2（4-000）
3（21）
4（5-079）
5（3-914）
6（947）
7（948）
8（4-297）
9（2-185）
10（5-816）
11（1-844）
12（1-843）
13（5-244）
14（5-264）
15（4-236）
16（3-494）
17（880）
0
1：3
10cm

図22　墨書土器（1）

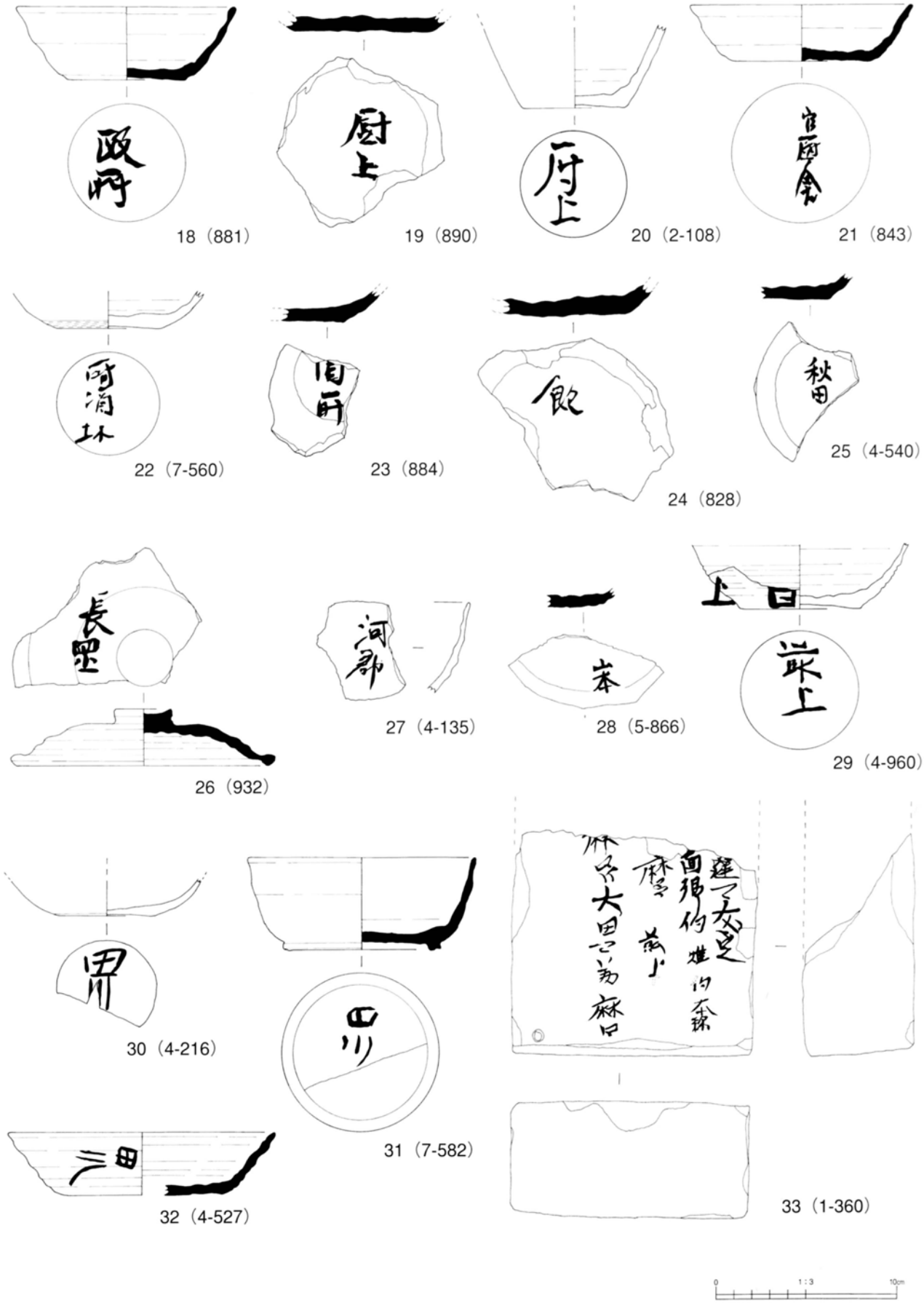
18（881）
19（890）
20（2-108）
21（843）
22（7-560）
23（884）
24（828）
25（4-540）
26（932）
27（4-135）
28（5-866）
29（4-960）
30（4-216）
31（7-582）
32（4-527）
33（1-360）
0
1:3
10cm

図23　墨書土器（２）

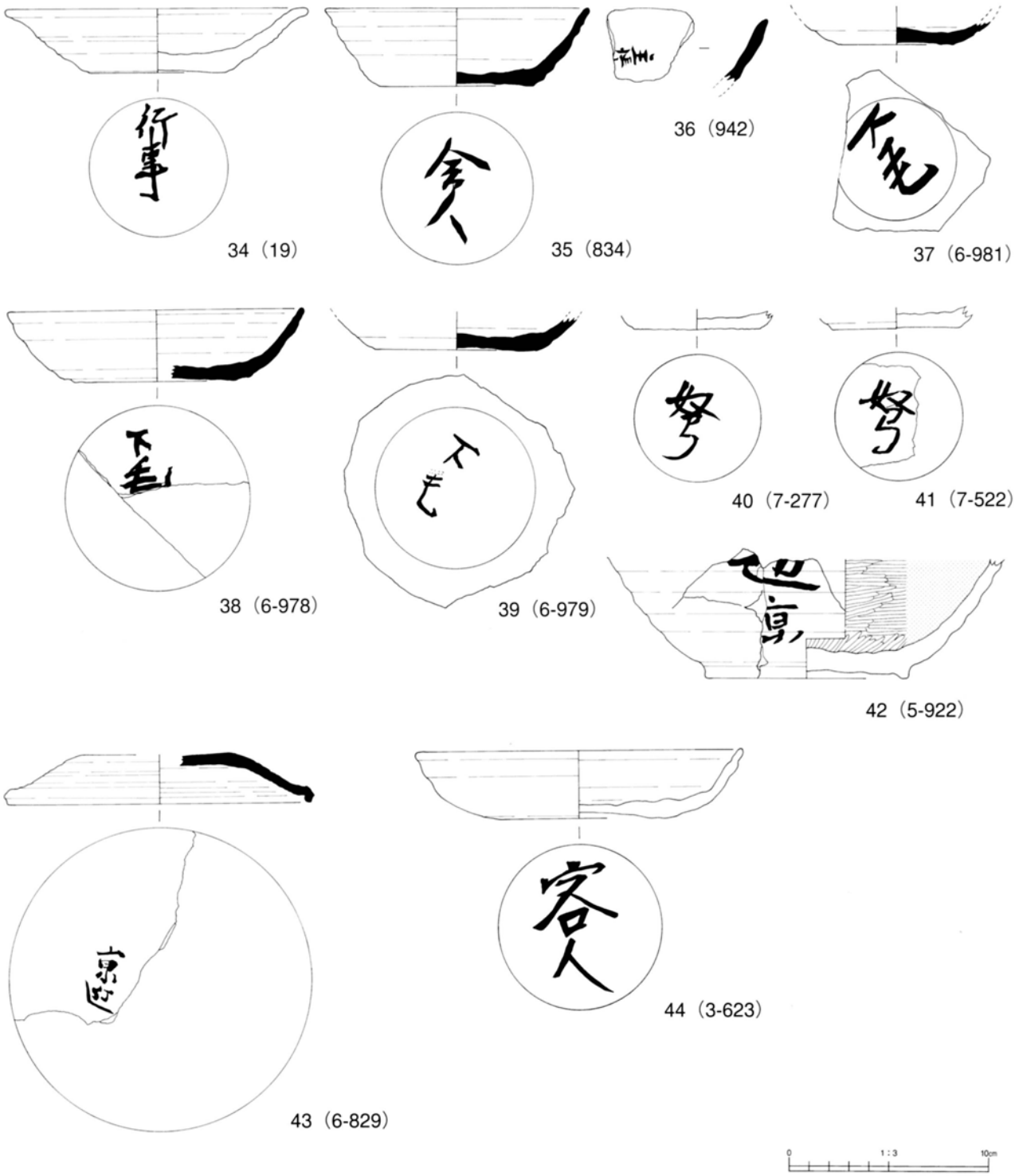
34（19）
35（834）
36（942）
37（6-981）
38（6-978）
39（6-979）
40（7-277）
41（7-522）
42（5-922）
43（6-829）
44（3-623）
0
1：3
10cm

図24　墨書土器（3）

1

2

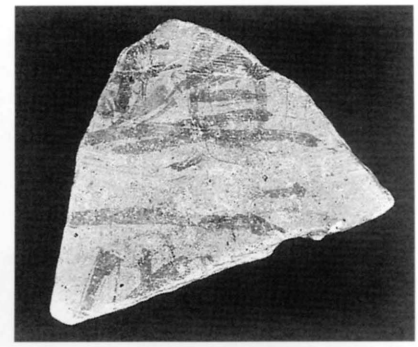

3

4

5

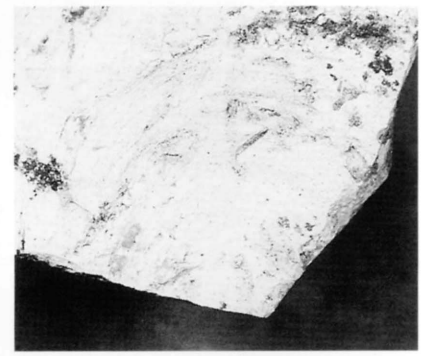

6

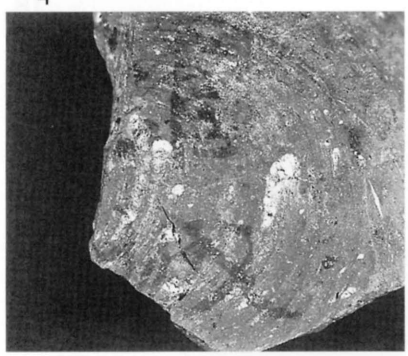

7

8

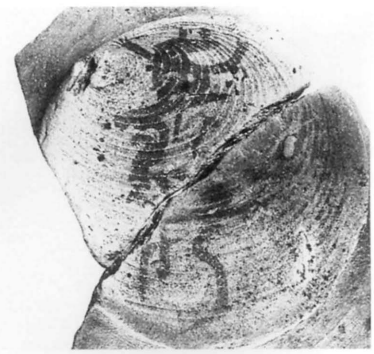

9

10

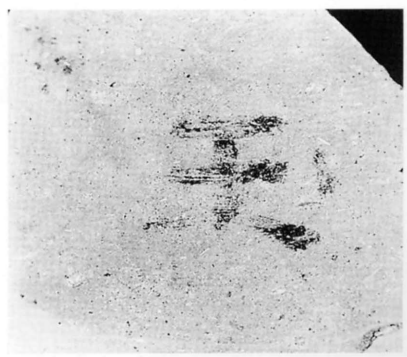

11

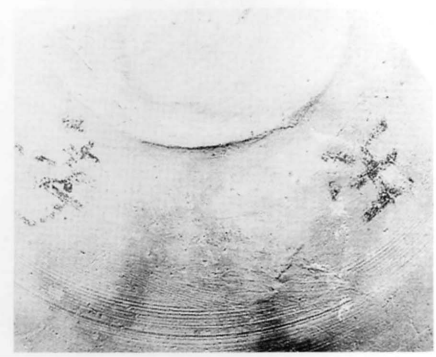

12

図版15　墨書土器（1）

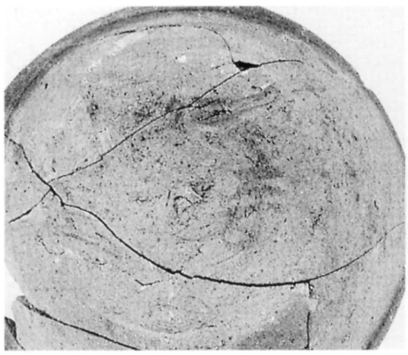

13

14

15

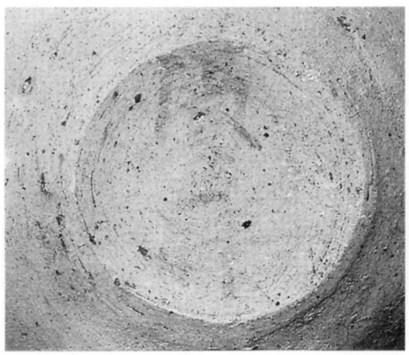

16

17

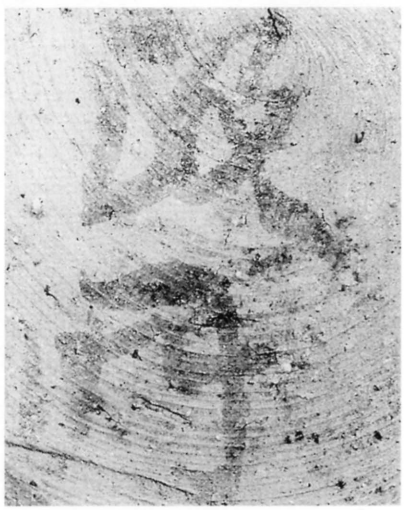

18

19

20

21

22

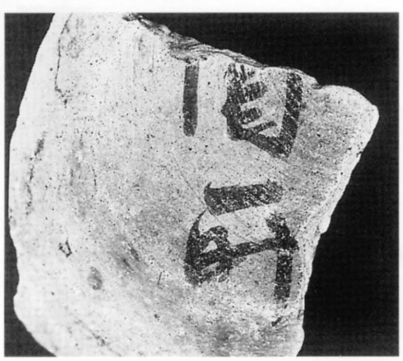

23

24

図版16　墨書土器（2）

25

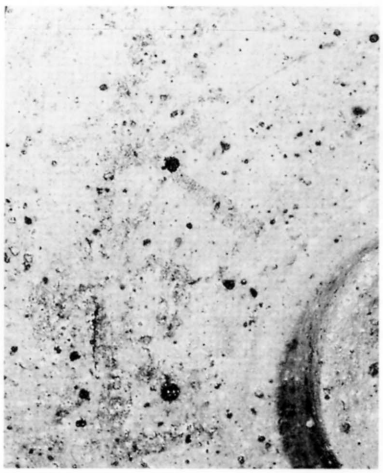

26

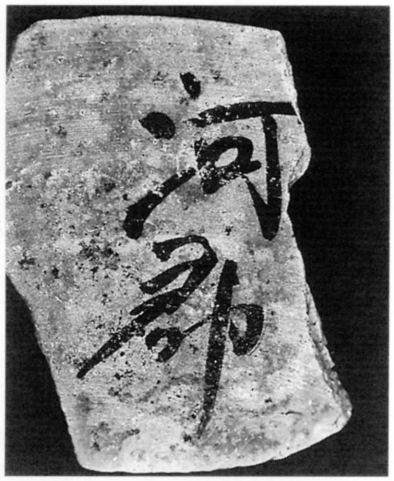

27

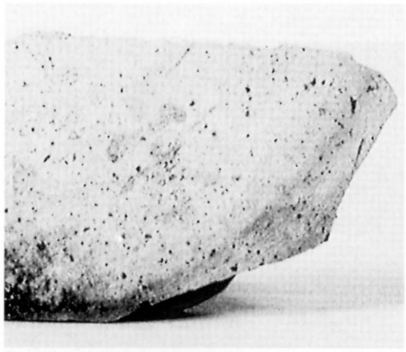

28

29

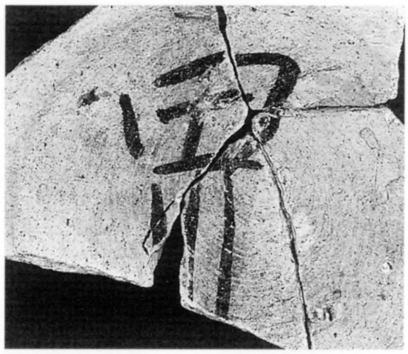

30

31

32

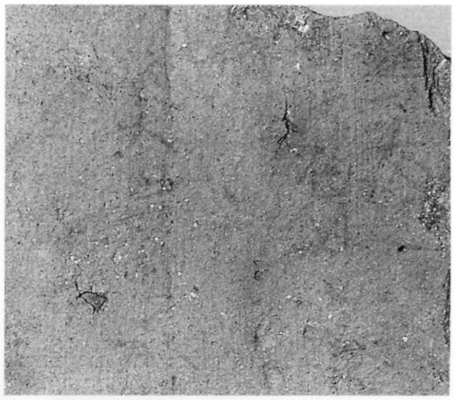

33

34

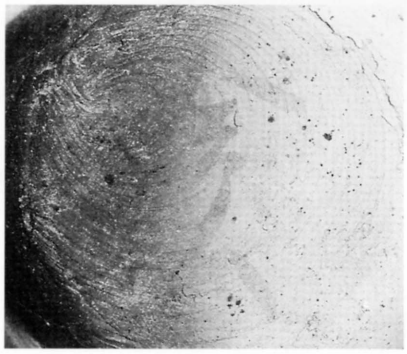

35

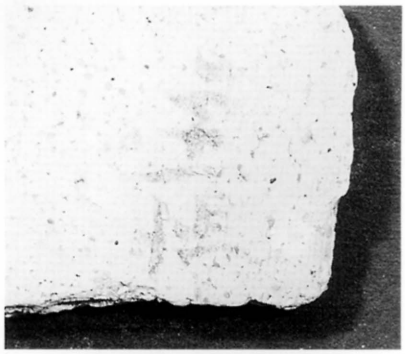

36

図版17　墨書土器（3）

37

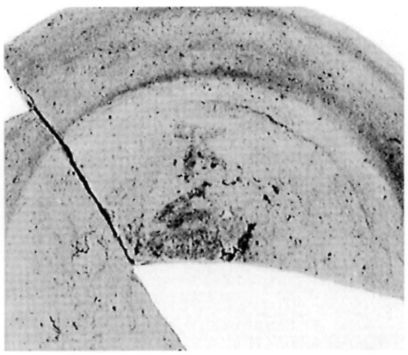

38

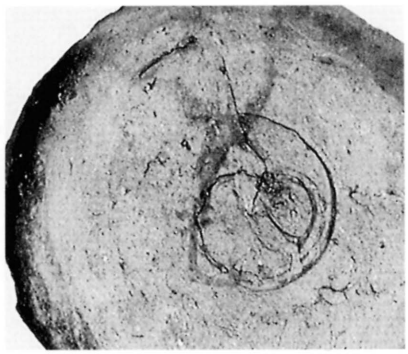

39

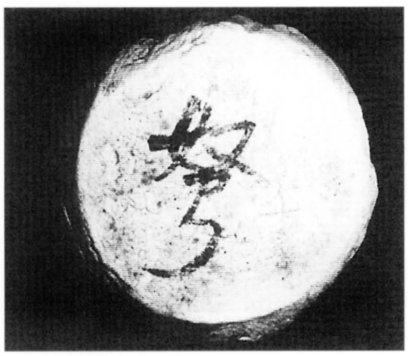

40

41

42

43

44

図版18　墨書土器（4）

秋田城関係史料

史料凡例

この史料は、秋田城に関する古代文献史料を抄出し、以下の基準で収録したものである。

一、対象時期は秋田の地名が初めて登場する斉明天皇四年（六五八）から前九年の役発生以前の永承六年（一〇五一）まで収録した。

二、秋田城をはじめ、秋田郡・（飽田・齶田）・秋田村などの関連地名、秋田城介、秋田営なども収録した。

三、参考として出羽柵関係史料を付した。

四、『国立歴史民俗博物館研究報告』第八四集「古代における北方交流の研究―資料編―」（二〇〇〇年三月）、『秋田市史第七巻　古代　史料編』（二〇〇〇年三月）を参照した。

史料の掲載形式は以下の通りである。

一、史料は、史料番号を付け、編年順に配列した。ただし、年紀の不明なものについては便宜の位置に配した。

二、史料中の秋田城に関するキーワード（秋田城、出羽国ほか）はゴシック体とした。

三、史料には、史料番号の下にその史料の年月日（西暦を付記する）・干支・その史料の出典名・巻数を掲載した。

四、史料のうち、長文のものは適宜省略し、中略した部分は（略）とし、前略、後略は省いた。

五、字体は原則として常用漢字を使用し、それ以外については正字体を用いた。

収録した主要な史料は以下の通りである。

日本書紀、続日本紀、大日本古文書、日本後紀、類聚国史、類聚三代格、日本文徳天皇実録、日本三代実録、藤原保則伝、日本紀略、延喜式、和名類聚抄、貞信公記抄、本朝世紀、魚魯愚抄、類聚符宣抄、西宮記、権記、御堂関白記、陸奥話記

一　斉明天皇四年（六五八）四月（日本書紀　巻二十六）

阿陪臣、闕名。率船師一百八十艘、伐蝦夷。齶田・渟代、二郡蝦夷、望怖乞降。於是、勒軍、陳船於齶田浦。齶田蝦夷恩荷、進而誓曰、不為官軍。故持弓矢。但奴等、性食肉故持。若為官軍、以儲弓矢、齶田浦神知矣。将清白心、仕官朝矣。仍授恩荷、以小乙上、定渟代・津軽、二郡郡領。遂於有間浜、召聚渡島蝦夷等、大饗而帰。

二　斉明天皇五年（六五九）三月　是月（日本書紀　巻二十六）

遣阿倍臣、闕名。率船師一百八十艘、討蝦夷国。阿倍臣、簡集飽田・渟代、二郡蝦夷二百卌一人、其虜卅一人、津軽郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷廿人於一所、而大饗賜禄。胆振鉏、此云伊浮梨婆陛。即以船一隻、与五色綵帛、祭彼地神。至肉入籠。時、問菟蝦夷胆鹿嶋・菟穂名、二人進曰、可以後方羊蹄、為政所焉。肉入籠、此云之々梨姑。問菟、此云塗毗宇。菟穂名、此云宇穂那。後方羊蹄、此云斯梨蔽之。政所、蓋蝦夷郡乎。随胆鹿嶋等語、遂置郡領而帰。授道奥与越国司位各二階、郡領与主政各一階。或本云、阿倍引田臣比羅夫、与粛慎戦而帰。献虜卌九人。

三　天平五年（七三三）十二月二十六日己未（続日本紀　巻十一）

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居民焉。

四　天平宝字四年（七六〇）三月十九日（大日本古文書）

丸部足人頓〃〃〃死罪〃〃謹解申尊者御足下

足人正身常御馬従仕奉思、然有不令依。生江臣古麻呂御産業所他人使乍、足人安人等、然者、郡司取放雑役令駈使甚無仮。加以阿支太城米綱丁遷入。由此京米不持参上。仍具注愁状。附物部安人。頓首〃〃、死罪〃〃、謹解。

天平宝字四年三月十九日　丸部足人謹愁状

五　宝亀十一年（七八〇）八月二十三日乙卯（続日本紀　巻三十六）

出羽国鎮狄将軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等拠憑官威、久居城下。今此秋田城、遂永所棄歟。為番依旧、還保乎者。下報曰、夫秋田城者、前代将相僉議所建也。禦敵保民、久経歳序。一旦挙而棄之、甚非善計也。宜且遣多少軍士、為之鎮守。勿令衄彼帰服之情。仍即差使若国司一人、以為専当。又由理柵者、居賊之要害、承秋田之道。亦宜遣兵相助防禦。但以、宝亀之初、国司言、秋田難保、河辺易治者。当時之議、依治河辺。然今積以歳月、尚未移徙。以此言之、百姓重遷明矣。宜存此情、歴問狄俘并百姓等、具言彼此利害。

六　延暦二十三年（八〇四）十一月二十二日癸巳（日本後紀　巻十二）

出羽国言。秋田城建置以来卌余年。土地燒埆。不宜五穀。

加以孤居北隅。無隣相救。伏望永従停廃。保河辺府者。宜停乙城為郡。不論土人浪人。以下住彼城者上編附甲焉。

七　天長七年（八三〇）正月二十八日癸卯（類聚国史　巻百七十一）

出羽国駅伝奏云。鎮秋田城国司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒偁。今日辰刻。大地震動。響如雷霆。登時城塚官舎并四天王寺丈六仏像。四王堂舎等。皆悉顛倒。城内屋仆。撃死百姓十五人。支体折損之類一百余人也。歴代以来未曾有聞。地之割辟。或処卅許丈。或処廿許丈。無処不辟。又城辺大河云秋田河。其水涸尽。流細如溝。疑是河底辟分。水漏通海歟。吏民騒動。未熟尋見。添河覇別河。両岸各崩塞。其水汎溢。近側百姓懼当暴流。競陟山崗。理須下細録損物馳牒上。而震動一時七八度。風雪相并。迄今不止。後害難知。官舎埋雪。不能弁録。夫辺要之固。以城為本。今已頽落。何支非常。仍須下差諸郡援兵。相副見兵備中不虞上者。臣未審商量。事在意外。仍且差援兵五百人配遣。准令馳駅言上。但損物色目細録追上。

八　天長七年（八三〇）四月二十五日戊辰（類聚国史　巻百七十一）

詔曰。朕以菲昧。祇膺瑤図。貪畏三霊。憂勤四海。景化未孚。皇猷尚鬱。咎徵之嘖不招而臻。如聞。出羽国地震為災。山河致変。城宇頽毀。人物損傷。百姓無辜奄遭非命。誠以政道有虧。降斯霊譴。朕之寡徳。慙乎天下。静念厥咎。甚倍納隍。夫漢朝山崩。拠修徳以攘災。周郊地震。感善言而弭患。然則尅己済民之道。何能不師古哉。所以特降使臣。就加存撫。其百姓居業震陥者。使等与所在官吏議量。脱当年租調并不論民夷。開倉廩賑給。助修屋宇。勿使失職。壓亡之倫早従葬埋。務施寛恩。式称朕意。

九　天長七年（八三〇）閏十二月二十六日（類聚三代格　巻五）

太政官謹奏

増加出羽国官員事

大少目各一員元員一人今加二人

史生四員元員三人今加二人

右得彼国守従五位上勲六等少野朝臣宗成等解偁。此国頃年戸口増益倉庫充実。稽于遂初寔為殷繁。又雄勝秋田等城及国府戎卒未息。関門猶閉。配此数処国司少員。方今雖干戈不動辺城静謐。而犲狼野心不可不慎。望請。准人数増加官員者。聖人垂教沿革在於適時。元后臨民法令貴於便物。然則雖設職命官既煥乎旧典。而権宜改易事帰乎財成。臣等商量所定如右。伏聴天裁。謹以申聞。謹奏。聞。

天長七年閏十二月廿六日

十　**嘉祥三年（八五〇）十一月二十三日丙申**（日本文徳天皇実録　巻二）

詔曰。紫極高映。運亭毒而不言。黄屋尊居。播恵愛而無恃。故勲華継躅。未隔於勤労。禹履垂風。猶同於含育。朕忝奉先訓。虔撫令図。餐荼蓼以銷神。眷蒸庶以剡思。而今至誠不暢。小信未孚。陰徳愆和。柔祇告譴。**出羽**州壤。偏応銅竜之機。辺府黎甿。空被梟禽之害。邑居震蕩。蹈厚載而不安。城柵傾頽。想難虞而益恐。咸須子視。或至於死傷。独作母臨。何懈於拯救。宜馳星使。就展恩光。其被災尤甚。不能自存。使国商量。蠲免租調。并不問民狄。開倉廩弐振。□其生業。莫使重困。崩墻毀屋之下。所有残屍露骸。官為収埋。務申優恤。庶俾委凍者知挾紘之温。阻飢者得廩牢之飽。

十一　**貞観元年（八五九）三月二十六日壬午**（日本三代実録　巻二）

詔令出羽国秋田郡俘囚道公宇夜古。道公宇奈岐度之。先是国司上言。件俘囚等。幼棄野心。深愧異類。帰依仏理。苦願持戒。仍特許之。

十二　**貞観十七年（八七五）十一月十六日乙未**（日本三代実録　巻二十七）

出羽国言。渡嶋荒狄反叛。水軍八十艘。殺略**秋田**飽海両郡百姓廿一人。勅牧宰討平之。

十三　**元慶二年（八七八）三月二十九日乙丑**（日本三代実録　巻三十三）

又勅符陸奥国司曰。得**出羽国**今月十七日奏状偁。逆賊悖乱。攻焼城邑者。両国接境。非常難知。若無予戒。何備不虞。宜加警粛以鎮国内。亦若**出羽国**来請援兵。随発精勇。応時赴救。兵貴神速。罪深逗留。待其告急。莫失事機。

十四　**元慶二年（八七八）四月四日己巳**（日本三代実録　巻三十三）

是日。**出羽国**守正五位下藤原朝臣興世飛駅奏言。**秋田郡**城邑官舎民家。為凶賊所焼亡之状。去月十七日上奏。厥後差権掾正六位上小野朝臣春泉。文室真人有房等。授以精兵。入城合戦。夷党日加。彼衆我寡。城北郡南公私舎宅。皆悉焼残。殺虜人物不可勝計。此国器仗多在彼城。挙城焼尽。一無所取。加之去年不登。百姓飢弊。差発軍士。曾無勇敢。望請隣国援兵勠力襲伐。

十五　**元慶二年（八七八）四月二十八日癸巳**（日本三代実録　巻三十三）

出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駅奏言。賊徒弥熾。不能討平。且差六百人兵。守彼隘口野代営。此至焼山。有賊一千余人。逸出官軍之後。殺略五百余人。脱帰者五十人。城下村邑。百姓廬舎。為賊所焼損者多。

十六　元慶二年（八七八）五月二日（藤原保則伝）

両国飛駅忽至、於是昭宣公大驚、与公謀事、語云、東方之将累長者、公辞謝云、身旧文吏、未嘗知跨馬引弓、非敢愛惜微軀、恐成朝廷之恥、昭宣公曰、自天智天皇時、藤氏代立勲績、朝所倚頼、方今身非伊周、忝摂冢宰、遭此寇乱、内慙外（□）、瓜葛之義、君亦可悉、願尽智謀、勿為飾讓、公曰、必不得已、可用愚計者、冀露肝胆、無有所隠、恐殿下不得能用之、昭宣公云、専意安付、遂無他腸、公曰、蝦夷内附以来、欲漸二百年、畏服朝威、無有寇逆、如聞、**秋田城司**良岑近者、聚斂無厭、徴求万端、故畳怨積怒致叛逆、夷種衆多、逓相合従、賊徒数万、窮寇死戦、一以当百、難与争鋒、如今之事者、雖坂将軍再生、不能蕩定、若教以義方、示以威信、播我徴音、変彼野心、不用尺兵、大寇自平、昭宣公曰、善、公亦曰、今当以恩信化服夷狄、若群醜之中、猶有不馴服者、必可以兵威而臨之、前左近衛将監小野春風、累代将家、驍勇超人、前年頻遭讒謗、免官家居、願先令春風率精衆、示以朝廷之威信、然後以徴招致、未歴数月、自応銷散、昭宣公大悦、

十七　元慶二年（八七八）五月四日（藤原保則伝）

叙公為正五位下、即以右中弁兼**出羽権守**、擢春風為鎮守将軍従五位下、及与陸奥介従五位下坂上好蔭受公節度、公奉詔以後、数日進発、昼夜兼行、行跡之間、飛駅継途、奏賊虜強盛、官軍頻敗、及城或失守群隊陥没之状、時従騎十余人、皆無不褫魂奪気、而公容色不変、曾無畏憚之意、既至**出羽国**、命春風好蔭、各将陸奥国精騎五百人、直入虜境、召其酋豪、宣以国家之威信、先是賊聞王師来討、率衆万余人、遮守険隘、春風少遊辺塞、能暁夷語、即脱甲冑棄弓竿、独入虜軍、具宣朝命、皆如公意、於是夷虜叩頭拝謝云、異時**秋田城司**、貪慾暴獷、谿壑難塡、若毫毛不協其求者、楚毒立施、故不堪苛政、遂作叛逆、今将軍幸以天子恩命而詔之、願改迷途帰命幕府、於是競以酒食饌饗官軍、其豪長数十人、相率随春風、至**出羽国府**、公即召見慰撫、賊亦尽返献先所虜略生口之及軍器、時有渠帥二人、不肯帰附、公語諸豪長云、二虜不来、於汝心如何、豪長等倶陳云、殊自有謀、願暫垂寛仮、後数日、遂斬両夷首以献之、公即発使者、撫佃余種、自津軽至渡嶋、雑種夷人、前代未曾帰附者、皆尽内属、於是公復立**秋田城**、凡厥塁柵楼塹、皆倍旧制、

十八　元慶二年（八七八）六月七日辛未（日本三代実録　巻三十三）

出羽国守藤原朝臣興世飛駅奏言。権掾小野春泉。文室有房等在二**秋田営**一。去四月十九日。遣二最上郡擬大領伴貞道。俘魁玉作宇奈麿一。将二官軍五百六十人一。須二候賊類形勢一。路遇二賊三百余人一合戦。射二傷賊十九人一。官軍被レ傷七人。貞道中二流矢一而死。廿日賊衆増加。不レ可二相敵一。会レ暮戦罷。引レ軍還レ営。明日凶徒挑来接戦。賊死者五十三人。瘡者卅人。官軍死并瘡痍者廿一人。奪二取賊弓卅一。靫廿五。襖十七領一。米穀糒稲亦復有レ数。焼二賊廬舎十二一。生虜七人。官軍疲極。射矢亦尽。

因引還レ営。今月七日重遣宇奈麻呂。登レ高候望。俄爾遇レ賊。抜レ剣相闘。斬レ首二級。宇奈麻呂没二於賊手一。其後有二俘囚三人一来言。賊請三秋田河以北為二己地一。更有二賊五人一。着二甲冑一伏二隠草中一。遣二軽兵百余人一。追射二殺三人一。奪二鞍馬弓矢靫剣等物一。有レ数。自後賊徒猥盛。侵凌不レ息。官軍征討。未レ由二摧滅一。

十九　元慶二年（八七八）六月十六日庚辰（日本三代実録　巻三十三）

是日。出羽国守藤原朝臣興世飛駅奏言。賊鋒強盛。日増二暴慢一。囲二守営所一。視無二去意一。官軍畏懦。只事二逃散一。陸奥軍士二千人。押領使大掾藤原梶長等。窃求二山道一。皆悉逃亡。即日勅符曰。重有二来奏一。具得二事趣一。依二先日奏一。遣二陸奥鎮守将軍小野朝臣春風。権介坂上大宿禰好隆等一。各領二精勇五百人一。日夜赴レ彼既畢。事具二前符一。亦依二今日奏一。更下二陸奥国一。追二還逃亡兵士二千人一。国宜レ知レ之。率二其虎旅一。轔二彼烏合一。当下奉二王師之威一。早献中凱帰之効上。

又勅二符陸奥国一曰。得二出羽国奏一偁。逆虜縦逸。獷暴日甚。彼国軍士二千人顧望避レ敵。亡二帰本国一者。断レ勢制レ勝。自有二其方一。而今各重二身軀一。無レ意二掠戦一。粮資醜類。力屈二凶威一。豈回二王者之師一。自貽二敗軍之恥一。宜丙更選下定国司主典已上精強了レ事者上。令乙領下彼亡帰二千兵上。早入二出羽一甲。若彼逃亡人等。未二尽帰集一者。更簡二更兵一。加二足前数一。夫将軍死レ綏。誅レ之無レ救。故曰。有二前一尺一。無二却一寸一。宜下知二此意一。喩二夫兵士一。令中レ其自知上。若重亡帰者。以二軍法一従レ事。

二十　元慶二年（八七八）七月十日癸卯（日本三代実録　巻三十四）

出羽国飛駅奏曰。正五位下守右中弁兼権守藤原朝臣保則到レ国。察二向前之行事一。運二行軍之籌策一。遣下二権掾文室真人有房一。左衛門権少尉兼権掾清原令望。上野押領使権大掾南淵秋郷等一。率二上野国見到兵六百余一。屯二秋田河南一。拒中賊於河北上。又秋田城下賊地者。上津野。火内。榲淵。野代。河北。腋本。方口。大河。堤。姉刀。方上。焼岡十二村也。向化俘地者。添河。覇別。助川三村也。令下二此三村俘囚并良民三百余人一。拒中賊於添河上。次攻二雄勝一。後将レ侵レ府。其雄勝城承二十道一之大衝也。国之要害。尤在二此地一。仍遣二左馬大允藤原滋実。左近衛将曹兼権大目茨田貞額等一。以二雄勝。平鹿。山本三郡不動穀一。給二郡内及添河一。覇別。助川三村俘囚一。慰二喩其心一。令二相励勉一。於レ是俘囚深江弥加止。玉作正月麿等。誘二率三村俘囚二百余人一。夜襲殺二賊八十人一。焼二其粮食舎宅一。感二恩賚一也。或云。津軽地夷狄或同。或不レ同。若不レ同者。以二上野国軍一。将レ得二討滅一。遂同者。雖二大兵一難レ可二輒制一。上野・下野・陸奥三国軍士。惣四千人。其陸奥軍先既亡帰。上野軍且来六百余人。下野軍雖レ入二堺首一。未レ知二強弱一。津軽夷俘。其党多レ種。不レ知二幾千人一。天性勇壮。常事二習戦一。若速二逆賊一。其鋒難レ当。請発二常陸武蔵両国軍合二千人一。以誠二備非常一。

是日。勅符曰。去月廿八日奏状。今日到来。賊中消息。委曲具至。指二其事実一。足レ可二見知一。夫以二夷狄一攻二夷狄一者。中国之利也。今覧二来奏一。給二雄勝郡俘囚一。以二官米穀一。多破二賊徒一。豈此一挙。計之上者也。亦来奏以為。津軽夷虜。天性麁獷。若速二凶

類。実為レ難レ制。塞下流言。南北異口。或云既同。或云未レ同。請発二常陸武蔵等国兵一。備二其非常一。出二於不意一。今如二奏状一。同否未レ審。若果不レ同者。所レ率見兵可レ得二摧破一。加レ之小野朝臣春風。坂上大宿禰好蔭等。各領二精兵一。行当二到著一。宜下待共征振中其威武上。但予勅二諸国一。令レ簡二勇士一。若有二危急一。馳伝上奏。随即差発。赴救非レ晩。務運二奇策一。撃二其狂心一。滋実者。守藤原朝臣興世之子也。有レ意二温清一。繫行在レ彼。時値二賊乱一。早不レ肯レ還。有レ勅。便令レ従レ軍也。

出羽国正三位勲五等大物忌神。正三位勲六等月山神並益二封各二戸一。与レ本并各四戸。毎レ発レ軍使下二国司一祈禱上。故有二此加増一也。

二十一　元慶二年（八七八）九月五日丁酉（日本三代実録　巻三十四）

勅二符**出羽国司**一曰。得二八月廿三日奏状一。具知二消息一。初所下以遣二春風等一発中精兵上者。為レ赴二彼国之急一。而今来奏以為。賊気已衰。官軍思レ旧。重レ之迎レ軍運レ粮。為レ煩不レ細。因レ茲論レ之。春風等之前却。在二彼国之強弱一耳。量レ勢施レ計。不レ得二遙度一。若当国之力足二以制レ賊者。移告而返レ之。不レ可二必迎引一。且津軽渡嶋俘囚等所レ請之事。以レ夷撃レ夷。古之上計。但野心難レ馴。動静易レ変。偶生二他意一。後恐難レ制。宜下量二事勢一随レ便進止上。至三于饗二会狄俘一。非二事之急一者也。若弥尽二賊徒一。労賜不レ晩。今挙レ城焼亡。無レ処二会聚一。但抜二有功者一。加二其賞賜一。足三以勧二励戎士一。何必大饗。更致二騒動一乎。且其殺獲生禽。頗知レ破レ賊。弥以勉励。速成二大功一。州書頻奏。駅使屢馳。務施二平レ寇之策一。莫三以延二引歳月一。

二十二　元慶二年（八七八）十月十二日甲戌（日本三代実録　巻三十四）

出羽国司飛駅奏言。**秋田営**申牒偁。八月廿九日逆賊三百余人。来二於城下一。願下見二官人一特得上乞レ降。権掾文室真人有房。左馬権大允藤原朝臣滋実二人。単騎直到一賊所。賊先申二心憂一。次乞レ降。有房等雖レ不レ被二明詔一。而予聴二其降一。是日。陸奥権介従五位下坂上大宿禰好蔭。率二兵二千人一。白二流霞道一。至二**秋田営**一。賊乞レ降之日。好蔭皷躁而来。盛建二旗幟一。亦威二賊虜一。論二之当時一。似レ有二遠略一。又鎮守将軍従五位下小野朝臣春風。九月廿五日率二軍四百七十人一。来二着**秋田営**以北一。即言曰。春風重含レ詔。先入二上津野一。教二喩賊類一。皆令二降服一。賊首七人相従同来。従二去八月一。賊降之状。相続不レ絶。野心難レ量。抑而不レ許。今春風自入二賊地一。取二其降書一。亦其酋豪随而共来。以レ此見レ之。知レ有二降心一。但義従俘囚等申云。奉レ従二国家一。為二賊所レ怨一。若不二殄滅一。後必相報。仇家多レ種。何得レ不レ恐。加之乞レ降者。其体疎慢。不レ叶二旧例一。俘囚所レ陳抑有レ道。春風所レ行亦復不レ虚。臣等不レ知レ所レ裁。謹佇二明詔一。

二十三　元慶二年（八七八）十月十三日乙亥（日本三代実録　巻三十五）

勅二符**出羽国司**一曰。得二今月日奏状一。具知二賊虜乞レ降之由一。

夫兵凶戦危。先哲炳戒。事不レ獲レ已。及用レ之耳。今逆虜悔レ過。請欲二帰順一。其於二容許一。有二何不レ肆一。但古之降者。去二其甲兵一。面縛待レ命。裁得レ制二其死生一。然後可レ謂二降伏一。帰降之法。若同二旧制一。早速容受。飛駅奏聞。随将二裁決一。若懐二両端一。言与レ事異。奮二我兵威一。一挙誅滅。凡狂賊反乱。為レ損甚多。殺二略良民一。焼二亡城邑一。然則義従俘囚之言。不レ可レ不二反覆一。観レ徳耀レ兵。随レ機可レ施。莫下信二其虚詭一。貽中晒於後上。

二十四　元慶三年（八七九）正月十一日辛丑（日本三代実録　巻三十五）

是日出羽国飛駅奏言。去年十二月十日。凶賊悔二返噬之過一。致二束手之請一。便返下進所二掠奪一之甲廿二領上。言曰。所レ取甲冑。其数不レ少。任二己狂心一。皆悉截破。称レ身約裁。一无二全者一。加之賊類或入二奥地一。或所レ居隔遠。其遺甲冑捜求追進。於レ是。正六位上行左衛門権少尉兼権掾清原真人令望。左馬権大允正七位下藤原朝臣滋実。右近衛将曹兼権大目従七位上茨田連貞額等進議曰。今乞レ降之賊二百人。所レ進之甲廿有余。賊党多レ数。官甲已少。野心難レ測。疑是矯飾。須下待二後進一一度計納上。陸奥鎮守将軍従五位下小野朝臣春風議曰。春風自入二賊地一。具知二逆類悔レ過之心一。今亦蒙二犯霜雪一。乞レ降懇切。若懐二疑慮一。抑而不レ納。猶二去レ逸就レ労。非レ所二以楽レ成一。正五位下守右中弁兼行権守藤原朝臣保則等商量。雖三令望之議已有二道理一。而春風之謀非レ无二便宜一。故殊加二慰納一。緩二其厳誅一。又渡嶋夷首百三人。率二種類三千人一。詣二秋田城一。与二津軽俘囚一不レ連レ賊者百余人。同共帰二慕聖化一。若不二労賜一。恐生二怨恨一。由レ是遣下二従五位下行権介藤原朝臣統行一。従五位下行権掾文室真人有房及令望。滋実。貞額等一労饗上。

二十五　元慶三年（八七九）三月二日壬辰（日本三代実録　巻三十五）

正五位下守右中弁兼行出羽権守藤原朝臣保則飛駅奏言白。臣保則等。謹須下依二去正月十三日勅符旨一早討上虜。而行事相違不レ能二進止一。何者。臣等所レ賜諸国之兵千八百余人。上野下野両国各八百人。陸奥国追還散卒二百人是也。以二此輩一。且撃二破奥賊之士卒一。且討二平近城之反虜一。次須下重請二諸国之兵一攻中伐奥賊上。而相二待陸奥鎮守将軍小野朝臣春風。権介坂上大宿禰好蔭等一之間。未レ有レ所レ定。於レ是。賊徒進二愁状十余条一。陳二怨叛之由一。詞旨深切。甚有二理致一。即弛二法禁一。慰二其冤枉一。爰古老言曰。用レ兵之道。尤在レ練レ士。固二塞其後一。出征入休。動静去留。莫レ不レ拠レ此。又当国形勢。地迫二北陸一。秋天多レ雪。当二此之時一。営塹難レ恃。不レ如下選二練士卒一。修二造城柵一。相中待春風等之来上。臣等用二古老之言一。選二諸国当土之軍一。為上兵二者一千人一。分二配官人一。令レ其労賜一。但当土之卒。縁レ无二甲冑一。不レ能二輒進一。交雑二諸国之軍一。令レ増二兵衆之勢一。其中国下兵担夫。役二立柵之事一。還二向本国一。此事由趣。上奏先畢。凡当国可レ有二兵士鎮兵千六百五十人一。而承前国司。无レ置二一人一。今計二諸国見留之兵一。未レ及二当土例兵之数一。臣等定二

城下之後。殊廻方略。此待隣兵。作為城柵。軍士得休。国内无慮。其後賊三百許人。詣**秋田城**乞降。雖然不受其降。臣等因有所議。春風等且擁於鎮守府。待後告可応機之状。馳権掾小野春泉。告春風等。春泉未達鎮守府之間。去年九月十五日。好蔭来自流霞路。廿五日。春風来自上津野。是時道路泥深。風寒粛烈。経過嶮岨。士卒疲労。春風言曰。銜詔之日。伏奉聖略。先教喩賊類。必令降伏。若不革逆心。進兵討滅。仍奉宣勅旨。教喩賊徒。賊徒帰伏。相随到来。至誠无疑。不可更討。臣等初謂。以所賜之兵。与春風等。表裏合勢。刻日討平。而春風之足歴虜庭。令降逆党。降伏之後。更進官軍。虜謂欺己。殊死而戦。其鋒難制。蠆尾施毒。亦賊地隘狭。潜通多路。以此小軍。難可輙赴。故随春風言。暫停征伐。厥後賊類亦来請降。返進官物。臣等依彼来降。漸計利害。征戦之弊。非只一途。案去延暦年中被下当道陣図。以一万三千六百人為一軍。分作三軍。輜重八百人。担夫二千人。而今上野下野両国之軍千六百人。輜重担夫二千余人。好蔭所率之兵五百人。輜重担夫千余人。因此言之。多違旧例。中国之軍。七月到着。陸奥之兵。九月入来。会合参差。整頓有妨。或臨陣難列。或聴皷易迷。皆是忘戦日久。習之令然也。国内黎氓。苦来苛政。三分之一。逃入奥地。所遺之民。承数年之弊。无自存之方。況軍興以来。運転軍粮。去今両年少時不息。无用之卒。騒動部内。待救之処。還致巨害。管最上郡。道路嶮絶。大河流急。中国之軍。路必経此。迎送之煩不可勝計。今重請大兵。将討降虜。国弊民窮。難可克堪。若慰撫部内之窮卒。験出奥地之逃民。留中国之甲冑。選当土之例兵。降虜雖反。不可足畏。由是降賊之状。頻以上奏。但臣等以為。賊寇无聞。年代稍久。因此変乱。不窮誅戮。恐綏禦如失。辺難不絶。更発大軍。撲滅无燼。国家之長策。天下之上計也。臣等不敢専決。持疑於懐。進退之間。謹佇天策。是日。詔令上野下野両国在軍之甲冑器仗。留中付**出羽国**矣。

二十六　元慶三年（八七九）六月二十六日乙酉（日本三代実録　巻三十六）

正五位下守右中弁兼行**出羽権守**藤原朝臣保則飛駅奏言。謹奉去三月五日勅符旨。諸国軍士解陣放却。并留中国甲冑。及置当国例兵。陸奥鎮守将軍従五位下小野朝臣春風。上野国権大掾従七位上南淵朝臣秋郷。権博士大初位下上村主佐美行。検非違使従六位下多治真人多麿雄。下野国前権少掾従七位上雀部朝臣茂世。権医師大初位下下毛野朝臣御安等。各押領国兵。来従軍旅。今還向訖。留納上野下野両国甲冑器仗。色目数等。須追言上。配置当国例兵一千六百五十七人。大毅一人。小毅三人。主帳三人。校尉廿人。旅師卌人。火長六十人。列士八十人。鎮兵六百五十人。**秋田城城司**正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望。右近衛将曹従七位下兼行権大目茨田連貞額。正六位上行権大目春海連奥雄。校尉七人。旅師十六人。火長廿四人。列士三百三人。鎮兵四百五十人。

加兵士三百五十人。雄勝城城司従五位下行権掾文室真人有房。正七位上行権掾藤原朝臣有式。正六位上行権大目他戸首千与本。従六位下行少目豊岡宿禰継雄。校尉六人。旅師八人。火長十六人。列士二百廿人。鎮兵二百人。加兵士二百五十人。**出羽国団司**従五位下行権介藤原朝臣統行。正六位上行権掾小野朝臣春泉。大毅一人。小毅三人。主帳三人。校尉七人。旅師十六人。火長廿人。列士三百五十七人。兵士四百人。臣保則等。行事相違。兵威未振。適降恩詔。暫緩征討。逆類再生。平民復業。但臣等以為。夷狄之性。強弱難測。朝為軽寇。夕甘重戮。縦請降之後。如有小変。臣等恐偏慮存国還陥罪戾。伏望更賜天使。検察其事。謹以申聞。

二十八　元慶四年（八八〇）二月十七日辛丑（日本三代実録　巻三十七）

是日。正五位下守右中弁兼行**出羽権守**藤原朝臣保則飛駅奏曰。降虜所進掠取甲六十六領。冑卅二枚。大刀四枚。鉾一柄。箭一十隻。賊夷去年進契状曰。所遺甲冑。早速将進。而踰渉年月。未有返上。故遣権大目正六位上春海連奥雄。入奥地所勘取也。去年五月陸奥及当国軍士敗走之日。或着甲冑。逃帰本土。或脱棄山野。跳身奔竄。是時。前弩師従七位上秦忌寸能仁進甲冑一百一十。賊徒返進廿二。今奥雄勘取六十六領。惣一百九十八領。納**秋田城**畢。又夷俘賜饗之日。多以他死亡位記。自称其姓名。貪預賜禄。奥雄責取死亡位記一百六枚。

二十七　元慶三年（八七九）（藤原保則伝）

改権守為正守。右中弁如故。有勅。暫留鎮撫之。此国。民夷雑居。田地膏腴。土産所出。珍貨多端。豪吏并兼。無有紀極。私増租税。恣加徭賦。又権門子年来求善馬良鷹者。猥聚如雲。辺民愚朴。無知告訴。唯随其求。不言煩費。由是隴畝之民。皆若貧窮。奸猾之輩多致富隘。公施以朝典。教示百姓。厳張憲法。勿令侵犯。若更有不法者。捕而案之。由是百姓安堵。夷道清平。時陸奥国夷狄有訴訟者。皆到**出羽国**而取決。公初在両備。専以仁恵而化之。及治**出羽**。更以威厳以理之。吏民有罪。無有所宥。当論者不能測其深浅。

二十九　元慶四年（八八〇）四月（藤原保則伝）

（前略）元慶元年。任在右中弁。二年二月。**出羽国**蝦夷反乱。攻**秋田城**。城司良岑近者。不能城守。脱身伏竄於草莽之間。賊放火焼城。軍資・器械一時蕩尽。逆徒蟻聚。分兵囲諸城戍。国守藤原興世棄府城逃走。時為太政大臣昭宣公摂政。乃勅陸奥国。発兵三千人。起援**出羽国**。於是陸奥守須大発国中。得精騎千人・歩兵二千人。其送鎧甲糧儲者。将万人。以大掾藤原梶長為押領使。令与**出羽軍**討撃賊虜。**出羽掾**藤原宗行・文室有房・小野春泉等。亦発国中歩騎二千余人。相共屯**秋田**河辺。時賊徒千余人乗舡舸。随流俄至。梶長等率兵対戦。天時大霧。四面昏暗。

於レ是賊衆数百人、持レ兵欵至二官軍後一、同レ声大叫、奔突二官軍一。官軍大駭、狼狽散走。賊徒乗レ勢、前後奮撃焉。官軍大潰。遂斬二**出羽国**弩師神服真雄及両国偏裨数十人一。軍士被二殺虜一数百千人。軍実甲冑、悉被二鹵獲一。遂相蹈藉、死者不レ可二勝数一。文室有房被レ創殆死。小野春泉潜二伏死人之中一、纔得レ免レ害。藤原梶長深竄二草間一、五日不レ食、賊去之後、歩逃至二陸奥国一。

五月二日、両国飛駅忽至。於レ是昭宣公大驚、与レ公謀レ事。語云、東方之将累二長者一。公辞謝云、身旧文吏、未三嘗知二跨レ馬引レ弓。非三敢愛二措微軀一、恐レ成二朝廷之恥一。昭宣公曰、自二天智天皇時一、藤氏代立二勲績一、朝所二倚頼一。方今身非二伊周一、忝摂二冢宰一。遭二此寇乱一、内慙外□。瓜葛之義、君亦可レ悉。願尽二智謀一。勿レ為二餝讓一。公曰、必不レ得レ已、可レ用二愚計一者、冀露二肝胆一、無レ有レ所レ隠。恐殿下不レ得二能用一之。昭宣公、専意二安付一、遂無二他腸一。公曰、蝦夷内附以来、欲レ漸二二百年一。畏二服朝威一、無レ有二寇逆一。如聞、**秋田城司**良岑近者、聚斂無レ厭、徴求万端。故畳レ怨積レ怒致二叛逆一。夷種衆多、逓相合従。賊徒数万、窮寇死戦、一以当レ百、難二与争レ鋒。如今之事者、雖二坂将軍再生一、不レ能二蕩定一。若教以二義方一、示以二威信一、播二我徳音一、変二彼野心一、不レ用二尺兵一、大寇自平。昭宣公曰、善。公亦曰、今当下以二恩信一化中服夷狄上。若郡醜之中、猶有下不二馴服一者上、必可下以二兵威一而臨上之。前左近衛将監小野春風、累代将家、驍勇超レ人。前年頻遭二讒謗一、免レ官家居。願先令二春風一率二積衆一、示以二朝廷之威信一。然後以レ徳招致、未レ歴二数月一、自応二銷散一。

昭宣公大悦、其月四日、叙レ公為二正五位下一、即以二右中弁一兼二**出羽権守**一。擢二春風一為二鎮守将軍従五位下一、及与二陸奥介従五位下坂上好蔭一受二公節度一。公奉レ詔以後、数日進発、昼夜兼行。行跡之間、飛駅継レ途、奏下賊虜強盛、官軍頻敗、及城或失レ守群隊陥没之状上。時従騎十余人、皆無二不一褫レ魂奪レ気。而公容色不レ変、曾無二畏憚之意一。既至二**出羽国**一、命二春風・好蔭一、各将二陸奥国精騎五百人一、直入二虜境一。召二其酋豪一、宣以二国家之威信一。

先レ是賊聞二王師来討一、率二衆万余人一、遮二守険隘一。春風少遊二辺塞一、能暁二夷語一。即脱二甲冑一、棄二弓牟一、独入二虜軍一、具宣二朝命一、皆如二公意一。於レ是夷虜叩頭拝謝云、異時**秋田城司**、貪慾暴横、谿壑難レ塡。若毫毛不レ協二其求一者、楚毒立施。故不レ堪二苛政一、遂作二叛逆一。今将軍幸以二天子恩命一而詔之。願改二迷途一、帰二幕府一。於レ是競以二酒食一饌二饗官軍一。其豪長数十人、相率随二春風一、至二**出羽国府**一。公即召見慰撫。賊亦尽返下献先所二虜略一之生口及軍器上。時有二渠帥二人一、不レ肯二帰附一。公語二諸豪長一云、二虜不レ来、於二汝心一如何。豪長等倶陳云、殊自レ有レ謀。願暫垂二寛仮一。後数日、遂斬二両夷首一以献レ之。公即発二使者一、撫二佃余種一。自二津軽一至二渡嶋一、雑種夷人、前代未二曾帰附一者、皆尽内属。於レ是公復立二**秋田城**一。凡厥塁柵楼塹、皆倍二旧制一。

三年、改二権守一為二正守一。右中弁如レ故。有レ勅、暫留鎮撫之。此国、民夷雑居、田地膏腴、土産所レ出、珍貨多端。豪吏并兼、無レ有二紀極一、私増二租税一、恣加二徭賦一。又権門子年来

求善馬良鷹者、猥聚如雲。辺民愚朴、無知告訴、唯随其求、不言煩費。曰是隴畝之民、皆若貧窮、奸猾之輩多致富溢。公施以朝典、教示百姓、厳張憲法、勿令侵犯。若更有不法者、捕而案之。由是百姓安堵、夷道清平。時陸奥国夷狄有訴訟、皆到出羽国而取決。公初在両備、専以仁恵而化之。及治出羽、更以威厳以理之。吏民有罪、無有所宥。当論者不能測其深浅。

四年四月、依官符入京。時在朝卿相、皆賀公勲績。公辞謝云、此皆朝威之所致、非愚略之有施也。是時天下皆以為、公不労一卒、平定大寇。朝廷必当疏高爵答其殊勲。而偏用公辞譲、遂無優崇之制。又良岑近者、貪叨賊穢、致此寇乱。無亦無懲悪之典。由是衆議多譏昭宣公失賞罰之柄。公性楽静黙、不好劇務。屢対昭宣公、固辞弁官。七月任播磨守。辞不赴任。（中略）

延喜七年季春一日、文章博士善清行記之。

三十

元慶五年（八八一）三月二十六日甲戌（日本三代実録　巻三十九）

先是。出羽国司言。太政官去年六月十六日下国符偁。彼国解偁。兵士鎮兵惣一千六百五十人。鎮兵六百五十人。毎人充日粮一升六合。戍二城兵士一千人。毎人充日粮八合。分結六番。直於国府。而承前国吏。以健児為戍。兵士鎮兵无置一人。仍令諸郡進勇敢者。但鎮兵者。旧有長上之料。无煩調練。兵士者只給番上之粮。有妨教習。由是兵士千人給長上之粮。配戍一府二城。以備非常。請三ケ年将蒙許聴。勅聴三ケ年。而今年十二月満限。始自明年復旧。望請。重被許三ケ年。勅聴一年。

三十一

元慶五年（八八一）四月二十五日壬寅（日本三代実録　巻三十九）

出羽国元慶二年為夷虜所焼盗穀穎冊二万五百一束六把八分六毫。糒七百五十斛。革短甲三百冊七領。冑五百卅三枚。鉄鉢一百五十七枚。革鉢五十枚。木鉢三百廿六枚。箭八千三百八十隻。大角六枚。小角八枚。鼓六十面。大刀五十五柄。弓七十一張。鉄鈎五十五柄。弩廿九具。手弩一百具。鉄一十三柄。鉞八柄。楯五十二枝。槍一百八十一竿。鎌槍七十三竿。鯰尾槍一百八竿。官舎一百六十一宇。城櫓廿八宇。城棚櫓廿七基。塹棚櫓六十一基。是日。有勅。免除以省交替之煩。

三十二

元慶八年（八八四）九月二十九日丙戌（日本三代実録　巻四十六）

出羽国司言。今年六月廿六日秋田城雷雨晦冥。雨石鏃廿三枚。七月二日飽波郡海浜雨石似鏃。其鋒皆向南。陰陽寮占云。彼国之憂。応在兵賊疾疫。

三十三

仁和元年（八八五）十一月二十一日辛丑（日本三代実録　巻四十八）

去六月廿一日出羽国秋田城中。及飽海郡神宮寺西浜雨石鏃。

陰陽寮言。当レ有二凶狄陰謀兵乱之事一。神祇官言。彼国飽海郡大物忌神。月山神。田川郡由豆佐乃売神。倶成二此怪一。崇在二不敬一。勅令下二国宰一。恭祀二諸神一。兼慎中警固上。

三十四　仁和三年（八八七）五月二十日癸巳（日本三代実録　巻五十）

先レ是。出羽守従五位下坂上大宿禰茂樹上言。国府在二出羽郡井口地一。即是去延暦年中。陸奥守従五位上小野朝臣岑守。拠二大将軍従三位坂上大宿禰田村麻呂論奏一所レ建也。去嘉祥三年地大震動。形勢変改。既成二窪泥一。加之海水漲移。迫二府六里所一。大川崩壊。去レ隍一町余。両端受レ害。無レ力二堤塞一。堙没之期在二於旦暮一。望請。遷二建最上郡大山郷保宝士野一。拠二其険固一。避二彼危殆一者。太政大臣。右大臣。中納言兼左衛門督源朝臣能有。参議左大弁兼行勘解由長官文章博士橘朝臣広相。於二左仗頭一。召二民部大輔惟良宿禰高尚。大膳大夫小野朝臣春風。左京亮藤原朝臣高松等一。問二彼国遷レ府之利害一。所レ言参差。同異難レ定。更召二伊予守藤原朝臣保則一。以二高尚等詞一問レ之。保則言。国司所レ請。非レ無二理致一。保則高尚等。元任二彼国吏一。応レ知二土地之形勢一。故召二問之一。太政官因二国宰解状一。討二覈事情一曰。避レ水遷レ府之議。雖レ得二其宜一。去レ中出レ外之謀。未レ見二其便一。何者。最上郡地在二国南辺一。山有而隔。自レ河而通。夏水浮レ舟。纔有二運漕之利一。寒風結レ凍。曾无二向レ路之期一。況復秋田雄勝城。相去已遥。烽候不レ接。又挙納秋饗。国司上下。必有二分レ頭入レ部一。率レ衆赴レ城。若沿レ水而往。泝レ水而還者。徴発之煩更倍二於尋常一。逓送之費将レ加二於黎庶一。晏然無事之時。縦能兼済。警急不虞之日。何得二周施一。以レ此論レ之。南遷之事。難レ可二聴許一。須下択二旧府近側高敞之地一。閑月遷造。不レ妨二農務一。用二其旧材一。勿レ労二新採一。官帳之数。不レ得二増減一。勅宜下依二官議一。早令レ行レ之。

三十五　寛平五年（八九三）閏五月十五日壬午（日本紀略　前篇二十）

出羽国渡嶋狄与二奥地俘囚等一。依下欲レ致二戦闘一之奏状上。仰二国宰一。令下警二固城塞一。選中練軍士上。

三十六　延長五年（九二七）（延喜式）

国郡条（巻二十二　民部上）

出羽国上管　最上　村山　置賜　雄勝　平鹿　山本　飽海　河辺　田川　出羽　秋田

右為二遠国一。

駅伝馬条（巻二十八　兵部省）

（中略）出羽国駅馬　最上十五疋、村山・野後各十疋、避翼十二疋、佐芸四疋・船十隻、遊佐十疋、蚶方・由理各十二疋、白谷七疋、飽海・秋田各十疋。　伝馬　最上五疋、野後三疋・船五隻、由理六疋、避翼一疋・船六隻、白谷三疋・船五隻。

三十七　承平年間（九三一～九三八）（和名類聚抄　巻五　大東急記念文庫本）

（前略）出羽国　国府在二平鹿郡一。行程上四十七日、下二十四日。管十一。田二万六千百九町二段五十一歩。正二十四万四

千三百二十束。公四十万束。本穎九十二万七千七百十二束。雑穎二十八万三千三百九十二束。最上毛加美。村山牟良夜末。置賜於伊太三。雄勝乎加知。有レ城謂二之答合一。平鹿比良加。山本也末毛止。飽海阿久三。河辺加波乃倍。田川多加波。出羽国府。**秋田阿伊太**。有レ城企治。

三十八　承平年間（九三一～九三八）（和名類聚抄　巻七　元和古活字本）

（前略）

雄勝郡

　雄勝　大津　中村　余戸

平鹿郡

　山川　大井　邑知

山本郡

　山本　塔甲　御船　鎰刀　余戸

飽海郡

　大原　飽海　屋代　**秋田**　井手　遊佐　雄波　由理　余戸

河辺郡

　川合　中山　邑知　田郡　大泉　稲城　芹泉　余戸

（中略）

秋田郡

　添川　率浦　方上　成相　**高泉**

三十九　天慶二年（九三九）四月十一日（貞信公記抄）

定五月節有無事、以**出羽介**保利朝臣為城司宣旨、仰相職朝臣、

四十　天慶二年（九三九）四月十七日（貞信公記抄）

出羽国馳駅言上凶賊乱逆与**秋田城軍**合戦事等、左衛門督入夜参入、彼闕解文令外記送家、

四十一　天慶二年（九三九）五月六日（貞信公記抄）

出羽国馳駅使来、其解文云、賊徒到来**秋田郡**、開官舎、掠取官稲、焼亡百姓財物、又率異類可来云云、

四十二　天慶二年（九三九）七月十八日（本朝世紀）

季御読経竟也。仍親王已下参二八省一。結願之間。暴雨忽降。仍差二左少将源朝忠一為二勅使一。衆僧給二度者各一人一。其後上卿着二宜陽殿一。有二内外印事一。給二**出羽国**官符二枚也一。一枚以二国庫納器仗戎具一下二行軍士一可レ充二合戦一事。并以二正税穀一充二給軍粮一事。一枚弥練二精兵一追二討賊徒一并可レ加二譴責於**秋田城司**介源嘉生朝臣一事。

四十三　康保四年（九六七）二月十一日（魚魯愚鈔　四）

以秋田城介任出羽守例

康保四年二月十一日、即召大臣前、前任物六人之中以散位大江澄景為右衛門権佐、散位実忠為出羽守、実忠前任出羽介、為秋田城司造立数十宇官舎委納千余石不動、依有其勤准源喜生城司任終之後任上総守例殊抽任、

四十四　天元三年（九八〇）七月二十三日官符（類聚符宣抄　巻八）

太政官符出羽国司

応レ令下二介従五位下平朝臣兼忠一勤中行秋田城務上事

右従二位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣為光宣。奉レ勅。宜下差二遣彼城一勤中行警固上。若触二防禦一。有レ所レ請者。随レ状処分。寄二事鎮衛一。勿レ簡二国務一者。国宜二承知依レ宣行レ之。符到奉行。

左中弁　　右大史

天元三年七月廿三日

四十五　年月未詳（西宮記　巻八）

受領赴レ任事

蔵人奏二参入由一。垂二御簾一（経蔵人者任者不レ垂。）召二南廊壁下一賜二勅語一、蔵人伝レ之。賜レ禄。或於二腋陣一給二四位染衾、五位・六位襖子一。将軍、城介、同レ之。

四十六　年月未詳（西宮記　巻十三）

一、諸宣旨

（略）

下二兵部一宣旨。武官除目。（復任、停任。）補二諸衛府生馬医師史生一宣旨。

衛府官人召二大歌一事。統領事。衛士事。陸奥将軍兼仗事。

（略）

大宰・陸奥兼仗。（上卿奉レ勅、給二官符式部一。式部申二補任府一、給二任符一之。）

陸奥鎮守府給二兵部一。（城介、同レ之。）

帥随身。（主人進二請文一。依二宣旨一仰二近衛・兵衛、令レ進二差文一、次給二官符一。四府各二人、合八人、内印。）

出羽城介城務事。（給二官符一可レ行秋田城事一由、給二所御牒一云云。可レ尋。）

四十七　長徳元年（九九五）十月二日（権記）

参内、蔵寮以餅一折櫃給殿上、例也、右府給城介信親朝臣申給枉道官符、従海道赴任国文一枚、可奏事由者、

四十八　長保二年（一〇〇〇）一月七日（権記）

秋田城立用不動可作官符、付甘葛煎使、送出羽守義理朝臣許、詣左府、参内、左大臣参仗下、被奏云、白馬事雖止節会、依

有例可覧之由、先日所承也、但櫳近衛等装束并馬飾否、陣有無之事可随仰、仰云、櫳装・馬飾如例、但止近衛陣、可令供奉本寮、

亦大臣被召参上、被仰御装束之事、仍垂南廂御簾、西第一・二・三間鋪畳、為公卿座、廂南第四間設御座、大外記善言朝臣奉仰、再三遣召御馬、申剋纔参来、亦被奏云、左馬寮頭参入、助不候、右寮助雖参、頭不参、若左頭・右助左右供奉御馬前如何、仰云、依請、即有勅牽渡御馬、其数如常、右助令申候由遅参、仍被責怠状、今夜退出、

四十九　長和四年（一〇一五）十一月四日（御堂関白記）

城介奉好献馬二疋、参太内、候宿、

五十　永承六年（一〇五一）（陸奥話記）

六箇郡内、有二安倍頼良者一。是同忠良子也。父祖倶果敢、而自称二酋長一。威権甚、使二村落皆服一、横二行六郡一、囚二俘于庶士一。驕暴滋蔓、漸出二衣川外一。不レ輸二賦貢一、無レ勤二徭役一。代々恣レ己、雖レ蔑上不レ能レ制レ之。永承之頃、大守藤原朝臣登任発二数千兵一攻レ之。出羽秋田城介平朝臣重成為二前鋒一。大守率二夫士一為レ後。頼良以二諸部囚俘一拒レ之、大戦二于鬼切部一。大守軍敗績、死者甚多。於レ是朝廷有レ議、択二追討将軍一。衆議所レ帰、独在二源朝臣頼義一。（中略）経二数年間一、忽応二朝選一、専二征伐将帥之任一。拝為二陸奥守一、兼二鎮守府将軍一、令レ討二頼良一。天下素知二才能一、服二其採択一。入レ境著レ任之初、俄有二天下大赦一。頼良大喜、改レ名称二頼時一同二大守名一有レ禁之故也。委レ身帰服、境内両清、一任無レ事。

参考　出羽柵関係史料

一　和銅二年（七〇九）七月一日乙卯（続日本紀　巻四）

令二諸国運二送兵器於出羽柵一。為レ征二蝦狄一也。

二　和銅二年（七〇九）七月十三日丁卯（続日本紀　巻四）

令二越前・越中・越後・佐渡四国船一百艘送二于征狄所一。

三　和銅七年（七一四）十月二日丙辰（続日本紀　巻四）

勅、割二尾張・上野・信濃・越後等国民二百戸一、配二出羽柵戸一。

四　養老元年（七一七）二月丁酉（続日本紀　巻七）

以二信濃・上野・越前・越後四国百姓各一百戸一、配二出羽柵戸一焉。

五　養老二年（七一八）衛禁律24越垣及城条（律）

凡越二兵庫垣。及筑紫城一。徒一年。陸奥越後出羽等柵亦同。曹司垣杖一百。大宰府垣亦同。国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。皆。謂。有門禁者。縦无垣墻。唯若従溝瀆内入出者。与越罪同。越而未過。減一等。有柵籬亦是。余条未過准此。即兵庫及城柵等門。応閉忘誤不下鍵。若応開毀管鍵而開者。各杖六十。兵庫及城柵等。各有禁門。応閉皆須下鍵。其忘誤不下鍵。若応開毀管鍵而開。各得杖六十。錯下鍵。及不由鑰而開者。笞卅。余門各減二等。若壇開閉者。各加越罪一等。即城主無故開閉者。与越罪同。

六　養老二年（七一八）賊盗律27盗節刀条（律）

凡盗節刀者。徒三年。宮殿門。庫蔵。及倉廩。筑紫城等鑰。徒一年。国郡倉庫。陸奥越後出羽等柵。及三関門鑰亦同。宮城。京城及官厨鑰。杖一百。公廨及国厨等鑰。杖六十。諸門鑰笞五十。

七　養老三年（七一九）七月九日丙申（続日本紀　巻八）

遷二東海・東山・北陸三道民二百戸一、配二出羽柵一焉。

八　天平九年（七三七）正月二十二日丙申（続日本紀　巻十二）

先是、陸奥按察使大野朝臣東人等言、従二陸奥国一達二出羽柵一、道経二男勝一、行程迂遠。請、征二男勝村一、以通二直路一。於是、詔二持節大使兵部卿従三位藤原朝臣麻呂、副使正五位上佐伯宿禰豊人・常陸守従五位上勲六等坂本朝臣宇頭麻佐等一、発二遣陸奥国一。判官四人、主典四人。

九　天平九年（七三七）四月十四日戊午（続日本紀　巻十二）

遣陸奥持節大使従三位藤原朝臣麻呂等言、以二去二月十九日一、到二陸奥国多賀柵一。与二鎮守将軍従四位上大野朝臣東人一共平章。且追二常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野等六国騎兵惣一千人一。聞、山海両道夷狄等、咸懐二疑懼一。仍差二田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人一、遣二海道一、差二帰服狄和我君計安墨一、遣二山道一、並以二使旨一慰喩、鎮撫之。仍抽二勇健一百九十六人一、委二将軍東人一。四百五十九人分二配玉造等五柵一。麻呂等、帥二所余三百卌五人一、鎮二多賀柵一。遣二副使従五位上坂本朝臣宇頭麻佐一、鎮二玉造柵一。判官正六位上大伴宿禰美濃麻呂鎮二新田柵一。国大掾正七位下日下部宿禰大麻呂鎮二牡鹿柵一。自余諸柵、依旧鎮守。廿五日、将軍東人従二多賀柵一発。四月一日、帥二使下判官従七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人、鎮兵四百九十九人、当国兵五千人、帰服狄俘二百卌九人、従二部内色麻柵一発。即日、到二出羽国大室駅一。出羽国守正六位下田辺史難波将二部内兵五百人、帰服狄一百卌人一、在二此駅一、相待。以二三日一、与二将軍東人一共入二賊地一。且開道而行。但賊地雪深、馬芻難得。所以、雪消草生、方始発遣。同月十一日、将軍東人廻至二多賀柵一。自導二新開通道惣一百六十里一。或尅石伐樹、或塡澗疏峯。従二賀美郡一至二出羽国最上郡玉野一

八十里、雖惣是山野形勢険阻、而人馬往還無大艱難。従玉野至賊地比羅保許山八十里。地勢平坦、無有危嶮。狄俘等曰。従比羅保許山至雄勝村五十余里、其間亦平。唯有両河。毎至水漲、並用船渡。四月四日、軍屯賊地比羅保許山。先是、田辺難波状偁、雄勝村俘長等三人来降。拝首云、承聞、官軍欲入我村、不勝危懼。故来請降者。東人曰、夫狄俘者、甚多姦謀。其言無恒。不可輒信。而重有帰順之語、仍共平章。難破議曰、発軍入賊地者、為教喩俘狄、築城居民。非必窮兵残害順服。若不許其請、凌圧直進者、俘等懼怨、遁走山野。労多功少。恐非上策。不如、示官軍之威、従此地而返。然後、難破、訓以福順。懐以寛恩。然則、城郭易守。人民永安者也。東人以為然矣。又東人本計、早入賊地、耕種貯穀、省運糧費。而今春大雪、倍於常年。由是、不得早入耕種。天時如此。已違元意。其唯営造城郭、一朝可成。而守城以人、存人以食。耕種失候、将何取給。且夫兵者、見利則為、無利則止。所以、引軍而旋、方待後年、始作城郭。但為東人自入賊地、奏請将軍鎮多賀柵。今新道既通、地形親視。至於後年、雖不自入、可以成事者。臣麻呂等愚昧、不明事機。但東人久将辺要、尠謀不中。加以、親臨賊境、察其形勢、深思遠慮、量定如此。謹録事状、伏聴勅裁。但今間無事、時属農作。所発軍士、且放且奏。

十　宝亀六年（七七五）十月十三日癸酉（続日本紀　巻二十三）

出羽国言、蝦賊余燼、猶未平殄。三年之間、請鎮兵九百九十六人、且鎮要害、且遷国府。勅、差相模・武蔵・上野・下野四国兵士、発遣。

官人補任表凡例

本表は『秋田市史』の官人補任表を参照して作成した。

1．本表は陸奥（出羽）按察使・出羽国司の補任表を記載した。
2．記載範囲は出羽国が成立した和銅５年（712）から前九年の役発生直前の天喜４年（1056）までとした。
3．国司については守、介、掾・目の項目を立て、官職の違いが一覧できるようにした。
4．人名については原則として原典の表記に従った。
5．記載にあたっては以下の略号を使用した。
　（任）その年に新たに任官されたことが判明する者。
　（現）その年に在任中であることが判明する者。
　（終）その年に死去、辞任、遷任等により解任されたことが判明する者。
　（権）権官であることが判明する者。
　（姓欠）姓の判明しない者。
　（名欠）名の判明しない者。
6．本表作成の根拠とした出典については省略した。

官人補任表

補任表 1

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
712	和銅 5								
713	6								
714	7								
715	霊亀 1								
716	2								
717	養老 1								
718	2								
719	3								
720	4	正五下	上毛野広人（終）						
721	5								
722	6								
723	7			正六上	多治比家主（現）				
724	神亀 1	従四上	大野東人（現）						
725	2								
726	3								
727	4								
728	5								
729	天平 1								
730	2								
731	3								
732	4								
733	5								
734	6								
735	7								
736	8								
737	9	従四上	大野東人（現）	正六下	田辺難波（現）				
738	10								
739	11	従四上	大野東人（現）						
740	12		大野東人（現カ）						
741	13								
742	14								
743	15								
744	16								
745	17								
746	18								
747	19								
748	20								
749	天平勝宝 1								
750	2								
751	3								
752	4								
753	5								
754	6								
755	7								
756	8								
757	天平宝字 1	正四下	大伴古麻呂（任・終）						
758	2								
759	3			従五下	（小野竹良（現））	(正)六上	（百済三忠（現））		
760	4	正五下	藤原恵美朝獦（現）	従五下	小野竹良（現）	正六上	百済三忠（現）	正六上	玉作金弓（掾／現）
761	5	従四下	藤原恵美朝獦（現）						
762	6	従四上	藤原恵美朝獦（現）						
763	7	従五上	藤原田麻呂（任）	従五下	百済三忠（任）				
764	8			従五上	佐伯美濃麻呂（員外／任）	従五下	上毛野馬長（任）		
765	天平神護 1								
766	2			従五下	百済文鏡（任）	従五下	坂上石楯（任）		
767	神護景雲 1								
768	2								
769	3								
770	宝亀 1						（某）		
771	2								
772	3	正四下	大伴駿河麻呂（任）						
773	4	正四上	大伴駿河麻呂（現）						
774	5	正四上	大伴駿河麻呂（現）	従五下	百済武鏡（任）	外従五下	下毛野根麻呂（任）		

補任表２

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
775	6	正四上	大伴駿河麻呂（現）						
776	7	正四上	大伴駿河麻呂（終）	従五下	上毛野馬長（任）				
777	8	正五下	紀広純（任）						
778	9	正五下	紀広純（現）						
779	10			従五下	多治比乙安（任）				
780	11	従四下	紀広純（現・終）						
781	天応１	正四下	藤原小黒麻呂（任）						
782	延暦１	正三	藤原小黒麻呂（現）						
		従三	大伴家持（任）						
783	2	従三	大伴家持（現）						
784	3								
785	4	従五上	多治比宇美（任）	従五下	百済英孫（任）				
		従三	大伴家持（現・終）						
786	5								
787	6								
788	7	正五下	多治比宇美（現）						
789	8								
790	9	従五上	多治比浜成（任）						
791	10								
792	11			従五下	藤原仲成（任）				
793	12								
794	13								
795	14								
796	15	従四下	坂上田村麻呂（任）						
797	16			従五下	百済聡哲（任）				
798	17								
799	18								
800	19	従四上	坂上田村麻呂（現）						
801	20	従四上	坂上田村麻呂（現）	従五下	文室綿麿（権／任）				
802	21	従三	坂上田村麻呂（現）						
803	22		坂上田村麻呂（現）	正五上	文室綿麿（権／現）				
804	23		坂上田村麻呂（現）	従五下	佐伯社屋（任）				
805	24		坂上田村麻呂（現）						
806	大同１	従三	坂上田村麻呂（現）						
807	2		坂上田村麻呂（現）						
808	3	従四上	藤原緒嗣（任）						
809	4	正四下	藤原緒嗣（現）						
810	弘仁１	正四下	藤原緒嗣（現）						
			藤原藤嗣（任）						
		正四上	文室綿麻呂（任）						
			藤原緒嗣（終）						
811	2	正四上	文室綿麻呂（現）	従五下	大伴今人（現）	従五下	藤原浜主（任）		
							藤原長岡（任）		
812	3	従三	文室綿麻呂（現）	従五上	百済教俊（任）				
813	4		文室綿麻呂（現）						
814	5		文室綿麻呂（現）						
815	6	従三	巨勢野足（任）						
			巨勢野足（現）						
816	7		巨勢野足（現）						
817	8	従三	藤原冬嗣（任）						
818	9		藤原冬嗣（現）						
819	10		藤原冬嗣（現）						
820	11		藤原冬嗣（現）						
821	12	従三	良峯安世（任）						
822	13		良峯安世（現）						
823	14		良峯安世（現）						
824	天長１		良峯安世（現）						
		正五下	伴勝雄（任）						
825	2	従四上	大伴国道（任）						
826	3								
827	4	従四上	大伴国道（現）						
828	5	従四上	大伴国道（現）						
829	6								
830	7	従四下	清原長谷（任）	従五上	小野宗成（現）	正六上	藤原行則（現・鎮秋田城国司）		
831	8		清原長谷（現）						

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
832	9		清原長谷（現）						
833	10		清原長谷（終）						
		正五下	坂上清野（任）						
834	承和1								
835	2								
836	3								
837	4	正五下	坂上清野（現）						
838	5								
839	6	従三	藤原良房（任）						
			藤原良房（現）						
840	7		藤原良房（現）	従五上	藤原宮房（任）				
				従五下	和気真菅（任）				
				従五下	小野千株（任）				
				従五下	文室有真（任）				
841	8	従三	藤原良房（現）						
842	9		藤原良房（現）						
843	10		藤原良房（現）						
844	11	正三	藤原良房（重任）						
845	12	正三	藤原良房（現）			従五下	秋篠氏永（任）		
846	13		藤原良房（現）	従五下	安倍安立（任）				
		従四下	藤原富士麻呂（任）						
847	14	正三	藤原良房（現）						
848	嘉祥1		藤原良房（現）						
849	2	従四下	藤原良相（任）						
850	3	従四上	藤原富士麻呂（終）						
			藤原良相（現）						
851	仁寿1		藤原良相（現）			従五下	坂上当岑		
852	2		藤原良相（現）						
853	3		藤原良相（現）						
854	斉衡1		藤原良相（現）						
855	2	正三	安倍安仁（任）	従五下	藤原弘道（任）				
856	3		安倍安仁（現）						
857	天安1	正三	安倍安仁（現）						
858	2		安倍安仁（現）						
859	貞観1		安倍安仁（終）						
		正三	平高棟（任）						
860	2		平高棟（現）	従五下	橘信蔭（任）				
861	3		平高棟（現）						
862	4								
863	5		平高棟（現）						
864	6		平高棟（現）			従五下	安倍比高（権／任）		
		正三	源　融（任）						
865	7		源　融（現）	従五下	安倍比高				
866	8		源　融（現）						
867	9		源　融（現）						
868	10		源　融（現）	従五下	多治高棟（任）				
869	11	正三	源　融（終）						
		従三	藤原基経（任）						
870	12		藤原基経（現）						
871	13		藤原基経（現）						
872	14		藤原基経（現）						
873	15	従三	藤原常行（任）			従五下	藤原敏行（任）		
874	16		藤原常行（現）						
875	17		藤原常行（終）						
		正三	源　多（任）						
876	18		源　多（現）						
877	元慶1		源　多（現）	従五下	藤原興世（現）	従五下	藤原豊範（現）		
878	2		源　多（現）		藤原興世（現）	外従五下	忠宗是行（任）		
				正五下	藤原保則（権／任）	従五下	藤原統行（権／任）	正六上	小野春泉（権掾／現）
							良岑近（城司／現）	正六上	文室有房（権掾／現）
								正六上	清原令望（権掾／任）
								従七下	茨田貞額（権大目／任）
879	3	従二	源　多（現）	正五下	藤原保則（現）	従五下	藤原統行（権／現）	正六上	小野春泉（権掾／現）
								正六上	文室有房（権掾／現）

補任表4

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
								正六上	清原令望（権掾／現）
								従七上	茨田貞額（権大目／現）
								正七上	藤原有式（権掾／現）
								正六上	春海奥雄（権大目／現）
								正六上	他戸千与本（権大目／現）
								従六下	豊岡継雄（小目／現）
880	4	正三	藤原良世（任）	正五下	藤原保則（権／現）			正六上	春海奥雄（権大目／現）
881	5	正三	源　多（現）						
		正三	藤原良世（現）						
882	6		藤原良世（現）						
883			藤原良世（現）						
884			藤原良世（現）						
885	仁和1	正三	在原行平（任）	従五下	坂上茂樹（任）				
886	2		在原行平（現）						
887	3		在原行平（終）	従五下	坂上茂樹（現）				
		正四下	源是忠（任）						
888	4		源是忠（現）						
889	寛平1		源是忠（現）						
890	2	従三	源能有（現）						
891	3		源能有（現）						
892	4		源能有（現）						
893	5	正三	源能有（任）						
894	6		源能有（現）						
895	7		源能有（現）						
896	8		源能有（現）						
897	9	正三	藤原有実（任）						
		従三	源　光（任）						
898	昌泰1		源　光（現）						
899	2		源　光（現）	従五上	源　悦（任）				
900	3		源　光（現）						坂上秋宗（権少目／終）
901	延喜1	正三	源　光（現）						
902	2	従三	藤原定国（任）						
903	3		藤原定国（現）						
904	4		藤原定国（現）						
905	5		藤原定国（現）						
906	6		藤原定国（終）						
907	7	正三	藤原国経（任）						
908	8		藤原国経（終）				賀茂忠行（現）		
909	9	従三	源　湛（任）						
910	10		源　湛（現）						
911	11		源　湛（現）		藤原経邦（現）				
912	12		源　湛（現）						
913	13	正三	藤原有実（任）						
914	14		藤原有実（終）						
		従三	藤原清貫（任）						
915	15		藤原清貫（現）						
916	16		藤原清貫（現）						
917	17		藤原清貫（現）						
918	18		藤原清貫（現）						
919	19	従三	藤原定方（任）						
920	20		藤原定方（現）						
921	21		藤原定方（現）						
922	22		藤原定方（現）						
923	延長1		藤原定方（現）						
924	2	従三	藤原仲平（任）						
925	3		藤原仲平（現）						
926	4		藤原仲平（現）				藤原良風（城介任）		
927	5		藤原仲平（現）						
928	6		藤原仲平（重任カ）						
929	7		藤原仲平（現）						

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
930	8	正三	藤原仲平（現）						
931	承平1		藤原仲平（現）						
932	2		藤原仲平（現）						
933	3		藤原仲平（現）						
		正三	藤原保忠（任）						
934	4		藤原保忠（現）						
935	5		藤原保忠（現）						
936	6		藤原保忠（終）						
		従三	藤原扶幹（任）						
937	7		藤原扶幹（現）						
938	天慶1	従三	藤原実頼（任）						
939	2		藤原実頼（現）				(姓欠)保利（城介任） 源嘉生（現）		
940	3		藤原実頼（現）						
941	4		藤原実頼（現）						
942	5		藤原実頼（現）						
943	6		藤原実頼（現）						
944	7		藤原実頼（現）						
945	8	従三	藤原師輔（任）						
946	9		藤原師輔（現）						(天慶年中) 物部長平（目／現）
947	天暦1	従三	源清蔭（任）						
948	2		源清蔭（終）				平斉章（現）		
		従三	藤原在衡（任）						
949	3		藤原在衡（現）						
950	4		藤原在衡（現）		藤原令問（現）				
951	5		藤原在衡（現）						
952	6		藤原在衡（現）						
953	7		藤原在衡（終）						
		正三	藤原顕忠（任）						
954	8		藤原顕忠（現）						
955	9		藤原顕忠（現）						
956	10		藤原顕忠（現）						
957	天徳1		藤原顕忠（現）						
958	2	正三	源高明（任）						
959	3		源高明（現）						
960	4		源高明（現）		(姓欠) 在滋（現・終）				
961	応和1		源高明（現）						
962	2		源高明（現）						
963	3		源高明（終）						
		正三	藤原師尹（任）						
964	康保1		藤原師尹（現）						
965	2		藤原師尹（現）				(藤原)実忠（城介／現）		
966	3		藤原師尹（現）						
967	4		藤原師尹（現）		(藤原)実忠（任）				
968	安和1	正三	藤原師氏（任）						
969	2		藤原師氏（現）						
970	天禄1		藤原師氏（終）						
		正三	源雅信（任）						
971	2		源雅信（現）	従五上	橘時舒（現）				
972	3		源雅信（現）						
973	天延1		源雅信（現）						
974	2		源雅信（任）						
975	3	正三	藤原兼家（任）						
976	貞元1		藤原兼家（現）						
977	2		藤原兼家（現）						
978	天元1		藤原兼家（現）						
		従二	藤原為光（任）						
979	2		藤原為光（現）						
980	3		藤原為光（現）		源致遠（現）	従五下	平兼忠（現）		
981	4		藤原為光（現）						
982	5		藤原為光（現）						桜島（名欠）（掾／現）

補任表6

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
983	永観1	正二	源重信（任）						
984	2		源重信（現）	従五下	懐行王（権／任）				
985	寛和1		源重信（現）		源致遠（守カ／現）		平群利方（任）		
986	2		源重信（現）						
987	永延1		源重信（現）						桜島（名欠）（掾／現）
								正六上	藤原貞光（権掾／現）
988	2	正二	藤原朝光（任）						
989	永祚1		藤原朝光（現）						
990	正暦1		藤原朝光（現）						
991	2		藤原朝光（現）						
992	3		藤原朝光（現）						
993	4		藤原朝光（終）						
		正二	藤原済時（任）						
994	5		藤原済時（現）						
995	長徳1		藤原済時（現）				源信親（城介／現）	正六上	藤原時頼（権掾／任）
996	2	従二	藤原顕光（任）					正六上	播磨豊成（大目／任）
		正三	藤原公季（任）						穂積重実（大掾／任）
997	3		藤原公季（現）				平維茂（現）		
		正三	源時中（任）						
998	4		源時中（現）				能登守忠（任）		
999	長保1		源時中（現）	従五下	藤原義理（現）				
1000	2		源時中（現）		藤原義理（現）				出雲（名欠）（権掾／任）
1001	3		源時中（終）		藤原義雅（現）		藤原信正（城介／現・終）		
					平季信（現）				
1002	4	正二	藤原道綱（任）						
1003	5		藤原道綱（現）						
1004	寛弘1		藤原道綱（現）		平季信（現）				
1005	2		藤原道綱（現）						
1006	3		藤原道綱（現）						
1007	4		藤原道綱（現）						
		正二	藤原実資（現）						
1008	5		藤原実資（現）						
1009	6		藤原実資（現）						
1010	7		藤原実資（現）						
1011	8		藤原実資（現）						
1012	長和1		藤原実資（現）		源親平（現）				
		従二	藤原隆家（任）						
1013	2		藤原隆家（現）						
1014	3		藤原隆家（現）						
1015	4						（姓欠）奉好（城介／現）		
1016	5	正二	藤原斉信（任）						
1017	寛仁1		藤原斉信（現）		大中臣宣茂（現）				
1018	2		藤原斉信（現）						
1019	3		藤原斉信（現）						
1020	4		藤原斉信（現）		大江時棟（任）				
1021	治安1	正二	藤原公任（任）						
1022	2		藤原公任（現）						
1023	3		藤原公任（現）						
1024	万寿1		藤原公任（現）		大江時棟（現）				
1025	2		藤原公任（現）						
1926	3		藤原公任（現）						
		正二	藤原行成（任）						
1027	4		藤原行成（現）		大江時棟（現）				
			藤原行成（終）		多米国隆（現）				
1028	長元1	正二	藤原頼宗（任）						
1029	2		藤原頼宗（現）						
1030	3		藤原頼宗（現）						
1031	4		藤原頼宗（現）						

西暦	年号	陸奥（出羽）按察使		出羽国司					
				守		介		掾・目	
1032	5		藤原頼宗（現）	従五下	藤原為通（現）				
1033	6	正二	藤原能信（任）						
1034	7		藤原能信（現）						
1035	8		藤原能信（現）						
1036	9		藤原能信（現）						秦（名欠）(掾・現)
1037	長暦 1		藤原能信（現）						
1038	2	正二	藤原長家（任）						
1039	3		藤原長家（現）						
1040	長久 1		藤原長家（現）						
1041	2		藤原長家（現）						
1042	3		藤原長家（現）						
1043	4	正二	源師房（任）						
1044	寛徳 1		源師房（現）						
1045	2		源師房（現）						
1046	永承 1		源師房（現）						
1047	2		源師房（現）						
1048	3		源師房（現）						
		正二	藤原信家（任）						
1049	4		藤原信家（現）						
1050	5		藤原信家（現）			従五下	平繁成（城介／任）		
1051	6		藤原信家（現）						
1052	7		藤原信家（現）						
	永承年間						平重成（現）		
1053	天喜 1	正二	藤原資平（任）						
1054	2		藤原資平（現）						
1055	3		藤原資平（現）				紀（名欠）（現）		
1056	4		藤原資平（現）						

報 告 書 抄 録

ふりがな	あきたじょうあと
書名	秋田城跡
副書名	－政庁跡－
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	小松正夫、石郷岡誠一、日野　久、西谷　隆、伊藤武士、進藤　靖
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所
所在地	〒011-0901　秋田県秋田市寺内字焼山５６　TEL018-845-1837　FAX018-845-1318
発行年月日	２００２年３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 m²	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきた　し　てらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第36次調査 19820705～ 19821110	906	保護管理
						第38次調査 19830519～ 19831110	1，578	
						第40次調査 19840709～ 19841204	1，280	
						第41次調査 19850408～ 19850524	440	
						第49次調査 19870713～ 19870922	470	
						第77次調査 20010409～ 20010807	300	
						第78次調査 20010612～ 20010831	90	

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
秋田城跡	城柵官衙遺跡	奈良～平安	正殿跡、北東建物跡、北西建物跡、正殿東建物跡、正殿西建物跡、正殿南建物跡、政庁東門跡、築地塀跡、材木塀跡、一本柱列塀跡、竪穴住居跡、竪穴状遺構、柱列、遺構、溝状遺構、土坑、整地地業跡、焼土遺構、瓦敷遺構、瓦溜等	須恵器、土師器、赤褐色土器、緑釉陶器、墨書土器、縄文土器、弥生土器、漆紙文書、硯、軒丸瓦、平瓦、丸瓦、格子目瓦、塼、鉄製品、土製品、石製品、フイゴ羽口、銭貨	秋田城跡の政庁跡の正報告書。政庁の検出遺構、それに伴った遺物、政庁の機能と変遷などを記載。

秋 田 城 跡

－ 政 庁 跡 －

平成14年３月29日発行

発 行／秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所
〒011-0901 秋田市寺内字焼山56
TEL 018(845)1837
FAX 018(845)1318

印 刷／秋 田 印 刷 製 本 株 式 会 社
〒010-0012 秋田市南通みその町4-57
TEL 018(833)7557